

令和二年

三股町議会議録

第1回定例会

令和2年2月27日開会

令和2年3月18日閉会

三股町議会議録

第一回定例会

三股町議会

目 次

◎第1回定例会

○2月27日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	令和2年度施政方針表明	4
日程第4	議案第1号から議案第28号までの28議案及び報告1件一括上程	9
日程第5	令和元年請願第2号について（委員長報告・質疑・討論・採決）	20

○3月4日（第2号）

日程第1	一般質問	25
10番	上西 祐子君	25
9番	指宿 秋廣君	35
8番	内村 立吉君	55
7番	堀内 義郎君	66

○3月5日（第3号）

日程第1	一般質問	82
6番	池邊 美紀君	82
1番	田中 光子君	94
4番	楠原 更三君	104
5番	福田 新一君	121

○3月6日（第4号）

日程第1	総括質疑	146
日程第2	常任委員会付託	149

○3月18日（第5号）

日程第1	意見書案第1号の取扱いについて	152
日程第2	常任委員長報告	153

日程第3 質疑（議案第1号から議案第28号までの28議案）	161
日程第4 討論・採決（議案第1号から議案第28号までの28議案）	162
追加日程第1 意見書案第1号上程	173
追加日程第2 意見書案第1号質疑・討論・採決	174

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和2年第1回定例会 (3月)	議案第1号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月18日
〃	議案第2号	三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月18日
〃	議案第3号	三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月18日
〃	議案第4号	三股町介護保険条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月18日
〃	議案第5号	三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月18日
〃	議案第6号	三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月18日
〃	議案第7号	三股町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月18日
〃	議案第8号	三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月18日
〃	議案第9号	令和元年度三股町一般会計補正予算(第5号)	原案 可決	3月18日
〃	議案第10号	令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月18日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和2年第1回定例会 (3月)	議案第11号	令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	3月18日
〃	議案第12号	令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月18日
〃	議案第13号	令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月18日
〃	議案第14号	令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	3月18日
〃	議案第15号	令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月18日
〃	議案第16号	令和2年度三股町一般会計予算	原案 可決	3月18日
〃	議案第17号	令和2年度三股町国民健康保険特別会計予算	原案 可決	3月18日
〃	議案第18号	令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	原案 可決	3月18日
〃	議案第19号	令和2年度三股町介護保険特別会計予算	原案 可決	3月18日
〃	議案第20号	令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	原案 可決	3月18日
〃	議案第21号	令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	原案 可決	3月18日
〃	議案第22号	令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算	原案 可決	3月18日
〃	議案第23号	令和2年度三股町公共下水道事業特別会計予算	原案 可決	3月18日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和2年第1回定例会 (3月)	議案第24号	令和2年度三股町水道事業会計予算	原案 可決	3月18日
〃	議案第25号	町道路線の廃止について	原案 可決	3月18日
〃	議案第26号	町道路線の認定について	原案 可決	3月18日
〃	議案第27号	第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期三股町次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定について	原案 可決	3月18日
〃	議案第28号	都城市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について	原案 可決	3月18日
〃	意見書案 第1号	新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書(案)	原案 可決	3月18日
〃	報告第1号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について)		
〃	請願第2号	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中 止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願	不採択	2月27日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	上西 祐子	1 加齢性難聴者の支援について	超高齢化社会において、難聴者の増加が言われております。難聴者対策は、認知症を予防する一番大きな因子であると言われております。本町でもこれらの方々の補聴器補助の支援策を考えられないか。	町 長
		2 公営住宅の連帯保証人について	町営住宅に入居の際、連帯保証人が2名必要となっております。 (1人は三股在住者) 連帯保証人がいなくて住宅に申し込めない人がいます。保証人が必要のない条例を改正すべきだと考えますが町としての考えを伺いたい。	町 長
		3 空き家対策について	① 本町の空き家の数は？ ② 空き家の有効活用策の取り組みは？ ③ 空き家バンクの実績は？	町 長
2	指宿 秋廣	1 人材確保について	① 会計年度任用職員の採用状況はどうなっているか。 ② 非正規職員を正規職員の採用で対応するべきではないか。 ③ 正規職員採用の今後の方針・方法はどうか。	町 長
		2 損害賠償について	① 町長や職員に対する住民訴訟の考え方はどうなっているか。 ② 地方自治法の一部を改正する法律の概要と本町の考え方はどうなっているか。	町 長
		3 パソコンのリース状況について	リース期間が切れたパソコンの廃棄の現状はどうなっているか。	町 長
		4 児童館の耐震化について	① 耐震化していない児童館が2館と報道されたがその児童館名はどこか。 ② 補強工事の予定はあるか。	町 長
		5 五本松住宅跡地の基本的考え方について	① 計画の全体的な事業費はどれほどを見込んでいるか。 ② 元金・利子や維持管理費はどれほどを見込んでいるか。	町 長

3	内村 立吉	1 農業について	<p>① 農業振興地域の内容について伺う。</p> <p>② 農林水産省から、農地の転用許可権限を指定町村に与える措置について、本町も権限移譲を受けることはできないか。</p> <p>③ 畜産センターの管理計画を策定する進捗状況について伺う（平成27年9月質問）</p> <p>④ 第61回宮崎県畜産共進会牛枝肉部門の内容について伺う。</p>	町 長
		2 第5回みまたん霧島パノラママラソン大会について	<p>① 全体的な内容について伺う。</p> <p>② 今後について伺う。</p>	町 長
4	堀内 義郎	1 防災・減災・国土強靱化について	<p>「国土強靱化地域計画」の策定に向けた取組について。</p> <p>① 本町としての策定は考えられているのか。</p> <p>② B C P策定について、高齢者の増加に伴う防災体制の充実として、福祉施設のB C P対策について考慮されるのか。</p> <p>③ 防災・減災事業として、農業水路等長寿命化の交付金支援は考慮されるのか。（特に樺山用水路などは山間部を通り、且つ老朽化しているため）</p> <p>④ 新しい三股町のハザードマップの作成について配布はいつか。また、マイタイムラインとして活用できないか。</p> <p>⑤ 災害時の情報収集として消防団員のSNSでの投稿による活用や、大規模災害を想定した同時多発の情報整理の効率を図るため、A I活用は図られないか。</p>	町 長
		2 自転車の活用推進について	宮崎県自転車活用推進計画が策定され、サイクルツーリズム推進による観光振興や健康づくりとして、シェアサイクルの導入や町内の景勝地（三股駅～上米公園～長田峡などを巡る）ルートを開設し、散走（ポタリング）として取り組めないか。	町 長
		3 小鷺巣地区の宅地分譲について	分譲戸数と販売価格の予定はどのようなのか。	町 長

5	池邊 美紀	1 第五地区公民館と消防詰め所の移転について	① 進捗状況と今後の計画 ② 公民館および避難所としての機能・消防第五部詰め所としての機能以外にどんなものを考えているか。	町 長
		2 三股町の教育	① 小規模特認校の推移と今後の方向性 ② 小中学校の今後の取組みとして個々の特性を把握しつつエビデンスに基づいた指導をどのように進めていくのか。	町 長
		3 新型コロナウイルス対策	三股町で感染が確認された場合、行政としてどのような対策を講じるのか。	町 長
6	田中 光子	1 防災対策について	① 防災活動の取り組みはどのようにされているのか。 ② 大雨時、増水する所の把握はされているのか。 ③ 排水対策はどのように考えられているのか。	町 長
		2 発達障がいの早期発見、早期療育について	① 町内の年間出生数。 ② 発達障がいの実態把握はどのように行われているのか。 ③ 現在、町内の療育拠点、児童発達支援事業はどのようになっているのか。 ④ 今後の早期発見・早期支援につながるシステムの構築はどのように考えられているのか。	町 長

7	楠原 更三	1 町民憲章前文からみる現在の三股町について	① 「先人の偉業に学ぶ」ための環境整備として、どのようなことが行われてきたか。 ② みまたの景観まちづくり計画の中に、町民憲章の精神がどのように生かされているか。 (含、本計画の今後の見通し) ③ 郷土愛の観点から、三股誕生の起点をどこに置くか。 ④ 広報紙にある「町の生い立ち」の再考は。 ⑤ 町民歌の活用はどのようにになっているのか。(町主催行事の中で) ⑥ 名誉町民を顕彰したコーナーを文化会館の一角に常設できないか。	町 長
		2 梶山城跡調査整備検討委員会について	① 検討委員会実施について「行った周知」とその「報告」の方法は。 ② 保存整備事業の基本計画の策定予定はどのようにになっているのか。 ③ プロジェクトチームの立ち上げ予定は。 ④ 北郷久秀・忠通公墓及び周辺の整備は考えられないか。	町 長

8	福田 新一	1 くいまーるの活用 (上米公園)	<ul style="list-style-type: none"> ① パークゴルフ場への交通手段に利用できないか。 ② 遊具場利用者の交通手段に利用できないか。 ③ アシステッド三股入居者の交通手段に利用できないか。 ④ 中野地区の足として利用できないか。 ⑤ 花見時期の上米公園利用に活用できないか。 ⑥ 未使用の貯水タンクの有効利用の計画はないのか。 	町 長
		2 防災意識の向上を	<ul style="list-style-type: none"> ① ハザードマップの目的は何か。 ② 河川超えの避難通路をどう考えるか。 ③ 福祉課・高齢者支援課の防災計画は如何に。 ④ 自治公民館における自主防災組織の在り方は。 	町 長
		3 建国大学野球部の来町を町の活性化へ	<ul style="list-style-type: none"> ① 今年の合宿誘致の活動状況は。 ② 今後の誘致に対する改善内容を具体的に。 (グラウンドの整備、本部席の補修、遊具場への飛球防止のバックネット、本町の合宿所利用、補助金等の対応) 	町 長
		4 旧町立病院の取り扱い	現状について。	町 長

三股町告示第8号

令和2年第1回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月21日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和2年2月27日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○3月4日に応招した議員

○3月5日に応招した議員

○3月6日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和2年2月27日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和2年2月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 令和2年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案第28号までの28議案及び報告1件一括上程
日程第5 令和元年請願第2号について(委員長報告・質疑・討論・採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 令和2年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案第28号までの28議案及び報告1件一括上程
日程第5 令和元年請願第2号について(委員長報告・質疑・討論・採決)
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	横田 耕二君	福祉課長	-----	齊藤 美和君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。開会前ではありますが、お知らせいたします。施政方針と提案理由の資料については、本日、全議員に配付しております。

ただいまから令和2年第1回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、福田議員、12番、山中議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る2月21日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和2年第1回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、令和元年度補正予算7件、令和2年度当初予算9件、条例

の改正8件及びその他4件の計28件、このほか報告1件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月18日までの21日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 令和2年度施政方針表明

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、令和2年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、ここに令和2年第1回三股町議会定例会の開会に当たり、令和2年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

昨年は御代替わりの年となり、5月1日に新天皇が即位され、令和の時代が始まりました。

我が町も、町制施行71年目のスタートの年となり、本町のまちづくりのスローガンである「花と緑と水のまち」「文教のまち三股」「アスリートタウン三股」の実現に向かって、なお一層積極的に取り組む決意です。

さて、昨年は、地球温暖化の気候変動等により全国的に災害の多い年であり、特に令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風は、関東・東北を中心に記録的な豪雨災害をもたらしました。本町にも、7月から8月にかけて豪雨や台風の襲来がありましたが、幸いにも大きな被害はなかったところです。

このような災害を目の当たりにしますと、防災・減災・国土強靱化は町政の重要課題と改めて認識を深めたところです。

このような異常気象もありましたが、当初及び補正予算で計画した事業は、議会を初め、町民の皆様のご理解、ご尽力により、ほぼ予定通り実施できました。心から感謝申し上げます。

令和2年度は、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働で創る元気なまち三股」の実現のために、さらに元気で誇れるまちづくりを目指したいと考えています。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様からの声に耳を傾けながら、全身全霊をかけて町政

運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は町政の目標として「自立と協働で創る元気なまち三股」を実現するため、5つのプロジェクトをマニフェストとして掲げ、実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、1つ目の「街むら元気わいわいプロジェクト」では、町営五本松団地の約半分を更地とするとともに、跡地の利活用について、健康とにぎわいと交流の拠点と位置づけ、町民ワークショップや町民アンケートを実施するとともに、幹事会や検討委員会、有識者から成る審議会を開催し、基本構想の策定に努めました。

そして、三股駅と役場周辺、文化会館周辺及び五本松団地跡地のエリアを中心市街地と位置づけ、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定にも取り組んでいるところです。

また、交流人口の拡大や町経済の活性化を図るため、「第5回みまたん霧島パノラマまらそん」や「第7回モノづくりフェア」「第8回まちドラ!」、そして恒例の「春まつり」「ふるさとまつり」などのイベントを開催し、三股町を町内外に発信しました。

過疎対策としては、過疎対策奨励金を継続するとともに、梶山・長田小学校の生徒数確保のため、スクールバスを2台にしました。そして、長田・梶山小学校の小規模特認校の魅力化のため、学習支援として児童1人1台のタブレット教育に取り組んでいます。

また、本町の全小中学校のICT（情報通信技術）活用による学習の充実にも、年次的・計画的に取り組んでいるところです。

安全安心なまちづくりとしては、消防団各部に配備されている小型ポンプが、老朽化による機能低下が進んでいることから、平成30年度と令和元年度の2カ年で小型ポンプの更新を行いました。

また、第6部の消防団詰所を第一次避難所である6地区分館に併設することで、消防団の活性化及び防災力の向上に努めました。

今年度は、土砂災害警戒区域内にある第5部消防団詰所と第5地区公民館を長田小学校隣接地に移設し、併設することで、避難施設を有する防災機能の強化とあわせ、コミュニティー機能の一体化に年次的に取り組んでいきます。さらに、災害大国である現状を踏まえ、自主防災組織の設立、拡充に努め、安全安心な町を目指します。

2つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、本町の基幹産業である農畜産業の発展のため、引き続き中央地区の農地・農道・用排水路等の基盤整備に取り組んでまいります。そして、拡大する圃場の集約化を図り、作業の効率化、担い手の確保、農家の所得向上につなげていく計画です。

また、6次産業化の取り組みとしましては、商工会や観光協会、霧島会、実践型雇用創造協議

会などの団体と連携しながら、ゴマやどぶろく、バイオ茶、カンショのスイーツなどのブランド化に努めるとともに、ふるさと納税の返礼品としても活用しているところです。

このような中、ことしの第92回アカデミー賞受賞後のパーティーのメニューに、宮崎牛と焼酎「霧島」に加え、本町の上水園のバイオ茶が採用されました。大変名誉なことであり、世界のバイオ茶とともに、本町を発祥の地として発信してまいりたいと考えます。

雇用の場創出の取り組みとしては、昨年12月に規模拡大としての進出があり、企業立地の認定をしたところです。雇用計画では、ことしから5年間で16名の新規雇用が計画されています。

また、若者の県外流出が進む中、若者に人気のある情報系企業の誘致に積極的に取り組んでいくほか、国からの委託事業である実践型地域雇用創造事業では、ネットを利用した仕事の創出や農業の6次化推進のため、セミナーなどを開催し、人材育成や雇用拡大などに取り組んでいるところです。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、放課後児童支援員の処遇改善を図るため、放課後児童クラブの有料化に取り組みました。有料化に当たっては、生活困難家庭の利用料免除や入所児童2人目以降の減免規定等を設け、子育てに優しい町としての配慮もいたしました。

乳幼児や子供の医療費助成については、乳幼児の通院・入院医療費の無料化及び小中学生の入院医療費の無料化は、引き続き継続します。そして、平成30年10月から実施した小学生の通院医療費についての助成を、令和2年度は中学生まで拡大するとともに、一部負担金の減額を11月から実施する予定です。

養護老人ホーム清流園については、昨年4月から、やまびこ会の指定管理から社会福祉法人スマイリング・パークに管理運営が移行しました。施設の名称を「養護老人ホーム アシステッドリビングみまた」とし、入居者の共用空間を快適にするため、自己資金で早速リフォームをされました。家庭にいるような環境づくりとの方針であり、入居者への配慮が感じられました。

高齢者の居場所づくりとして、町内に30カ所のサロンを設置し、交流の場、健康づくりの場として活用されています。さらなる配置を目指すとともに、活動の活性化を支援してまいります。

また、高齢者の免許返納者へのメリット制度を創設し、「くいまーる」の無料乗車券120回分を交付いたします。

障害児・者のワンストップ相談窓口として、元気の杜に設置している障害者基幹相談支援センターの充実については、引き続き取り組んでまいります。

子供の貧困対策については、社会福祉協議会がボランティアの力を借りながら実施しているフードバンク事業「どうぞ便」や子ども食堂等について、社会福祉協議会と連携を図りながら支援してまいります。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、「アスリートタウン三股」づくりの

一環として、本町の中心的な運動公園である旭ヶ丘運動公園の陸上競技場については、アグレッシブタウン基本構想に沿って4カ年計画で大規模改修事業に取り組んでいます。

令和元年度は、100メートル直線コースの全天候型化について整備を行いました。

今年度は、全天候型トラック3コースの外側5コースをクレーで整備いたします。

「文教のまち三股」の推進として、児童生徒の学力向上のため、ICTが活用できる環境整備や教育の情報化、英語教育の充実に努めるとともに、熱中症対策として、全教室にエアコンを整備しました。今年度はトイレの洋式化に取り組めます。

小学生の学力向上対策としては、放課後子ども教室の拡大、土曜学習の教育支援を行います。また、三股小学校をモデル校として、放課後に3年生の希望者に特化した教育を行うとともに、昨年11月からは、中学生1年生を対象にした放課後学習を行っています。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、清掃工場が遠方に移転したことから、ごみの減量化・リサイクルの推進施策として、電動生ごみ処理購入費補助やコンポストの貸与、EM活性液の配付を引き続き行ってまいりました。

また、河川の水質保全対策として、公共下水道事業に鋭意取り組み、加入促進に努めているところです。

また、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえに取り組むとともに、「クリーンアップみまた」やエコロジーボランティアなどで環境美化に引き続き取り組んでまいります。

なお、老朽化した衛生センターの移転改築については、地元である今市自治公民館と、三股町中央浄化センター内への汚泥等受け入れ施設の建設及び操業に関する協定として調印式を行いました。この協定を踏まえ、計画的に取り組めます。

また、「みまたの景観」を守り、つくり、育てていくために、町民・事業者・行政の景観に対する意識を高め、地域に根差したルールづくりや取り組みを進めていくことを目的に、三股町景観まちづくり計画を策定しました。

以上、5つのプロジェクトの概要を説明しましたが、このように各種事業に着実に取り組むことができますことは、議員各位を初め、多くの皆様のご支援のたまものと感謝申し上げます。

今後とも、伝統ある自然豊かな三股町の発展のため、全力で諸課題に取り組んでまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、国内の経済状況に目を向けてみますと、設備投資の増加、雇用や所得環境の改善など、内需が安定していることにより、緩やかな回復が続いたものの、中国で発生した新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に深刻な影響を与えるのではないかと懸念が広がっています。

令和元年10月に実施された消費税率10%への引き上げに当たって、国は経済の回復基調に影響を及ぼさないようにとのことから、軽減税率制度や臨時・特例の措置など、各種の対応策を

実施しております。

また、消費税増収分の一部を活用した幼児教育・保育の無償化もスタートし、今後の少子化対策に期待が持たれております。

このような中、本町においては、次代を担う若者は都市部へ就職する傾向が非常に強く、生産年齢人口比率は昭和55年以降減り続けており、平成17年以降は実人数でも減少に転じました。そのため、地元企業では人材確保に苦慮しているところであり、地域経済への影響が懸念される場所です。

一方で、今年度は東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、遠くギリシャから聖火がリレーされ、国内をめぐりますが、本町でも、ことし4月27日に町多目的スポーツセンターを出発し、その後、県道33号線を駆け抜け、西部地区体育館へ向かうコースで聖火リレーが開催されます。

オリンピック・パラリンピックの開催を通じた経済効果が期待され、雇用ニーズの高まりや消費活動の活発化などにより、地方創生にも少なからずよい影響があるものと期待されております。

こうした中、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2019において、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、新経済・財政再生計画を着実に推進し、社会保障改革による保険料負担の伸びの抑制や労働参加の促進等について、歳出改革及び歳入改革への取り組みを継続することとしています。

社会保障関係費の増加、人口減少・高齢化のもとで、新たなサービス需要の増加といった課題に引き続き対処し、地方自治体がより自主的かつ高い自由度で行財政運営ができるよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築や地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組み、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から、地方交付税制度を初めとする地方行財政改革を進めることとしています。

本町財政の見通しについては、歳入面において、景気の回復傾向から町税等の若干の増が見込めるものの、国が試算するほどの税収の伸びは見込めない場所です。歳出面では、過去の投資的事業における公債費の償還や、年々増加する扶助費等の義務的経費に加え、会計年度任用職員制度導入による人件費や公共施設等に係る維持補修経費などの経常経費の増加が見込まれます。

また、少子高齢化社会への対応、循環型社会の構築等、地域におけるさまざまな課題への対応などで行財政需要は拡大しつつあり、さらには局地的豪雨の多発化や台風の大型化、南海トラフ地震といった大規模自然災害に対する備えなど喫緊の課題となっていることから、財政事情は今後さらに厳しくなると予想されます。

このような状況を踏まえ、令和2年度の予算編成においては、引き続き行財政改革を継続し、さらなる財政の健全化や持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、多様な行政需要への

対応を図るため、限られた財源の効率的な配分に努め、真に必要な事業の精選を行ってまいりました。

また、2015年、平成27年9月に採択されました持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、行政、民間事業者、住民等がそれぞれの立場で、地域の諸課題の解決に向け貢献し、持続可能な開発をしていこうというものであり、本町の地方創生の取り組みを進める上でも基調となる考え方となっています。

そして、令和という新しい時代を迎え、次世代の通信インフラとして、第5世代移動通信システム（5G）や、人口知能（AI）を搭載したコミュニケーション能力を持つロボットによる接客業務や配達業務など、さまざまな分野がデジタル化され、ロボティクス技術に対応した施策も、今後必要になってくると考えています。

このような社会の要請を踏まえ、令和元年度に策定する第2期の「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2年度に策定する「第六次三股町総合計画（前期計画）」の実現に向けて、町民の皆様の協力、理解のもと、事業を進めてまいります。

なお、町政全般においては、まちづくり基本条例を踏まえ、町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進め、元気で誇れるまちづくりを目指して引き続き努力してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った財政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で、町民参加のもと、町民の皆様との交流と対話を重ねながら、積極的、アグレッシブに活力と魅力あるまちづくりに誠心誠意努力してまいり所存であります。

議員の皆様を初め、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

日程第4. 議案第1号から議案第28号までの28議案及び報告1件一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、議案第1号から議案第28号までの28議案及び報告1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和2年第1回三股町議会定例会に上程致しました、各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、植木原団地及び五本松団地の全部、餅原団地、蓼池第3団地、勝岡団地及び宮下団地

の一部を用途廃止し、条例から削除するものであります。

次に、議案第2号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、民法の一部改正に伴い、町営住宅入居時の連帯保証人の債務負担限度額を定め、連帯保証人についての住所要件を緩和するものであります。

また、公営住宅法の一部改正に伴い、家賃の決定について改正するものであります。

次に、議案第3号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者に対し長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、福祉の増進を目的に支給しております敬老祝い金の支給年齢について、その一部を改正するものであります。

次に、議案第4号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、昨年の消費税増税により、税率が10%に引き上げられたことに伴い、低所得者の第1号保険料軽減強化にかかわる保険料の一部を減額するものであります。

次に、議案第5号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、子ども医療費助成の拡充を行うに当たり、小学生の通院医療費の自己負担額を月額、1医療機関1,000円から200円に減額し、また通院医療費の助成対象を中学生まで拡大するため、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第6号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、母子及び父子家庭医療費助成の拡充を行うに当たり、小中学生の通院及び入院医療費の自己負担額を月1,000円から無料にするため、所要の条例改正をするものであります。

次に、議案第7号「三股町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町使用料及び手数料徴収条例から、一般廃棄物最終処分場の研修室の使用料を削除したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年12月12日に公布された改正水道法により、指定給水装置工事事業者の更新及び指定更新の手数料を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度の会計年度末を迎え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるい

は内示等により、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額108億6,964万8,000円に歳入歳出それぞれ760万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,725万3,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方消費税交付金は、交付額の確定により減額補正するものであります。

分担金及び負担金は、保育料を収入見込みにより増額補正するものであります。

国庫支出金は、保育所の施設型給付費負担金などを増額補正し、児童手当負担金などを減額補正するものであります。

県支出金は、障がい児施設給付費等負担金などを増額補正し、保育所の施設型給付費負担金などを減額補正するものであります。

寄附金は、一般寄附金を増額補正するものであります。

諸収入は、ハロウィンジャンボ宝くじ交付金などを増減額補正するものであります。

町債は、前目工業地域雨水対策事業などを増額補正し、公共施設等適正管理推進事業を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、交通指導員退職報償金などを増減額補正するものであります。

民生費は、障がい児施設給付費、保育所の施設型給付費などを増額補正し、児童手当費などを減額補正するものであります。

衛生費は、リサイクルプラザ管理負担金などを増額補正し、救急医療事業費負担金などを減額補正するものであります。

農業費は、県単かんがい排水事業、施設園芸振興対策事業補助金などを減額補正するものであります。

土木費は、町営住宅簡易平屋解体工事などを増減額補正するものであります。

公債費は、償還額確定により利子を減額補正するものであります。

諸支出金は、寄附金を交流拠点施設整備基金、森林環境譲与税を森林環境譲与税基金への積立金を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、「第2表繰越明許費」については、プレミアム付商品券換金業務委託事業ほか2事業を繰り越すものであります。

次に、「第3表債務負担行為補正」については、消費税改正等により3事業を追加し、平成31年土地開発公社公共施設用地先行取得事業については、限度額を変更するものであります。

次に、「第4表地方債補正」については、前目工業地域雨水対策事業を追加し、畑地帯総合整備事業ほか1事業は、事業費の補正により限度額を変更するものであります。

次に、議案第10号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億8,228万8,000円から歳入歳出それぞれ1,339万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,889万7,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、県支出金を減額補正するものであります。

また、歳出の主なものとしましては、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第11号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億7,779万1,000円に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,029万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険料を増額補正し、健診にかかわる受託事業収入を減額補正するもので、また、歳出の主なものとしましては、広域連合納付金を増額補正し、健康診査費を減額補正するものであります。

次に、議案第12号「令和元年度介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億8,153万5,000円に歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,156万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、過年度分地域支援事業交付金の再確定に伴い、国・県補助金を増額し、繰入金金を減額補正するもので、歳出の主なものは、諸支出金を増額補正するものであります。

次に、議案第13号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,434万6,000円から歳入歳出それぞれ17万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,417万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、公課費を減額補正し、需用費を増額補正するものであります。

次に、議案第14号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第

3号) 」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,013万5,000円から歳入歳出それぞれ20万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,992万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、公課費を減額補正し、需用費を増額補正するものであります。

次に、議案第15号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億5,277万9,000円から歳入歳出それぞれ426万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,851万4,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、負担金及び手数料を増額補正し、一般会計繰入金及び町債を減額補正するものです。

歳出については、総務管理費の負担金を増額補正し、事業費の委託料を減額補正するものです。

次に、「第2表継続費補正」については、中央浄化センター増築事業の年割額を変更し、事業費の総額を9億900万円とするものです。

さらに、「第3表地方債補正」については、公共下水道事業債を実績見込みにより限度額を変更するものであります。

次に、議案第16号「令和2年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て、予算編成を行ったものであります。

我が国の経済状況は、景気の緩やかな回復基調が続いており、雇用・所得環境の改善が続いていますが、海外経済の減速等を背景に、外需の弱まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されています。

こうした状況に対し、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2019において、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を堅持し、令和元年度から3年度までを、新経済・財政再生計画における社会保障改革を軸とする基盤強化期間と設定して、令和7年度の基礎的財政収支の黒字化を新たな財政健全化目標としていることから、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取り組みを的確に予算に反映するとしています。

地方財政の一般財源総額については、令和元年度地方財政計画を上回る額を確保することを基本に地方財政対策を講じることとし、地方交付税については、前年度比2.5%、4,073億円の増となっています。

本県においては、人口減少化にあつて、地域の活力が維持される宮崎県であるために、「地域や産業を支える人財の育成・確保」「魅力的で持続可能な地域づくり」「社会の変化に対し、成長する産業づくり」を3つの柱に、「持続可能な宮崎県の土台づくり」の取り組みを重点的に推進するとしています。

今後の社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化のため、市町村などとの役割分担も考慮し、総額の抑制を図るとしています。

このような国の動向や県の情勢を踏まえた令和2年度の本町財政の見通しについては、歳入面において、景気の回復傾向から町税等の若干の増が見込めるものの、税収の大幅な伸びにはつながりません。

また、昨今の消費税改正により、地方消費税交付金については4億8,100万円余りを見込んでいますが、その用途は、医療、介護及び少子化対策など社会保障政策に要する経費に充てることとされており、これらの経費も増となっていることから、実質的な一般財源の増には結びつきません。

また、地方交付税については、地方財政の一般財源総額を、令和元年度地方財政計画を上回る額を確保することを基本に地方財政対策を講ずるとされていることから、令和元年度に対し、3.0%の増額を見込んでいます。

歳出面では、会計年度任用職員制度の開始、過去の投資的事業における公債費の償還や、年々増加する扶助費などの義務的経費に加え、公共施設等にかかわる維持補修経費や、電算システムの改修などの維持経費を含め、物件費等の経常経費の増加が見込まれます。

また、少子・高齢化社会への対応、循環型社会の構築など、地域におけるさまざまな重要課題の顕在化によって行財政需要が一層増加し、さらには局地的豪雨の多発化や台風の大型化、南海トラフ地震といった大規模自然災害に対する備えとして、老朽化した各種公共施設等について、大規模修繕や耐震化改修事業等の対応が喫緊の課題となっていることから、財政事情はさらに厳しい状況になると思われます。

令和2年度においては、第五次三股町総合計画後期計画に基づき、まちの将来像「自立と協働で創る元気なまち三股 ～地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくり～」の実現に向け、町民生活の向上と、町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。また、特色ある・個性あるまちづくりに努め、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となります。

これらを踏まえ、令和2年度当初予算の編成におきましては、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、多様な行政需要への対応を図る

ため、町民の理解と協力を得ながら中長期的視点に立ち、限られた財源をより効果的に活かせるよう真に必要な事業の精選を行い、本町歳入に見合う予算規模の範囲において、各種事務事業の統合力をもって、本町の魅力を最大限発揮できるよう予算編成を行いました。

まず、第1条において歳入歳出予算額の総額は、歳入歳出それぞれ108億円と定めるものであります。

第1表、歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度は、対前年度比6.9%、7億円の増となっています。

歳入のうち自主財源は、36億1,961万3,000円で構成比33.5%、依存財源は、71億8,038万7,000円で構成比66.5%となっており、前年度より自主財源の割合が1.1ポイント減、額は1億2,608万9,000円の増となっています。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が58億8,581万円で構成比54.5%、経常的経費が39億8,811万7,000円で構成比36.9%、投資的経費が9億2,607万3,000円で構成比8.6%となっており、前年度より投資的経費の割合が増加となり、義務的経費、経常的経費の割合は減少しております。

次に、第2表、債務負担行為については、新たに情報システムリプレースほか5事業を設定するものであります。

次に、第3表、地方債については、小中学校トイレ改修事業、臨時財政対策債ほか、総額で5億586万6,000円の借入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

継続的な事業として、島津紅茶園切寄線改良事業ほか道路整備事業2億3,541万6,000円、アグレッシブタウン基本構想に沿って外周部300メートル5レーンの準全天候型舗装工事を行い、再整備を完成させる旭ヶ丘運動公園整備事業2,000万円、耐用年数を経過し安全性が担保できない簡易平屋団地の解体事業として町営住宅簡易平屋団地解体工事4,557万1,000円、新規事業として、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園などの施設整備として保育所等整備交付金事業1億9,748万9,000円、認定こども園児童クラブの施設整備に対して支援する放課後児童健全育成事業施設整備補助金3,814万5,000円、土砂災害警戒区域内にある第5部の消防団詰所と第5地区公民館を移設・併設し、多用途的機能を備えた防災拠点施設の整備として第5地区防災拠点施設整備事業2,495万3,000円、小中学校にあるトイレの洋式化に取り組む小・中学校トイレ改修事業9,450万円など総額で9億2,607万3,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組実施事業について、ご説明致します。

総体的には、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取り組みを各部署に予算化し

ております。

主な新規事業としましては、高齢者の自動車事故問題の対策の一環として自動車の安全運転装置の設置についての支援として三股町高齢者安全運転支援事業100万円、交流拠点施設の基本的な方向性を示すための交流拠点施設整備基本計画策定業務委託料1,148万4,000円、交流拠点施設の官民連携の可能性などを調査する先導的官民連携支援事業業務委託料1,498万2,000円、交流人口を増やし町内外に情報を発信するため、町内に宿泊してスポーツ・文化合宿を行う団体に対し、宿泊費の一部を助成するスポーツ・文化合宿補助金150万円、生活困窮者の就労に向けた支援などを行う生活困窮者自立相談支援事業697万1,000円、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に実施する歯科検診事業160万1,000円、産後間もない時期の産婦に対し産婦健診を実施し産後うつや、支援の必要な母子を早期に発見する産婦健康診査事業257万7,000円、妊娠期から子育て期にわたる相談・支援等を行う子育て包括支援センター事業285万1,000円、森林所有者の意向や森林状況を調査する森林経営管理制度移行調査委託料403万2,000円などに取り組みます。

また、重点取組事業として、引き続き、都市マスタープランで定めた方向性を踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため立地適正化計画策定事業609万4,000円、乳幼児・小中学生の通院、入院、薬局にかかる医療費を助成する子ども医療費助成事業1億688万3,000円、保育所、認定こども園に対する運営費の経費として施設型給付費事業17億9,801万6,000円、ごみステーションに出された家庭系一般廃棄物などを収集・運搬する塵芥収集運搬事業9,500万円、昨年度配置した学習用タブレットパソコンを運用する学校ICT教育環境整備事業4,116万2,000円、梶山小学校、長田小学校への通学支援として実施するスクールバス運行事業694万3,000円などに取り組んでいきます。

また、その他の取り組みとして、中央地区の沖水川左岸に広がる水田を本町のモデル地区に位置付け、事業計画の策定を行うための調査設計中央地区左岸基盤整備事業430万円を引続き行ってまいります。

最後に、町が進める各種まちづくり施策に、ふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援してくださる町外の多くの方々のご厚意に込めさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） これより、11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○町長（木佐貫 辰生君） 次に、議案第17号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計予算」

についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,685万5,000円とするもので、対前年度比3.4%、1億17万1,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、県支出金が3.4%、繰越金が23.6%、繰入金金が1.8%の増、保険税が2.2%の減となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、保険給付費が3.8%、国民健康保険事業納付金が1.6%、保険事業費が11.3%の増となっております。

次に、議案第18号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,336万9,000円とするもので、対前年度比5%の増となっております。

歳入につきましては、保険料現年度分や繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込により計上したものであります。

次に、議案第19号「令和2年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,695万2,000円とするもので、対前年度比1.9%、4,307万4,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、保険料が8.8%の減、国庫支出金が1.1%、支払基金交付金が1.9%、県支出金が2.3%、繰入金が15.2%の増、となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、総務費が1.5%、地域支援事業費が4.0%の減、保険給付費が2.4%、の増となっております。

次に、議案第20号「令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321万7,000円とするもので、対前年度比28.8%、534万1,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、サービス収入が30.0%の減で、歳出の主なものとしましては、総務費が33.7%の減となっております。

次に、議案第21号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,271万6,000円とするもので、対前年度比3.1%、135万5,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、職員給与費、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第22号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,783万9,000円とするもので、対前年度比0.7%、25万1,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第23号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図ると共に、公共用水域の水質改善を図るため本事業を推進しているところであります。

令和2年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に努めるほか、中央浄化センター増築事業を、継続費で実施してまいります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,946万7,000円とするもので、対前年度比1.5%、1,422万7,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料が1億207万2,000円、国庫補助金が3億2,500万円、一般会計繰入金が1億8,590万9,000円を予定しております。

歳出の主なものにつきましては、事業費の委託料が4億4,157万4,000円、工事請負費が2億7,115万8,000円、公債費が1億5,551万6,000円を予定しております。

次に、第2表、地方債については、公共下水道事業債として、3億4,098万7,000円の借り入れを予定しているものであります。

次に、議案第24号「令和2年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を、安定的に供給することに努めているところであり、地方公営企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼を置き予算編成しております。

まず、第2条において、業務の予定量として、給水戸数を1万1,417戸、年間総給水量を271万5,000立方メートルとするものです。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億2,949万9,000円、支出を3億8,164万2,000円とするものです。

収益の主なものにつきましては、給水収益が3億7,698万1,000円で、収入全体に占める割合は87.8%となっております。

費用の主なものにつきましては、職員給与費が5,983万8,000円、委託料が3,507万3,000円、動力費が3,104万7,000円、減価償却費が1億4,552万7,000円を予定しております。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を、1,331万1,000円、支出を2億2,903万1,000円とするものです。

収入の主なものは、負担金が1,330万9,000円を予定し、支出の主なものは、施設費が7,260万4,000円、固定資産購入費が5,200万2,000円、企業債償還金が1億112万8,000円を予定しております。

なお、第4条予算の収支不足額2億1,572万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、議案第25号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、宅地分譲の開発行為による道路付け替えに伴う1路線について、路線廃止を行うものであります。

次に、議案第26号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、宅地分譲の開発行為に伴う3路線、土地改良事業の完了に伴う1路線について、新規路線認定を行うものであります。

次に、議案第27号「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成27年3月に策定した「三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期次世代育成支援行動計画（前期計画）」の改定計画となるもので、本町における子ども・子育て施策について、妊娠期・乳幼児期から18歳未満までの切れ目ない支援施策や方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。本計画は、子ども・子育て支援法に基づく第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく第2期三股町次世代育成行動計画であり、放課後子ども総合プランを包含し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、平成21年10月に締結した定住自立圏形成協定について、平成26年12月に変更協定を締結したものに、この度定住自立圏共生ビジョンの改定に伴い、更に変更を加え、改めて協定の締結をするものです。

以上、28議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告第1号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」につきましては、関係法

令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 補足説明があれば許します。

日程第5. 令和元年請願第2号について

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、令和元年第5回定例会において、文教厚生常任委員会に付託し、継続審査となっていました令和元年請願第2号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」についてを議題といたします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の請願の継続審査の結果を報告いたします。

「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」についての報告をいたします。

令和元年第5回12月定例会において、委員会審査におき請願第2号は慎重に精査する必要があるため、継続審査といたしました。令和2年2月13日に再度審査を行いました。審査に当たっては、請願の背景、趣旨等を再度確認しつつ、身近な現状との照合も行いました。請願内容の一部分については、全員賛同できる部分もありましたが、また、内容においては意味や根拠を明確に理解いたしかねる部分もありました。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の継続審議の結果を報告終わります。

○議長（重久 邦仁君） 委員長報告は終わりましたので、これより質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、1人3回以内となっております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。質疑はありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今の委員長報告では、どういうところがこの請願事項1、2、3とありますが、どういう事項が不採択の理由なのか、もう少し詳しく聞きたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田委員長。

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 請願事項3項目ありますが、まず1項目の内容で、介護保険利用料原則2割負担というこの文章につきましても、請願趣旨の内容の中にこれに触れた内容はありません。

それと、ケアプランの有料化というところに、これが有料化の割合とといいますか、この有料化の意味の説明がいまいち明確ではありませんでした。

それと、請願事項3、介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げてください、この文言に対して、委員会の中ではもう少し文章の前向きな姿勢が必要ではなかったかという意見が出ました。審査の中で、請願とは何かということで、本質を問うところまでいろいろ審議したんですが、そういった中での内容において全員賛同する部分もありましたけども、今回の最後に言いました賛成少数で不採択ということで決しました。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

討論もないので、これにて討論を終結します。

ここで、しばらく休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、再開します。

これより、採決を行います。起立により採決します。文教厚生常任委員長の報告は不採択すべきものとありました。そこで、お諮りします。

令和元年請願第2号について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立少数であります。

よって、令和元年請願第2号は不採択となりました。

ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時27分休憩

〔全員協議会〕

午前11時29分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時29分散会

令和2年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和2年3月4日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和2年3月4日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程に入る前に、ここで、新型コロナウイルス対策本部設置後の報告が町長からあるようですから、お願いします。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。一般質問の前でございますけれども、新型コロナウイルス関係についてご報告いたします。

昨日までの感染者が990名との報道があり、まだ、感染拡大はおさまらない状況でございます。また、大分県でも感染者の発表がございました。このような発生状況を踏まえ、本県でも発生してもおかしくないと考えざるべきではないかと考えます。

そこで、本町で取り組んでいる新型コロナウイルス対策について、これまでと当面の取り組みについてご報告いたします。

これまで、町では、ホームページを通じて、町主催のイベントの自粛、対策本部の設置、学校教育関連施設に関してのお知らせ、児童福祉、保育、放課後児童クラブ、子育て等のお知らせ、などの周知に努めるとともに、3月1日の回覧で、新型コロナウイルスを防ぐためのリーフレットを配布したところでございます。

職員へは、庁内掲示板で、その都度、注意喚起等を行ってまいりました。そして、2月28日金曜日に第1回対策本部会議を開催し、情報の共有化を図りました。

会議では、町主催行事の中止、延期について確認するとともに、各課は平成26年度策定しました三股町新型インフルエンザ等対策行動計画を参考にしながら、行動、対応をするように指示したところでございます。

そして、新型コロナウイルスの感染を拡大防止できるかは、この一、二週間が正念場との見解から、国・県の方針に基づき、小中校の臨時休業を3月2日からと決定いたしました。期間は、感染状況を見るため、当分の間としました。児童生徒は自宅待機が基本ですが、保護者の就業状況等を踏まえ、放課後児童クラブを午前8時から午後6時まで開設すること、また、小学校1、2年生及び特別支援学級在籍児童で保護者が希望する者、中学校で特別支援学級在籍生徒で保護者が希望する生徒については、学校で対応することとしました。

このような対策対応をとりましたが、臨時休業という措置に伴い、保護者、学校関係者及び多くの住民の皆さんに不自由、ご無理をおかけすることとなりました。また、イベント等の自粛で、経済活動、地域活動へも大きな影響を及ぼしています。しかし、現時点での全国の感染拡大状況を踏まえ、やむを得ない措置として、議員各位を初め町民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） おはようございます。1番、上西です。通告に従いまして、質問してまいります。

1番目の質問です。高齢者になると、大体70歳を過ぎると3人に1人、80代になると3人に2人が難聴者になると言われております。難聴は対策をとることで、認知症を予防できる1番大きな因子であることが明らかになったと言われております。

私の周りでも、年とってきて、耳が聞こえづらくなったと言われる方が多くいらっしゃいます。4年前からサロンをしておりましたが、2人の方が、耳が遠くなって、みんなとおしゃべりの会話に入ることができないというふうなことで、2人やめられました。そういうふうなことで、本当に耳の聞こえない人はコミュニケーションが取りづらく、孤立を深めていらっしゃいます。

この難聴でも、補聴器をつけたりして予防をしていけば、みんなの中に入ることもできるし、孤立にならずに認知症予防にも多くできるというふうなことで、私は、この質問を取り上げました。

昨年、我が党の大門参議院議員が3月20日の参議院財政金融委員会で、加齢性難聴者の補聴器購入の助成制度の創設の質問をいたしました。

補聴器の購入は、低所得者にとっては、平均価格15万円と高額で、高くて買えないと悲鳴が上がっている。日本では難聴を医療のカテゴリーで捉え、補助制度を絞り込んでいるので、補聴器所有率が圧倒的に低いと、どういう対応が可能か、研究検討に入るべきではないかという質問をいたしました。

そのとき、厚労省の審議官は、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防効果を検討するための研究を推進すると答弁。麻生太郎財務相は、やらなければならない必要な問題と

述べております。その質問を受けて、今、東京都とか、埼玉とか、京都あたりで、補聴器補助に対しての予算が生まれ、喜ばれている人もいると聞きます。町としても、聴力検査、検診への補助、難聴者の実態を把握するべきだと思いますが、町としては、どういうお考えでいらっしゃいますか。質問いたします。

あとは、質問席にて質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 高齢化社会において難聴者の増加が言われております。難聴者対策は、認知症を予防する1番大きな因子であると言われております。本町でも、これらの方々の補聴器補助の支援策は考えられないかという質問に対して、回答いたします。

本町における補聴器購入に対する助成制度としましては、聴覚の低下により、医師の診断のもと身体障害者手帳の交付を受けた方が購入する場合に、その費用の一部を支給する法的制度がございます。この制度の概要とか、また、実績、そして、認知症との関連、そして、助成について、担当課長のほうから回答をさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の給付制度について説明いたします。

補聴器の給付は、聴覚及び平行機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている方が対象となっております。平成30年度の実績では、65歳以上で、身体障害者手帳を所持している人58名中、9名の方が補聴器の助成を受けております。

また、令和2年1月末の実績としましては、65歳以上で、身体障害者手帳を所持している方64名中、10名の方が助成を受けているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 難聴者対策と認知症の関係につきまして、2015年に厚生労働省が公表した認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおいて、難聴は認知症の危険因子の一つとして上げられています。しかしながら、難聴の補正が認知症予防につながるかどうかの根拠については、まだ、十分に確立されていない状況であります。

認知症には、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷など、幾つかの危険因子があるとされ、一部の認知症を除いては、その発症に至るメカニズムが解明されているとは言えない状況であります。難聴は認知症の原因となる事象に直接かかわりがあるとは考えにくいと言われております。高齢者支援課では、認知症につきましては、認知症地域支援推進員を配置し、各サロンによる説明会や

認知症サポーター養成講座の開催、認知症ケアパスによるパンフレットやポスターを使った啓発など、認知症予防や地域の方々への理解、周知に努めているところであります。難聴の補正を行うことによる認知症予防の効果について、根拠が十分確立されていない状況においては、実施による効果が明確でないため、中等度の難聴高齢者に対して、補聴器購入助成を行うことは考えていないところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） まだ、今、おっしゃったように、直接それが原因というふうなことは、科学的に証明されていないかわかりませんが、この慶応大学の先生の記事によると、耳が聞こえないというふうなことで、脳に入ってくる情報が少ないわけで、それで、人生100年時代を迎えて、脳が、耳が聞こえなくなると、やはり、リハビリの働きかけに応じて変化する能力が欠けると。だから、耳の聞こえない人に対して、言葉を正確に聞き取るということに大事にしていくと。それで、そういうふうなことで、やはり、今、私の周りでも、もう本当にグラウンドゴルフなんかする人でも、聞くと、耳が聞こえなくなったと、聞こえなくなったというよりも遠くなったというふうなことが言われる方が本当に多くいらっしゃるものですから、やはり、そのことを踏まえて、80代、90代になっても、元気にみんなと一緒にコミュニケーションがとれるような、そして、また、多くの、その人たちが、まだ耳鼻咽喉科に行って検査を受けてらっしゃらない人がほとんどであるわけで、どこに行けばいいのかとかいうふうなことも考えるわけですので、町で特定健診、聴力検査ぐらいは実施して、そして、そういうふうな個人的にも、自分の状況を把握して、対応をするというふうなことのためにも、特定健診で聴力検査ぐらいは実施していくことはできないのか。調査すべきではないのかというふうなことをお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 特定健診での聴力検査というご提案でございましたけども、今現在、特定検査について、町の保険者として実施しているわけですが、その項目の中に聴力検査という項目はございませんので、今のところ、実施する予定はございません。

それから、もう一つが、特定健診の時間と場所の問題でも、例えば、先生を来てもらって検査をしていくという場所の確保も、なかなか今のところ難しいかなという考えであります。また、今後の課題として、中、内部で、また検討させていただきますけども、今の現在のところは考えてないという返答をしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） これから高齢化がますます進むわけですので、今すぐ急にやれ

とかいうふうなことではないんですが、とにかく、そのことをやはりせめて聴力検査ぐらいはしていただくように、先々のこととしてでも考えていっていただきたいなと思います。町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるように、難聴といいますか、なかなか聞き取りにくいとなると、なかなか人と交わるということがおっくうになるというようなことはご指摘のとおりだと思います。そのような意味で、やはり、補聴器関係、そのあたりの支援というのを一つ検討すべきかなと思いますが、しかし、補聴器って、物すごい高いんですね、人において。そして、ほかの自治体を見ても、大体非課税世帯で、そして、また、低いところは、5,000円補助、高いところで、2万円。実際、補聴器なんかは何十万とするんですね。これがインセンティブにつながるのかなと思うと、なかなかですね、どうなのかというようなところも含めて、ちょっと今のところは検討してないところですが、ただ、今言われましたように、特定健診ですね、そのあたりのところはどうかということ、体制含めて、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ぜひ、前向きに、せめて、自分の状態をわかってもらうためにも、そのような方向で、そして、また、そこで異常がわかったときには、個人でも専門のところにいくわけですから、そのようにしていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

2番目の公営住宅の連帯保証人について質問いたします。

三股町に他の県から移住した人で、町営住宅の連帯保証人になってくれる人がいません、困っていると我が家に来られる方が何人かいらっしゃいます。公営住宅に申し込む場合、連帯保証人が2名必要となっています。他の自治体からの移住者が多い本町では、三股町、都城市近郊に住む保証人を立てることは難しく、町営住宅に申し込む資格はあるのに民間の高い住宅に住まざるを得ない人もおられます。国も住宅に困窮する低所得者への住宅の目的を踏まえると保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。このため、標準条例を改正し、保証人に関する規定を削除することにしましたと通知をされています。

今回、保証人の義務を制限する民法改正の動きもあわせて見ると、公営住宅の入居者に連帯保証人などを求める必要性は、もはやないのではないかと思います。実際は、公営住宅は、住宅セーフティーネットの中核としての役割が期待されているわけですから、公営住宅の入居に際しては、連帯保証人等を不要とする条例改正を行うべきだと考えますが、町としての考えを質問い

たします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 町営住宅に入居の際、連帯保証人が必要のない条例改正についてということでお答えいたします。

現在、三股町営住宅管理条例及び同施行規則により、入居者は入居契約書となる請書に連帯保証人2名の連署が必要であります。連帯保証人の住所は、都城市及び曾於市の圏域内であればよく、町内在住の限定はしていません。ただし、町長が特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連署は必要としないとしております。

基本的には、連帯保証人は必要となっておりますので、入居に当たっては、請書に連帯保証人の連署が必要である旨を説明はしております。しかし、連帯保証人は、使用料等の債務保証、滞納の抑止のほか、入居者の支援、連絡などの役割を果たしていることから、保証人が必要でないとすることはできないため、連帯保証人の連署を入居の要件とする現行制度は維持しながらも、これまで特別な事情としか規定していなかった連帯保証人の連署の免除について、要綱で具体的な要件を定めました。

例えば、高齢者、身体障害者などで、住宅を確保することが困難で、かつ保証人を確保することが困難と認められる人については、請書に連帯保証人の連署を必要としないことができるものでもあります。ただし、身元保証の代替的措置として、緊急時等の連絡先は届け出てもらうこととなります。

これらのことから、既に条例は整備されているため、ご質問の点からの条例改正は行いません。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 去年、私の家に来た人は、50代の方だったんですが、あちら、こちらの住宅を見て回ったときに、空き室がたくさんあると。だから、もったいないんじゃないかと、私もそう言われて、自分の近辺の稗田団地とか、中原とか、塚原とか、それから、唐橋ですか、見ていくと結構空き室があるわけですね。そういう空き室に対して、もっと有効活用、困っている人がいらっしゃるわけですから、入りやすいような方向をしていくことはできないのかなというふうに思いましたので、質問しているんですが、そこら辺はどう考えていらっしゃるのか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 町営住宅の空き室のことについてということでお答えいたします。

町営住宅については、平成31年に定めました三股町住生活基本計画、この中で、町営住宅の

供給量目標というものを立てまして、735戸から、38年でありますが、481戸にという目標を立てております。これは古くなった簡易平屋をなくしていったりとか、そういったところを含めてのところであるんですが、確かに議員がおっしゃられますように空き室が目立っているのは確かであります。ただ、公営住宅として建てている以上は、どうしても公募をして入っていただくというのが基本にありまして、その公募をするためには、事前に大きな修繕、補修をかけて、部屋の準備が整ったら公募にかけるといった形をつくっておりますので、なかなか、あいているように見えるんですが、内の準備との関係もありまして、年間3回の定期公募にでしか進められないというのは現状であります。

ただ、定期公募だけですと、修繕して、もし、次の応募がなかった場合というのがありますので、それを今年度から少し改めまして、一旦公募をして、ご希望のなかった部屋については、随時公募の部屋という形を置きかえまして、それ以降は、いつでも相談があれば入れるというふうには住宅の取り扱いはしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今まで申し込むときに保証人が立てられなくてというふうな相談とかは、たくさん、いや、家にまで来られる人がおるもんだから、どうなんですか、町のほうに相談とかいうのは。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） これまで、先ほど説明いたしました窓口のほうに入居の相談があったときには、連帯保証人をお願いいたしますということでご案内申し上げまして、一旦、持ち帰られて、その後、やはり、申し込みに来られなかったという事例は確かにあります。ただ、これについては、連帯保証人が立てられなかったということだけが原因ではないというふうに、件数的には把握しておりませんが、捉えております。希望する団地でなかったとか、もちろん連帯保証人がいないと判断された方もおられるかもしれません。税金等の滞納があつて入れなかった。実際話を聞いてみて、所得が、自分が結構あつたので入れなかったとか、そういった事例があつて、相談は来たけども、申し込みを実際はされなかったという事例はあるのだろうというふうに思っております。

これまで保証人について、これまでの条例による特別の免除を受けた方については、保証人全く立てられませんという方が6人おられて、特別の要件で入っております。保証人が1人しか立てられませんという方については、これまでに16人おられます。これが過去3年間の実績という形になっております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私の経験、この経験したことなんですが、最初、十四、五年前に議員をしているときに、ある人がちょっと身の上相談で、どうしても三股を離れないといけないうふうなことで、都城の高崎かどこかに移るときに、高崎の、あのときは、まだ合併してなかったと思うんですけど、移るから保証人になってくれと言われたのを私全然もう覚えてなかったんですよ。そしたら、つい最近、都城市役所から私に、その人が家賃を滞納しているから、私に本人に通知してくれとかいうふうに都城の住宅課のほうから電話があったんですけど、私、もう全然忘れとって、覚えがないもんですから、後で考えて、この人は生活相談受けたなというふうなことであれして、また、都城市役所に電話して、電話番号を教えてくださいと言ったんです。家賃が半年分あれているから。そしたら、個人情報保護で電話番号は教えられませんというわけですよ。それで、私、連絡しようもなくて、それで、実は、私、町議していて、こういうふうな事情で保証人になったんだというふうなことを言ったら、都城市役所は、そしたら、もういいですって、電話切られて、それでもう、それっきりなんですけど、だから、何十年も保証人としての義務とかいうふうなことに関しても、ちょっと、そして、また、今度は、その人と連絡とりようにも電話番号も教えてくれない。何のための保証人なのかなというふうなことを感じたもんですから、こういう質問も上げたんですけど、やはり、保証人がかぶったこと、町営住宅で、家賃が払えなくて、そういうふうなことは何件も、1年の間で何件もあるんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） こちらで正当な手続を踏んで、連帯保証人の方にお支払いいただいている件については、お1人案件だけです。ほかは、今のところはありません。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 条例、今度の国からの条例改正が今度の議案にも出ているわけですが、条例改正に合わせて、その保証人の規定を残すかどうかの判断は自治体に委ねられていると。低所得者とか、身寄りのない高齢者などの対応を強化し、住みやすい福祉のまちづくり三股を目指すためにも、ぜひ、条例改正を制定してくださるよう求めたいと思いますので、どうぞまた検討をよろしくお願いいたします。

2番目の質問は以上で終わります。

3番目の質問に移ります。空き家対策なんですけど、今、全国で問題になっている空き家対策について質問いたします。

全国の空き家の数は849万戸、40年間で3倍以上、581万戸の増加だと言われております。空き家率は全国平均で13.6%、空き家の発生原因として、一つ、中古建物より新築建物を優遇する税制、都市部への人口集中、住宅需要を超えた新築建物の建設を容易にするような税制措置があります。持ち家の住宅の年齢層は60代が23%、70代が22%と高齢者層が半数

近くを占めております。これから先10年、20年を見通したときに、ますます空き家が増加するのではないかと思います。

それで、今、本町の空き家の数と、それから、空き家バンクなどの実績、空き家の有効活用の取り組みなどをお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 本町の空き家の数につきまして、お答えいたします。

平成25年度に国の緊急雇用創出事業を活用して、空き家の数の調査を行っております。そのときの空き家の数が284戸存在しております。地区別では、4地区、5地区が多く、8地区、9地区が比較的少ないという結果でございました。

この調査におきましては、多くの経費が必要になることから、その後の調査は実施しておりませんが、平成30年度に行われました住宅・土地統計調査の宮崎県の空き家率が伸びておりますので、そこから予測しますと、現在はさらに空き家がふえているものと考えます。

空き家の有効活用の取り組みについてお答えいたします。

平成26年に空き家等対策推進に関する特別措置法が成立しましたのを受けまして、本町におきましても、平成27年に空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を制定し、平成28年に空き家等の有効活用を通して移住定住の促進を図ることを目的に、空き家等情報バンク制度実施要項を定め、平成29年度から空き家等情報バンク活用促進事業補助金制度を開始したところでございます。

また、平成28年1月に、本町への移住定住を促進するため、都城宅地建物取引業協同組合との間に空き家等情報バンクの運用に関する協定書を締結したところでございます。

次に、空き家バンクの実績でございますが、平成28年度からの延べ数で申し上げますと、これまでに13件の登録がありまして、うち10件が契約済みとなっております。ただ、補助制度の活用実績というのはございません。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今、県でも移住促進を進めております。私ごとなんですが、うちの娘も来年に、こちらに帰ってきて、ふるさと貢献したいというふうなことで、お正月に帰ってきたときに、町内をちょっと、この近辺を車で走って、どういうところがいいか、見て回ったんですが、やはり、そういう移住者促進のためにも、空き家の情報がもっと多くあったりすればいいなど、そういうふうなことで、今、ホームページなんかでは載せていると思うんですが、今度は、町に住んでいる両親、親、兄弟、そういう人たち、ホームページなんか見られない人たちにも、わかるような形、こういう、帰ってきたら、こういう制度があるよと、空き家バンクなん

かに登録しているときには補助があるとか、そういうふうなことがわかりやすい形で、みんなに、子供たちをよそから帰ってもらう、親の面倒を見てもらう、そういうふうな制度なんかを進めるためにも、もっと情報公開とかいうふうなことをしていただきたいなというふうに考えるんですが、そのあたり、どういうふうな形で情報公開されているのか、質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 空き家バンクの制度のPRというか、広く知らしめるというか、そういう活動でございますけれども、今議員がおっしゃいましたホームページ、「みまた〜ん.com」というところで、紹介をしているところでありますが、あと、5月、6月に行っております地区座談会ですね、こちらのほうでも資料として皆さんにお配りして、機会があれば、説明とか、そういったこともしております。ただ、なかなか認知度というのが上がっていつてないのかなということは感じておりますので、今後も、先ほど申し上げました都城宅地建物取引業協同組合との連携もとりながら、また、不動産業者さん等が登録していただいておりますので、そちらの方々とも協力しながら、皆さんに周知を図っていききたいなということで考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと、この前、女団連との話し合いをしたときに、やはり、空き家の問題も言われた方がいらっしゃって、空き家を町が買い上げてというんですか、リフォームして、サロンとか、今サロンが30ぐらいあるんですが、ほとんどが自治公民館とか、そういうふうなことでされております。私の家は、公民館から離れているものだから、うちの近所の人たちが、歩いていくのは大変だから公民館で行かないと、上西さんとかやったら近いから行くというふうな形で、手押し車なんか引いて集まっているんですが、そういう場所を、やはり、三股の家ちゅうのは、結構大きな家が多いわけですから、何か活用できないのかなと、この前、だから、女団連との話し合いの中でも、ああいうサロンなんかが開ける近辺でお茶飲みができるような場所があるといいんだがなというふうな話が出たわけです。そういうふうなことを、山王原では小倉邸がすごく活用されて、皆さんに喜ばれているわけですが、そういうふうなことに關して、町長、どうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 空き家がふえているという実態は眺めてみますとある状況であります。しかし、やはり、空き家を本当に売買されるのか、あるいは、しかし、空き家であっても、年に1回帰ってきて管理している、という方々もたくさんいらっしゃって、なかなか空き家の情報バンクですね、そちらのほうに登録というのは、なかなか少ないような状況でございます。今言われるように、サロン等で活用されるという場というののも必要かと思いますが、しかし、サロ

ンも毎日開いておれば、維持管理そこでしていただけるんですが、月1回、2回となると、やはり、これは非常に負担が大きいんじゃないかなと。今ある公共施設で、ある意味で使っていない曜日等含めて、そちらで活用されるのが効率的かなと思います。しかし、地元で、これからやってほしいと、そういう要望等があれば、真摯に受けとめて検討はさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 昨年の3月にこういうふうな冊子をもって、全部読んでみますと、やはり、すごくいい、すばらしいことがいっぱい書いてあって、なかなか三股町もすごいなというふうに思ったわけですが、これを、ただ、字面だけのものにせず、定期借地、借家制度やマイホーム借り上げ制度への登録の呼びかけとか、サービスつき高齢者向け住宅の促進とか、DIT型賃貸住宅とか、そういうふうなことが書いてあるわけですが、この問題、ここに書かれてあるようなこと、対しての実効性というんですか、そういうふうなことをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 空き家の有効活用ということで、貸し家、貸し出しにしたり、売りに出したりということですが、先ほど町長のほうも申し上げましたとおり、持ち主の方ですね、その方々のまず理解をいただくということが、まず先決じゃないかなと思っております。なかなかですね、荷物が残っていたり、思い出の品物が空き家の中にあったり、空き家自体が思い出の場所であったりということで、また、祖先から、先祖から受け継いできた財産ということで、手放すというのがなかなか、また、貸し出すというのも、なかなか壁になっているかなと思っておりますので、そういった空き家になっている持ち主の方々のまた個別に相談させていただいたりとかいうところから、そういったものを進めていくべきかなというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） やはり、空き家になると税金が高くなるというふうなことを言われて、うちの親族も空き地にしたら税金が高くなってびっくりしたと言われたんですが、そういうふうなことも、本当は崩したいんだけど、壊すことをためらうのは税金の問題もあるんじゃないかというふうに思います。

それと、景観条例というんですか、そういうふうなことで、本当に危険になっているような古い空き家、そういうふうなことに関して、今年度予算で空き家対策特別措置法で除去したり、活用などの事業支援に国として35億円予算がつくと。それから、所有者不明など行政代執行により除去する場合を新たに支援するというふうな今年度の予算案が示されております。そういうふうなことも含めて、景観の意味からも古い住宅を除去したりとか、それから、活用できるものは

活用するとかいうふうなことで、やはり町としてももっと、今、商工課は3階にあるわけで、もっとうち1階の窓口のところをそういう相談の看板でも何でも立てていただくと、また、もっと役場に来る人が、相談しやすいのかというふうに考えますので、ひとつまた検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（重久 邦仁君） これより10時55分まで本会議を休憩します。

午前10時46分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 質問順位2番、指宿です。今回、5つの質問事項を通告をいたしております。

まず、人材確保についてと、2番目に損害賠償について、3番目にパソコンのリース状況について、4番目に児童館の耐震化について、5番目に五本松住宅跡地の問題について通告いたしております。

まず、人材確保の件ですが、①で会計年度任用職員の採用状況はどうなっているのかということを通告いたしております。

4月から、いよいよ会計年度任用職員制度が始まります。今まで継続して役場で働いておられた方々はこの制度によってどう変わっていくのか、また、新たな制度を利用した採用者がどうあるのかという点について質問をいたします。

特に、今、申告時期でありますけれども、申告に携わっていただく職員は会計年度任用職員だと思いますが、この職員については5カ月間という形になっています。この人たちは、実質、働いておられる賃金がかかるのではないかとこの危惧もいたしております。

あとは質問席から質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 人材確保について、この質問用紙にしたがって回答をさせていただきます。

会計年度任用職員の採用状況はどうなっているのかということにつきましてお答えいたします。

令和2年4月1日付の採用予定人数は、1日7時間30分勤務職員が94名、1日5時間勤務職員が29名、放課後児童クラブ支援員として36名、非常勤特別職からの移行職員として10名の計169名を予定しております。

採用方法につきましては、現在の委託職員、パート職員に対し、会計年度任用職員制度移行後の就労状況を説明するとともに、ホームページ、回覧、ハローワークを通じて公募し、書類審査及び面接により採用を決定しております。

指宿議員からありましたパート職員、5カ月採用、全ての会計年度任用職員については、前年度の収入を下回らないような給与条件等で採用をいたしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 登壇したときに冒頭申し上げましたけれども、5カ月間の例えば税務の申告のところについては、年間で計算したものを一時金等を勘案して、そして下げるんですよ。この人たちは継続勤務じゃないんです。5カ月ですから。

もちろん、今回、税務署が申告を1カ月繰り下げました。3月15日ぐらいだったのが4月15、6日、1カ月繰り下げたということも言われておりますが、いろんな関係で今年度は特別、この新型コロナウイルスの関係もあっていろいろある中で、この会計年度任用職員について、それはどういうふうに響いたのかということも教えてほしいですし、その職員は、継続されているのかどうかわかりませんが、前年度の収入からは下がったのですか。それとも、それを勘案して一時金が途中に入るわけです。その問題についてどうなるのかということはお聞きをしたいと思います。特殊な職場なので、そこだけ抜いてでも教えてほしいと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今のご質問に対してですけれども、まず、先ほど町長が述べられました会計年度任用職員が169名を予定しているという中に、現在の委託職員、パート職員がどれほど移行する予定であるかというところの数字を申し上げますと、169名中140名の方々が現在の委託職員、パート職員からの移行予定でございます。申しわけございません、116名が移行予定です。

また、24名が新たに採用予定ということでございます。

また、29名につきましては、今のは1日7時間半の勤務の方でございます。140名です。1日5時間勤務という方々につきましては29名ということで、合計169名というような状況でございます。

今、指宿議員が言われましたとおり、細かな数字での計算はしておりませんが、基本的には、今回の会計年度任用職員につきましては、職員の給料表、これに位置づけるというところ

がございます。1番のところは1の1を給料表に充てますので、それに見合った時間での支払いという形になっていきます。

そういった中で、これまでの時間給、パート職員の方々につきましては、そういった給料表に基づかない給与単価、時間単価での給与の支払いでございましたが、今回はそういった職員の給料表を用いたところでの時間単位での支給ということになりますので、それに関しましては、時間におきましても、単価にございまして、給与は全体的に上がるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ちょっとかみ砕いて、聞き取りづらいところがあったので。

7時間30分をお願いしている職員は、あえてこの169という数字じゃなくて、引き続きという人はどのくらいいらっしゃるのか、これについて新規はどれくらいいらっしゃるのかというところを教えてもらえるとありがたい。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まことに申しわけございません。もう1回報告いたします。

169名の会計年度任用職員を予定しておりますが、そのうち、現在の委託職員、パートの継続雇用につきましては116名でございます。1日7時間半勤務の方々が140名中116名が継続雇用、また、25名の方が新たに採用をするものでございます。残り29名の方につきましては5時間勤務で、そのまま移行をされているということでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 俺が聞いたかったのは、7時間30分は94名といわれました。

7時間30分、94名はどう移行しましたかって聞いているんですけど。

169名は7時間30分から4段階ある中の全員をひっくるめて169名でしょう。その中の最初に言われた7時間30分勤務の人の94名についてはどう移行されましたかって聞いているんですけど。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 申しわけございません。

7時間半勤務94名、この方々のうち継続された方は78名でございます。16名の方が新たな採用という形になります。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 移行の中で94名は現在も94名というふうに理解していいんですか。今の年度。これは新たな年度ですよ。もちろん会計年度任用職員ではない、現在してい

る人も94名というふうに理解していいんですか。今いる94名の人が、要するに会計年度任用職員になって、同じ94名、必要数で、そして、今言われた78名が引き続きですよって、こういうふうにしていいんですか。ちょっとわかりづらかったんで。済みません。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ただいま申し上げた数字につきましては4月1日以降の予定人数ということで、これは各課ヒアリングの中で、4月以降、必要とする会計年度任用職員で、それに合わせて採用のほうをあらわした数字でございまして、現状の委託職員に関しては、数値をちょっと把握していませんので、その増減がちょっとわかりかねないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 会計年度任用職員ってなかなか聞きづらいところがあるので、できれば、要するに給料的に上がったんですと言われたけども、月額については下がってないかというふうに思ったのでそういうふうに聞いたわけです。何で税務課のそこを抜いたかっていったら、たった5カ月しかないの、そこだけ抜いたわけです。

要するに1年間会計年度という予算ベースでされるものについては、そりゃそうでしょうけど、4月から5カ月間勤務という話の中で、どういう移項するのかというふうに聞いたところです。

次の問題に入ります。

非正規職員を正規職員の採用で対応するべきではないのか。これは災害のときもそうですけど、今も災害みたいなものだろうと思っています。そのときに、例えば会計年度任用職員を、もしくは非常勤を、もしくは臨時職員を充てるわけにはいかんわけです。やっぱり頼るべきは正規の職員だろうと思っています。

三股町は微増とはいえ人口増がある。そして、業務も複雑、多岐に及んでいます。特に、今の福祉課ちったら、昔は5、6人で全てをやっていた。そこに職員が配置されたということになると、ほかのところにも当然といえばしわ寄せがきているわけですので。

要するに会計年度任用職員で賄っているところについて、やっぱり正規職員で対応しなければいけない問題がいっぱいあるのでないかというふうに思いましたので、この問題を取り上げております。これについての考え方をお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 非正規職員と正規職員の採用の考え方についてお答えしたいと思います。

地方公務員法、地方自治法の一部改正に伴い、適正な任用、勤務条件を確保するため、新たに会計年度任用職員が制度化され、この改正により、町で働く臨時、非常勤等職員のほとんどが任用移行されることとなります。

新たな制度では、特別職非常勤や臨時的任用の要件を厳しくし、多くの非正規公務員を会計年度任用職員という枠組みに移行するとともに、期末手当の支給を可能にするなどの待遇面の改善ができるとしています。また、正規職員と同じ給料表が適用されるため、同一労働、同一賃金の原則に近づいてきています。

会計年度任用職員の職を設定するに当たっては、各職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めるものであります。また、会計年度任用職員の任用につきましては、その職種の内容や責任の程度について、町における個々の具体的な業務にも即して、常勤職員と異なる設定として整理しているところでございます。

このことから、非正規職員を正規職員の採用での対応につきましては、必要とする業務ニーズに応じて、今後も正規、非正規、それぞれの採用を行っていききたいという考えでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この会計年度任用職員については、自治体によっては特別職で雇用していたり、いろんな事務形態があったのが、これを統一しようということから始まっているわけですし、三股のように事務委託、これは明らかにあり得ない委託だったわけですけど、委託というのは業務委託しかないわけで、事務委託なんちゅうのは、勤務時間を固定している事務委託というのはあり得なかったわけですけど、そういう各自治体によっていろいろばらつきがあったのを1つのものさしにしたというのが今回の流れです。

それで、考えているのは、会計年度任用職員というのは考え方からいって正規職員のお手伝いでしょうから、要するに正規職員で対応せんにやいかんところがいっぱいできてきているというところからこの問題をしたわけです。

人口も増えている、業務量も増えている中では、再度、例えば定数の見直しも行いながらこの問題について対応するべきではないのかというふうに思っているんですけども、町長に、要するに基本的には人口がふえてきているけれども、もう何年も定数の見直しは行っていません。そういうことも含めて、少し、若干、定数を一定ふやすというつもりはありませんか。ちょっとお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ここに会計年度任用職員の配置関係の一覧があるわけなんですけれども、これを見ますと、正規職員で対応すべきものというのがどれなのか、これは、各課長とのヒアリング等で会計年度任用職員でいくのか、あるいは正規でいけるか、その辺の聞き取りをしながら、本町の必要な体制づくりというものをやっていきたいというふうに思います。

ただ、やはり事務の複雑化、そしてまた、責任の度合い、そういったところで、やはり職員が

必要であるという部分であれば、そのあたりは正規職員の採用と。あるいは、また、今現在、いろんな大きな事業等も取り組んでおりますけれども、そういうところに必要な人材は、新人ではなくてベテランの、ある意味では経験者、そういうものが必要だったときには、そういうのをある一定期間、事務補助、あるいは事務の責任者として採用するというのも1つの方法かというふうに考えています。例えば、今、中央地区の区画整理、補助整備等をやっておりますけれども、そういうところにベテラン、ある意味ではそういう経験者がいれば、そういう方々を3年間とか、5年間とか応援していただいて、そういうものに直接従事していただいて、スピードアップしながら事業をこなしてみると、そういういろんな取り組みの方法があろうと思いますので、会計年度任用職員、正規職員、採用の仕方、いろいろな方法で検討をさせていただきと思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今の最後のところ、少しわからなかったんですが、短期の職員の雇用というふうに受け取ってよかったですか。

要するに、いろんな雇用の仕方があると思いますけれども、市中にはそういうノウハウを持っている、専門的なものを持っている人たちもいっぱいいらっしゃいますので、そういう短期ということ、もう一つは即戦力は必要かもしれませんが、やっぱり育てるというのは必要ではないのかというふうに思っています。

引き続きですが、その問題の流れで、正規職員採の今後の採用の方針というところで、ちょっと町長は触れらと思いますので、この問題について質問をいたします。正規職員の今後の方針、考え方的なところはどういうふうにされているのか、ちょっとこの問題についての答弁をお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、正規職員採用の今後の方針・方法についてお答えいたします。

正規職員の採用の今後の方針につきましては、退職者補充を原則としまして、また、必要とする業務のニーズ、これにつきましては、各課長を通じまして、ヒアリング等を通じて判断していきたいと。そのニーズに応じて適正な職員数を確保してまいります。

また、試験種、職種等の決定につきましては、三股町職員採用試験等検討委員会の規定に基づき、求められる業務、必要とされる業務の度合い、分野において柔軟に対応し、職員数の必要性を適正に判断し、決定したいと考えております。

採用方法につきましては、今後も町村会の統一試験を採用していく予定でございます。

なお、平成30年度より統一試験を年2回実施可能となっております。最近の受験者数の減少動向を鑑み、優秀な人材の早期確保の観点から、従来の9月実施に加え、7月実施の日程を加え

た年2回の採用試験の実施について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 年2回でも新規ではない、中途採用者という観点でも大丈夫なのかもしれませんが、採用条件等々は年齢制限等々も見直しがされていると思いますが、私が聞きたいのは、今回、採用者は確か2名だったですよ。ホームページで2名でした。退職者は2名で、そのまま2名採用ということになっているのか。うろ覚えで申しわけないんですが、1名駆け込みがあったというふうに聞いているんですけども、その実態についてどういうふうになっているのか教えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本年度の採用につきましては、今、指宿議員が言われましたとおり、採用につきましては2名という形で採用のほうを進めてまいりましたけれども、2名の方に採用通知を出したところでしたが、うち1名の方は辞退という結果に終わっております。したがって、今回の試験においての採用は1名ということでございます。

また、退職者におきましては、再任用の方々を除きまして当初は2名ということでもございましたけれども、年明け、1名の職員の退職願いというのがありまして、計3名の退職という形になっています。

この辺につきましては、令和2年4月以降の職員の配置等について、さまざまに検討をいたしましたけれども、新たな新規採用につきましては1名ということで、2名という予定の中から追加で1名を採用することはいたしませんでした。そのかわり、今、県のほうに出向している正規職員の方々をこちらのほうに返しまして、令和2年度は県のほうの出向につきましては、その分を見送りという形にさせていただいているところでございます。

以上です。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 県から帰ってくるのは1名。

○総務課長（白尾 知之君） 今回、県から帰ってくるのは2名です。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ということは、実質3名退職したけれども、県の出向をやめて引き上げてくるので、結果3名ですというふうに捉えていいということですか。

私が考えているのは、例えばこの1名の辞退者ですけども、仕事をしないから辞退になったはずではないと思うんです。どこかを併願していて、合格を何箇所かもらって、その中で取捨選択した結果、その個人の受けた人からいって三股町が落ちたということ。何個か行く権利があ

ったわけですから、わかりやすく言うと、その中で三股町はその人には選んでもらえなかった。

さて、そこでですが、要するに今から先もこういうことは考えられるというふうに思うんです。そこで、三股町の働く条件とか、そういうのを挙げるという、これも大事ですけども、この補充について、うろ覚えで申しわけないんですが、例えば名簿登載とか、そういうことは考えられないんですか。ちょっと答弁してください。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在のところ考えておりません。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今回のでいうと2名の合格を出した。例えば名簿登載はあと1名にします、2名にしますという形の中で、もし辞退者がおったらおたくを採用しますというような名簿登載というのは、ある一定、必要ではないのか。でないと、多分、三股町はそんなに都市と、どこと比べてその人がされたのかわかりませんが、勤務の条件等々を考えて三股町を選んでいただけなかったということであれば、次に候補者になった人を採用するということは、ある一定、考えられるんじゃないかと。その採用条件の中で2人しか受験されなかったんであれば、それはしようがないです。だけど、5人、10人受けられた中で2人であったのであれば、その名簿登載を、もし何かあったときにお宅を採用しますというような形の名簿登載ですけども、ぜひとも検討してほしいんですけども、どうですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、おっしゃられました名簿登載、その仕組みについても、自分はいあまり熟知していなかったという点ではほんとに申しわけございません。

名簿登載につきましては、また、町の職員採用検討委員会、こちらのほうで十分図っていきたいというふうに思いますし、もう一つ、指宿議員の言われた今回の辞退者を含めた対策ということにつきましては、先ほど述べましたとおり、7月に行える採用試験がありますので、そちらのほうにも積極的に取り組んでいく方向で検討していききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひともそういう方法もあるんじゃないかという形でいってほしいと思いますし、今後の完全な補充が、今回は緊急的に出向していたから場当たりのといったら失礼ですけど、引き上げるということでどうにかやるという話ですけど、ぜひともそういうことも議論の中に入れてほしいと思います。

では、次の問題に入ります。

損害賠償について通告いたしておきました。

町長や職員に対する住民訴訟の考え方はどうなっているかという考え方の中で、私の持っている資料がもし本当であれば、平成32年ということですから、確か来年ですね。平成32年4月1日施行という形になっておりますが、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等ということが、法律が改正されていると。もちろん、住民から見て、その職員に悪意があった場合とハードルは高いんですけども、過去の事例でいうと、市長が個人破産をしてしもうたとか、そういう事例もあるんです。市長に対して住民が個人賠償責任をとった。

今回、宮崎市で会計監査で出ていました。職員の言いなりじゃおかしいですけど、指導どおりにした結果、返還がきた。それは、その職員に対してどうだという話も、身につまされる問題がありますので、損害賠償に対する、これは条例等で書くというふうになっているというふうに思っているんですが、町の考え方についてお願いをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、町長、職員に対する住民訴訟の考え方について、現行の考え方についてお答えいたします。

本町では、地方自治法第242条第1項の規定にある地方公共団体の長、職員による違法、不当な財務会計上の行為、または財務に関する怠る事実において、住民監査請求があった場合に、三股町監査委員条例第2条に基づき、監査委員による監査が行われます。

請求の棄却などにより不服がある場合には、住民訴訟となる可能性があります。住民訴訟となり、住民側の訴えが認められれば損害賠償が発生することとなります。

また、賠償責任の明確な所在によっては、町長が対象となるものに賠償命令を発し、監査委員を監査結果を経て、賠償責任及び賠償額の決定がなされる場合があるということでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） そうなんですけれども、今度、来月1日、4月1日から施行されて、これが各自治体の条例で決めなさいってなっているわけですから、そういうものについて、やっぱり町長等、職員も全部ですけども、ある一定、守ってやるということをしないと怯えて何もしない。要するに、金太郎飴じゃないですけども、横並び、並列的にしないという形になりかねませんので、やっぱり守ってやるという観点から、例えば上限額は幾らですとかいう話とか、それから、住民訴訟が出てきた場合には個人に対するものですから、裁判費用等も、弁護士等も出てくるわけです。だから、いろんなことが想定をできます。

いつも助役が出てくるので少し前でしょうけど、福山市では市長は破産というところまで出ている事例もあるわけです。そういうところからいうと、ぜひとも早急に、持っていらっしゃるでしょうから、現状ということではなくて、4月1日から町長等を守るためにということで、2番

もひっくるめて答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、指宿議員がおっしゃられます法律の概要についてまず説明させていただきまして、そのあと、本町の考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、法律の概要についてご説明申し上げます。

改正の概要につきましては、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行う措置を講ずるとしております。中でも、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しの背景としましては、住民訴訟制度におきまして、敗訴した場合に、個人に重大な過失がなくても多額の賠償額が課せられる事例があること、訴訟を恐れて本来必要な政策判断を避けることがないよう制度のあり方を見直すものでございます。

見直しの内容につきましては、条例において、町や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることを可能にするものでございます。

また、議会は住民監査請求があったあとに、当該請求に関する損害賠償請求等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取するとしており、施行期日は先ほどおっしゃいました令和2年4月1日としているところでございます。

本町としましては、法改正に至る背景を十分認識し、重要な法改正と位置づけしまして、令和2年度の条例制定に向けて早い時期に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 法律が改正されたという形の中です。来月の1日からなんです、早急にこういう事例が発生を、宮崎市は身につまされているからさっさとするでしょうけども、そういう事例が発生する前に、ぜひともお願いをしたいと思います。いろんな法律改正で大変だと思いますけども、よろしくおんをいたしたいと思います。

町長、このことについて何かあれば一言お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貴 辰生君） 特にございませぬけれども、条例改正、条例の制定でございませぬので、それについては、国等の準則等も示されてくると思います。そしてまた、団体も、自治体も同じような一部改正に応じて条例改正をせぬとちやなりませんので、条例の創設をせぬとちやなりませんので、これについては、状況を見ながら判断していきたいと思ひます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） わざわざ長等と書いてあるわけですから、ぜひとも早急にお願いをしたいと思います。

次に行きます。

パソコンのリースの状況、リース期間中のものが終わって次のリースの機器、パソコンでリプレースした場合、廃棄したもの、リース期間が切れたというのはそういう意味ですけれども、その問題のあと、内部流出の話がありました。業者に丸投げしていたら、何もせずにそのまま市場に流出してしまったと。それについて、個人情報がいっぱい入っていたという話がありますので、本町はどういうふうになって、どういうふうに移行されたのかというのをお聞きをしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、リース期間が切れたパソコンの廃棄の現状はどうかというご質問でございます。

今の指宿議員が言われましたシステムをいうことになりますと、確かにリースで対応しているわけなんですけれども、この表現的にパソコンということではなかったので、職員個人が持っているパソコン、この廃棄ということで回答を準備させていただきましたので、それでよろしかったでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この中には、リース契約が切れたわくの中では行政的なところを町長に聞くんだからということで舌足らずだったのかもしれませんが、リース期限の切れたパソコンの廃棄の状況はどうなっているか、パソコンのリースの状況という形で出しているんですが、要するに、個人が役場に持ち込むことはほぼないと思っているんですけれども、そういう観点でちょっとお願いしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、パソコンということで、業務上、そこで使用しているパソコン、そちらの廃棄についての対応ということで回答をさせていただきたいと思います。

まずは、パソコンの処分についてでございますが、令和元年12月、先ほど指宿議員からも触れられましたが、報道発表にありました神奈川県でのハードディスク及びデータの外部流出問題が発覚した株式会社ブロードリンク、本社は東京でございますけれども、平成30年度まで改修と処分を本町のほうも依頼しておりました。

事件報道を受けまして、令和元年度の廃棄につきましては中止を行ったところでございます。

なお、九州管内で回収した物品につきましては、福岡支所管轄のセンターで処分されているため、今回の漏えい事件には含まれていないということは確認はしております。

これからの対応としましては、令和元年度の未廃棄になっているものを令和2年度に廃棄する計画ではございますけれども、廃棄するまでの措置としまして、今現在ですけれども、ハードディスク等の記憶装置をパソコン本体から外しまして、電算室内のサーバ室内に厳重に保管をしている状況でございます。

また、新たな情報機器の処分を行う業者を選定する考えではありますけれども、今回の事件を受けまして、総務省から住民情報等の重要情報は大量に保存された機器内部の記憶装置にかかわる抹消装置につきましては、物理的な破壊、または磁気ということは磁石ですけれども、的な破壊の方法により行うとともに、地方公共団体の職員が当該装置の完了まで立ち合いを行うなど、確実な履行を担保とすることとの通知が来ております。この通知を鑑みまして、パソコンの廃棄におきましては、職員の立ち合いを必須とする検査システムを構築することも合わせて必要となりまして、その構築に向けて取り組んでいく考えでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ということになると、今、おっしゃられた外されたものについては、物理的に破壊してしまうということでは捉えていいんですか。

要するに、全体的な流れとすれば、外しました、それは別に保管がしてありますという答弁だったと思うんですが、それについても破壊して廃棄しますということではよろしいんですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 令和元年度に処分すべき対象の記憶媒体なんですけれども、これにつきましては、先ほど言いましたような、これまで依頼をしていました会社のほうに不正がございまして、その関係で、元年度分のパソコンの記憶媒体の処理につきましては、今のところ、パソコン本体から外しまして、電算室、こちらは保管室になっておりますので、そちらに今のところ一時保管という形でしております。

指宿議員が言われたとおり、最終的には物理的破壊、これが最終になりまして、そこに職員も立ち会わなければいけないということになっているんですが、ただ、そのマニュアルづくりがちゃんとできていないというのと、あと、業者の選定、そこまでちゃんとできるのか、そこら辺の業者の選定がまだできていない。職員の立ち合いというところをどういうふうにやっていくのか、そこら辺のマニュアルといいますか、流れができていない状況でございますので、それを早めに確認した上で、令和2年度に廃棄する分を含めて元年度分も一緒に処理をしていきたいという考えでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） そのハードものというのは、リースで借りて年次的に変えるもの

ちゅうのは、該当、どのくらい年間あるんですか。100台ではないですよ。何十台程度だと思わんですが。わかれば。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） パソコン自体につきましては、リースでなくても備品で購入しております。これにつきましては、令和元年度処分すべき台数につきましては約20台ございまして、その部分が、今現在、本宝記憶媒体を外しまして保管をしているというような状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 問題になっているからと思ってしたら、本当にストライクで、その業者ちゅうのにびっくりしたんですけれども、ぜひとも個人情報、これでいろいろな不正なことに使われてしまつては大変なので、そこら辺、よろしくお願ひをしたいと思います。

さて、次の問題にいきます。

児童館の耐震化についてということで報道をちょっと見ていたら、宮崎県内がずらつと出てきたんです。児童館の耐震化されていないもの。その中に三股町ちゅう欄があつて2館つて出てきた。何も書いてありません。ただ、施設が2つと出てきておりましたので、その施設名はどこなのか、お願ひをします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 耐震化していない児童館についてお答えいたします。

耐震化していない児童館は、梶山児童館と蓼池児童館です。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この梶山と蓼池の築年数はわかりますか。どのくらいたつたものがこうなつているのか。ほかにも児童館はいっぱいあるわけですけども、なぜこの2館だけになつたのかというのはわかりますか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 梶山児童館は、昭和40年に建設されておりますので54年になります。蓼池児童館は、46年に建設されておりますので48年です。

基準は、耐震状況調査、厚労省の調査が令和元年5月にありまして、2階建て以上、または200平米を超える施設であり、昭和56年以前に建てられた施設の耐震診断の調査がありまして、梶山児童館と蓼池児童館ということで回答しているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 昭和56年以前に建てられたものという形でとられたということ

ですね。

ということは、大体、児童館は一斉じゃないですけどもバタバタとできたというふうに意識があるんですが、ほかの児童館については耐震化が終わっているというふうに認識していいんですか。それとも、昭和56年、この調査対象から外れたというふうに認識していいんですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 町内の児童館でいきますと、一番古いのが昭和42年に建てられた梶山児童館なんですけれども、長田児童館が昭和42年、植木児童館が昭和42年、蓼池児童館が昭和46年、新馬場児童館が昭和48年、東原児童館が昭和50年、今市児童館が昭和51年、前目児童館が昭和52年、宮村児童館が昭和54年、上米児童館が昭和56年に建設されております。

今回の調査は、建物の面積と建てられた年度、昭和56年以前に建てられたかどうかというところで、建物の広さが200平米を超えているものが梶山と蓼池児童館だったために、この2つを挙げているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ということは、この200平米という基準、要するに昭和56年以前ということは全部に該当するちゅうことですよね。ということは、この200平米という面積未満だったから調査から外れたというふうに捉えていいんですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 調査が建物の面積と建てられた年度、両方の調査が来ておりましたので、ほかの児童館は建物の面積が200平米を超えていないというところで計上していないところです。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ということであれば、例えばこの調査は200平米だったけれども、三股町バージョンで児童館全てということで考えると、児童館は全て耐震化が終わっていないというふうに認識していいんですか。答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 町内の全ての児童館は耐震の診断は終わっていないところです。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 確か長田児童館についてはもう運用を落としているのでそれは論外としても、やっぱり、今、いろんなところで子供を育てるという児童館となっている中で、私は、全部ほかはある一定の基準をオーバーして、この2館だけという認識でこれができ上がった

んですけども、これについて、ある一定の耐震化等々をひっくるめて、この2番の問題は、この2館だけが該当するという想定できたんで、この2館をやったら何かならんかというふうに想定して入れたわけですけども、そうではなくて、三股町バージョンで何かこれについて考え方的なのはあるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 現在、児童館で放課後児童クラブをしている児童館もあります。今年度、北部児童クラブにつきましては、有料化や放課後支援員の処遇改善、児童館の環境整備等協議を行いまして、来年度から実施の予定としております。

放課後児童クラブを児童館でしている関係で、放課後児童クラブの制度をいいものにしていく中で、また、児童館のあり方というところも検討していきたいと考えているところです。

特に、梶山児童館は、最も古く、老朽化も進んでいるところから、建てかえについての検討を今後進めていきたいと思っております。

蓼池児童館におきましては、令和2年度に民間の放課後児童クラブが建設予定であることから、児童館機能の再編についても、教育課や小学校等の関係機関等で検討を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 全体的な流れ的には、これはもう町長しか、要するにほぼ耐震化が終わっていない三股町とすれば、個人の家でも補助金を出して耐震化をやりますとやっていて、耐震化を工事したらその一部助成をしますと、ここまで踏み込んでいるわけですけども、有料化になるところで預かる児童館に対する考え方、年次的なもの、補強も含めて考えておられるのか。言われるように蓼池は民間がするからって蓼池はそのまま置いておかれるのか。全体的にはどう考えていらっしゃるのか、ちょっとお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 全体的について、まだ具体的にはまとまっていないところです。児童館で放課後児童クラブしている関係で、子供たちのいる環境を安全なものにする必要があるということは十分承知しているところなんですけれども、どうしても児童クラブとの関係がありますので、児童クラブのあり方を協議する中で、おのずと児童館の機能も考えていかないといけませんので、優先順位を考えながら対応を考えていきたいと思っております。その中で、児童館全体の計画というのでも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 児童館っていわれるけれども、地域によっては集落館的な意味合いも十分持っている建物です。ただ、子供たちだけが、放課後来るだけの建物ではなくて、夜間は集落の人たちが会議等々を開くということもあるわけですが、そういう全体的な自治公民館的な意味合いも一方では持っている中なのですが、今後ということですが、建てかえなのか、補強なのかもひっくるめて、早急にこの児童館についての今後のあり方を検討した結果を教えてくださいませんか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この件については、もう以前からの課題であります。

児童館の存続を図るのか、児童クラブに統一するのか。そのあたりで館の管理運営関係をどこが担うのかというようなこととの関連もございます。

例えば、今現在、上米のほうの児童館、そちらのほうも児童館としては閉鎖しておりまして、今、児童クラブとして交流プラザをつかっております。その施設はどんなふうに今後使うのか、ここも耐震化をして、耐震診断していないところです。

そして、先ほどありました蓼池についても、こちらは民間のほうである程度受け皿ができるとそちらが児童クラブということになります。しかし、蓼池児童館はそのまま残りますが、地域館みたいな形で地域が使うということになるかと思っておりますけれども、そうなったときに、地元が使うとなっても、やはり耐震化診断が必要になってくると。

そういう意味合いでは、この児童館のあり方、それと、児童クラブのあり方、そして、それぞれの建物の今後のあり方、それをひっくるめて早急に言われるように検討しなければならないというように考えます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、先ほど申しましたように、地区の集落館的な意味合いも十分持ちながらですので、上米の児童館にしても、交流プラザがあるのは公民館と隣接しているという場所ですので、そうすると、上米はなかなかないな、役場出てこないといかんのかという話も出てくるでしょうから、ほかのちいきのところも、ほとんどがそういう要所要所に児童館があるんですね。この集落の大体真ん中辺か、大体ここなら集まりやすいか、子供が想定ですから当たり前前ちゃ当たり前ですけども、早急にこの問題についても、地域に活気を持たせるためにも、建物等の考え方を早急に出してほしいと思っています。町長よろしくお願いします。

次に、五本松住宅跡地の基本的考え方という形で出しておきました。

全体の計画というのは、今、計画を練っているようですけども、いろんな説明を受ける中で、三股町とすれば、事業費は、例えば町長の施政方針演説には、身の丈に合った行政運営を心がけ

ると、こうなっています。身の丈とは何十億円までを指すのか、何億円を指すのか。やっぱり町としてはこのガイドラインで、その中でみんなで知恵を出してください。

例えば家に例えると、家をつくります、親子で3世代です、みんなで好きなものを出してって言ったら、子供は子供で6畳でウオークインクローゼットがあってというのを3人子供がおれば3人とも出す、奥さんはリビングがあって、それから、台所はこれ程度でっていうふうに出していくと、あっちゅう間に100坪を超えたという話の中で、なら、100坪つくっていいと。

100坪つくっていけど返済はどうするの、お金は幾らかかるのっていうところで、みんな、家をつくるときには、まずお金は大体この程度よなど、その中で考えていくんです。

町長が一番この中に入れて、多分、指示をされているでしょうから、大体このレベルで考えますという事業費はどうか教えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 計画の全体的な事業費についてですけれども、現在、昨年度策定いたしました基本構想策定方針に基づきまして、基本構想を策定中でございます。具体的な導入施設、整備内容、建物の配置や規模などにつきましては、来年度以降に計画しております基本計画や基本設計において検討していくこととしております。

したがいまして、全体的な事業費として正式にご説明できますのは、それらが完了したのちに積算されてからになるかと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 言いましたように、町民に聞きました、そしたらみんな言います。大体プールがほしい。プールをつくるなら、手を挙げて国体誘致をやりますといたら、国体誘致ができるようなプールが一発出てきました。ただし、維持費が大変という話の中、だから、大体何十億円以下に抑えないとだめと。例えば好きなものを好きなように、何でも出してくださいといたら、最後には、いや、これはできんから町民の皆様はストレスがたまるだけでしょう。ええってみんなんで一生懸命もんでいたのは何、これもだめ、あれもだめ、それもだめっていう話になりかねません。だから、それを全部救うんですといたら、莫大な具合になります。だから言うんです。

大体どの程度というのがまずないと、三股町がお金の使い場に困っているならいいんです。去年の税収もまだ手をつけちゃらん。もうどうしようかというぐらいあればいいんです。だけど、提案理由にあるように、だんだん厳しくなっていると、これも出てきているわけです。補助金をつけるからいいんですが。補助金でつくったあとも借りた起債は元利償還、あとから質問しますけど出てくるわけです。そうすると、必然的に事業費がこれくらいじゃないと三股町の身の丈に合わんというのが出てこないといかんと思っているんです。でないと、おかしいでしょう。

要するに、次の世代の町民が、次の世代の町長が、次の世代の町の職員が、その事業をしたおかげで制約を受けるわけです。例えば元利償還はもう絶対条件だ。休眠させたにしても元利償還はせんちゅうわけにはいかん。夕張のように赤字再建になるかどうかちゅう話も頭にちらちらしながら話しているんですけども、身の丈に合ったというのはどれくらいを考えているのかというのは、それがないと、職員に完全に考えろつたら莫大なものになります。

もう1回お聞きします。大体これくらいに収めないとやばいと思うのはどう思っているのでしょうか。教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま企画商工課長が話しましたように、まだ具体的なものは全く決まっておりません。

ただし、スクラップ・アンド・ビルドというのは最初から言っておりますけれども、要するに、あそこに何をつくるかとなったときに、全く新しいものをつくるという意図はございません。要するに現在ある、例えば東原児童館、もう老朽化しています、そちらのほうをこちらに移設を展開する子供支援センターとか、あるいはまた中央公民館のカルチャー部分、生涯学習関係、そのあたりも老朽化していますので、そのあたりのものも向こうのほうに統一してできないかと、そういうふうな、今、本町に必要なものが何なのか、そして、それとともにこのエリア、中心市街地の活性化に寄与できる拠点施設とは何なのか、そういう意味合いで、今、ワークショップをしながら、皆さんの声を聞いているところでございます。いろんな声がございまして。全てを、それを満たすとなると、それは莫大な予算。ですから、身の丈に合ったというのは、やはり将来的な中期、長期財政計画のもとに、このぐらいただったら大丈夫だろうということと、どういう施設をつくるかによって、そして、また維持管理、イニシャルコストとともにランニングコストを言いましたので、そこまで含めたところで皆様方に、令和2年度に1つにまとまった案を提案し、そしてまた、数字等も出しますので、そこで議論をしてほしいと思います。

今、これだけというような枠を決めると、今、一生懸命検討している中で、いろんな新しい発想等、そういうものが、萎縮するといけませんので、それとともに、ことし、令和2年度は官民連携ということで、やはり町が直接つくるだけじゃなくて、民間もどういう形で参入して、そして、そのあとの維持管理を含めて負担できるか、そういうところを含めて総合的に検討させていただきたいというふうに思っています。ですから、その都度、また皆様方には、今回は基本構想という形でお話をさせていただきまして、3つほどの提案といえますか、エリアの構想を皆様方にご提案しまして、それを今度は1つにまとめて、ある程度具体的なものということで基本計画をつくっていききたいというふうに思います。

いろんな意見がありますので、それを整理しながらということになります。そういうことでご

理解いただきたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今の施設を移転するということであればそんなに大きい問題というか、例えば、役場庁舎を移転しますといたら、役場をつくるものについてはお金は要るけれども、維持管理費は、今、役場を維持管理しているわけですから、それが移行するだけです。だけど、新しいものをつくるとなると、それに対して新たなものが発生する。

それから、官民連携は先進的な何たらちゅうのをしたらだめだと言われたんで、また、総括でも言いたいと思うんですが、官民連携をするということになっていくと、民間ができるものという形でグレードが上がっていくんじゃないのかというのが1つあります。町長も、三股町が一番苦しい時期はご存じだと思います。事業費等々について、予算はあるけど執行ができないというのが役場内でもありました。例えば10万円予算があるけど、それを5で割って20%ずつ、4分の1、四半期ずつ、1年で80%しか使えない、20%は次年度に持ち込むという想定の手帳つくって苦しいのをやっとなり越えてきて今があるわけです。工事をいっぱいやって、いろんな喜ばれるのをした結果、そのときは、土建屋さんも悲鳴を上げていました。要するに、投資的経費ができないわけですから。耐えて今があるというふうに思っています。

課長さん方、何人ご存じなのかわかりませんが、やっぱりそういう先人たちが苦しい思いをしたことをまた次の世代にもしたらいかんということからいうと、町長が金を、夢をうばったらいかんとやるけども、やっぱり自分のところでこのくらいだっというのを先にしておかないと、あとにストレスがたまるだけ。何やか今の俺たちが意見を言ったのは。この前、ちょうどあれの話がありましたけど、こういうのをつくってくれるんじゃないかと、介護保険が高いとか、国保が高いとか、そんな話しか出てこないわけです。だから、今やっている福祉の問題についても、そこに手を突っ込まざるを得ないことがでてこないのかと。町単独で補助しているものに。要するに、そのサービスを低下させざるを得なくなってしまうんじゃないかというふうに危惧するから、今、言っているわけです。

ぜひともそういう大きなものができる前に、町とすればどれほどでできるんだと、上限はこれだけ、これから上げたらもう無理だというのをしないと、青空天井で皆議論しているわけでしょう。違うんですか。青空天井じゃなかったら言ってください、どれだって。それだと、議論をこれ以上する必要はないだろうと思います。どうぞ。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 事業費を言ったら、もうそれがひとり歩きします。担当課といいますか、企画のほうの推進室のほうにはこの程度というのはある程度話しています。

今、その補助事業も含めて、そして、いろんな形で財源を確保する。うちの基金も含めてです

けれども、どういうのが将来に負担を残さないのか。言われるように、将来に負担を残さない、将来につけを残さない、これは基本的なスタンスで、今、仕事もさせていただいております。

そういう意味合いで、我が町に可能性のある魅力あるもの、身の丈の合ったものは何なのか、そういう観点からの議論はしておりますので、青天井ではありませんので、それはご心配なく。そして、また、皆さん方には、どういう内容だったらどれだけの事業費がかかるか、どういうものだったらどうなのか、それをまた示しながら、また議論していければよろしいかというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 青空天井じゃないんだと言われたんで少しは安心したんですが、過去の議論されている人たちも、青空天井じゃないちゅうのをわかった上でされているというふうにこっちは理解していいんですか。再度答弁をよろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員、ちょっといいですか。暫時休憩します。

午後0時03分休憩

午後0時03分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議。町長、お願いします。

○町長（木佐貫 辰生君） 最初に委嘱状交付するときには基本的スタンスということでスクラップ・アンド・ビルドの話をしております。そしてまた、皆さん方のご意見等は、この五本松だけで完結する話ではなくて、エリアとして、中心市街地、その中でも検討させていただきました。ですから、皆さんのいろんな声を挙げていただいておりますけれども、それを全て可能にするわけではなくて、それも大事にしながら、今後のまちづくりの中に生かしたいというようなスタンスでお話をさせていただいているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひとも言っているように、例えば官民連携という形で、PFIとか、PPPとかっていう話に陥っていくと、その業者が全て借金をして建物をつくって、そして、三股町はどうかちゅったら元利の負債はありません、ただし、委託費という形で莫大な金を払います、これがPPPとか、PFIとか言われるしずないのものですよね。

ぜひともそういうことも踏まえた上で、要するにこの程度あればこの程度の維持費が必要です、三股町はその分について、例えば中央公民館をつぶすということになれば、中央公民館の維持費がこんだけこうなっていますという話も全部した上で、三股町がどのくらい今から先この五本松跡地について、財政運営上、厳しさが増していくのかというのは共通の理解にした上で進まないと、先ほど言ったように、個人の家で好きなものを好きなだけ好きなようにという話になって

くると、あとでがっかり感だけがしていくんで、ぜひともそういうところも踏まえた上で町長にお願いをしておきたいと思います。

再度、町長の答弁を、この維持管理もひっくるめて、全部について考え方をしてもらって、私の質問を終わりたいと思います。再度お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま指宿議員が言ったのは、中央公民館を将来つぶすということは考えておりません。そこは言うておきます。

いろいろとご意見等がございました。今回、会計年度任用職員、そちらの方が新しくスタートいたします。それによって大きな財源が必要になりました。再任のほうあまり見込めなくて、今回、108億円という7億円ふえる、これだけではありませんけれども、非常に厳しい予算編成になったところがございます。しかし、働く要人たちの働き方改革によって、そういう待遇改善を含めて、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

それとまた、五本松の関係については、また、その都度、今、一生懸命職員のほう頑張っておりますので、そちらのほうの情報を提供しながら、また、皆さん方のご意見を伺いたいというふうに思います。

それから、損害賠償関係も、国のほうでまた準則等が指し示されるでしょうし、また、町村会等とも、いろいろと各団体等の考え方もあろうでしょうから、私もその中で理事をさせていただいておりますので、この条例の制定については、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

いろいろとご意見をいただきまして、参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 私の質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため13時20分まで本会議を休憩します。

午後0時07分休憩

午後1時20分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、内村議員。

〔8番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8番 内村 立吉君） 発言順位3番、内村です。通告したことに対しまして大まかに質問をしていきたいと思っております。

今回は、農業問題、そして、第5回みまたん霧島パノラママラソン大会について伺っていき

いと思います。

まず、農業問題についてです。

本町の農業につきましては、農業委員会を通じて農地の貸し借りの手続きを行っております。そしてまた、本町の農業におきましても、ただいま、現在のところ、大型農家集落営農組合が多数を占めているのが現状じゃないかと思っております。そのような町内の遊休農地と荒廃農地を非耕作地として平成28年4月1日現在が9.5ヘクタールということでありました。また、相続未登記の農地は2,046筆、177ヘクタールであるということでした。改めて、この中で農業振興地域の内容ということで伺っていきたいと思います。

あとは質問席にて質問していきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農業についてのご質問でございます。

農業振興地域の内容について回答させていただきます。

まず、農業振興地域制度とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興や農地の確保などを図るための基本となる制度であります。内容は、農業を振興すべき地域を指定するとともに、当該地域の農地的整備のための施策を計画的に推進するため、具体的な施策を掲げることとなります。このような内容を含む計画書を町が作成し、県が指定いたします。本町では、総面積の35.1%に当たる3,860ヘクタールが農業振興地域として指定され、土地利用は農用地、農業用施設用地、森林原野、住宅地、工業用地、その他に分類されているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ただいま町長のほうから説明がありましたけど、35.1%、3,800ちょっとのところがあるちゅうことですが、その農業振興地域の町内各地の農業が盛んなところ、いろいろ住宅街地とかいろいろありますけど、その中で、町内各地域の面積がわかたら教えていただきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農振農用地の面積でございます。個別面積の数値については、人・農地プランでの農用地面積で回答をさせていただきます。

中央地区で82ヘクタール、2地区で285ヘクタール、3地区で156ヘクタール、4地区で140ヘクタール、5地区で114ヘクタール、6地区で242ヘクタールで、合計で1,019ヘクタールでございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ほとんど皆さんもご存じだと思いますけど、やっぱり農業の盛んなところ、2地区と3地区が主じゃないかと思っております。2地区のほうがいろいろと樺山の水路とか、いろんなことで多面的期機能支払においても、金額が非常にたくさんきております。そして、その中で、一生懸命、約員の方々も水の調整をしたり、いろいろな場面で、昼間でも、夜でも、いろいろ台風なんか来たときも見回りをしたりして、いろんなところで活動されている現状じゃないかと思っております。その中で、この中に非耕作地と相続未登記農地というのがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町内の荒廃農地、非耕作地につきましては、餅原地区で17筆の8,741平米、長田地区で8筆の4,846平米、蓼池地区10筆の6,417平米、樺山地区1筆の684平米の2万691平米でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、いろいろと非耕作地とか、相続未登記がいろいろ問題になってきている状況じゃないかと思っております。いろいろ農業をしている人も、やっぱりつくりやすいところをつくっているのが現状じゃないかと思っております。やっぱり機械化が進む中で、この前の条例の改正もありましたけど、農業のあり方が前からすると違っている現状じゃないかと思っております。その中で、機械化が進むことによって、反別の広いところにつくる人もつくような現状じゃないかと思っております。

それから、今、農業のことにいろいろ質問をしてみましたけど、その中で、ある程度農業のいろんなことがわかりましたので、次の問題にいきます。

農林水産省から都道府県に付与する農地の転用許可権限を指定町村に与える措置についてということで、以前に伺いました。平成28年の法改正によりまして、農地転用の権限を国との協議をした上で都道府県に移譲できる、農林水産大臣が示す指定基準を満たしていると認めた市町村にも都道府県と同様の権限を移譲することができるということでした。

県内で、宮崎市と都城市が移譲権限を受けているとのことでした。県の権限範囲内で制限面積を設けてという状況でありました。

用地転用許可権限について、調べてみました。その中で、農地転用各権限にかかる市町村の指定基準等に関する検討会ということをしてありますときに、地域の自主性、自立性を高めるための改革の推進があるということが書かれています。この中で、本町においても、この権限移譲を受けることはできないものかということ伺いたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農林水産省から、農地の転用許可権限を指定市町村に与える措置について、本町も権限移譲を受けることはできないかについてお答えいたします。

農林水産大臣に申請を行いまして、農地転用許可制度等を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立て、事務処理体制を整えるなどの基準を満たす場合には、本町も指定を受けることができ、権限移譲を受けることは可能ではございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 可能ではないちゅうことはできるちゅうことですね。そういう事務処理なことを、体制ができれば、そういうことができるちゅうようなことでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現在、三股町農業委員会は、職員2名で農地転用許可事務を行っておりまして、専門的な部分は県に相談しながら議案を作成し、農業委員会に上程し、審議していただき、その議決事項を北諸県農林振興局に意見進達いたしまして、県の許可をもって許可証の発行となっておりますので、現在の体制では基準を満たしておりませんので難しい状況であると考えております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 現在の体制では基準を満たしていないから難しいという状況です。だから、こういうことを、さっき私が言ったんですけど、この自主性、自立性を高めるための改革の推進であるというようなことがこの中に書かれているんです。そんなことで、本町として、委託権限移譲を受けれるというようなことは考えられないですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど内村議員のほうからもありましたとおり、県内の状況を見てみますと、宮崎市と都城市が行っております。両市においては、県からの依頼がありましたことや、農業委員会が独立した組織として専門人員等も配置されている状況を勘案して権限移譲を受けている状況でございます。

事務に精通した職員が2名以上という形で、都城のほうはこの転用許可だけで3名の職員を配置している状況にあると聞いております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、都城のことが例に挙げられたわけですが、本町のことを考えたときに、できるか、できないかちゅうのは今から先の問題になってくるわけですが、これは要望書を上げて、それが、県の要望書を上げたときに転用許可権限を得られるかどうかちゅうようなことが、どっちのほうに得られるかちゅうことになってくるわけですが、得られる可能性はあるかどうか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほどもお答えしましたように、現体制では、非常に難しい状態ではないかと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） この転用許可権限について、以前にも質問したことがあるわけですが、土地があって、自分のところの家が建てられないちゅう方もいらっしやったわけですが、この中で、三股町が今どんどん人口がふえていって家も建っております。その中で、2地区にしましても、上米地区も、中米地区も今度分譲地ができます。櫛田地区も家が建っている状況であります。

そして、山之口のインターができてから広域農道の通りが非常に多くなっている現状じゃないかと思っております。広域農道の梶山の信号、インターを下りてから269沿いに行く車、そして、広域農道を走っている車とか、梶山線から早馬神社のほうに抜ける車、真っすぐ行く車、それぞれ通行量が、多分、前からすると大分多くなっているのが現状じゃないかと思っております。

その中で、今、山之口インターが今度また整備されるちゅうような話も聞きますから、ますます通行量が多くなってきて、そうしたときに、やっぱり2地区のところも、その中で通行量が多くなってきたり、いろんな変化ができてくるんじゃないかと思ひまして、その中で、こういうような農地転用というようなことの伺いはできないものかということで、今、質問をしている状況であるわけでありまして。これから先、今、非常に三股町が人口がふえていますから、そういう中で、こういう質問をしている状況であります。

今後、対策として考えられるような状況はないか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、お話を聞いていますと、転用の事務を自前で持てばそれだけメリットがあるようなお話に聞こえるんですけども、これは自分のところで事務を持っても、県と相談をしながらやっても、事務の判定は変わりません。

ただ、スピード感、要するに自分のところで判断しますので、県に上げる必要はありませんので、そういう意味合いでの時間短縮はございますけれども、しかし、メリットとデメリットを考えると人を置かなくちゃならん、その部分は県が一部負担はしてくれれますけれど、権限移譲で。しかし、置く以上の負担が出てきます。要するに、自前のこの出し前が。そういう意味合いでは、なぜ宮崎市と都城市ができるかと、ほかのまちができないのかと。余りメリットがないんですね。はっきり言って、今の現状のままでこの農地転用、それで、支障があれば、そういうふうな体制づくりも必要でしょうけど、そうした問題はございませんので、現行のままで私はいいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） いろいろ考え方もあろうかと思いますが、権限移譲によるメリットとして、申請者から許可に至るまで短縮は考えるちゅうようなことがありましたけれども、今後、町長がそう言われるわけですから、今後やっぱり出すこともやっぱり現状、今いろいろ、今から先のことを考えたときに、そういうふうなことがいろいろ出てくるんじゃないかと。

以前にもちょっと質問したわけですが、土地があるのに、やっぱりこういうちょっと緩和されんかなちゅうようなことも話があったから、こういうことを質問させていただいている状況でございます。

その中で、これから先、また今後もそういうことを、またいろいろアドバイスいただいたり、考えていただければいいんじゃないかと思っております。よろしく前向きにお願いいたします。

それでは、次に3番目、畜産センターについて、平成27年9月議会で質問をしております。

畜産センターは、昭和48年度に現在地に建設されまして、敷地面積が6,845.44平方メートルということでした。畜産センターの管理規則第4条ちゅうことで、振興会長が認めた場合はということが、この限りでないということが規定されているということでした。

その中で、いろいろ畜産センターも大分古くなっております。建物も古くなっております。やっぱり場所的にもいい場所にありますから、やっぱりその中で、スポーツ少年団等を主とした借用願が多数寄せられていることであります。

畜産センターについて、平成27年に質問をしておりますけれども、公共施設の総合管理計画を策定するというものであります、その中で、この進捗状況ということで伺っていきます。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 畜産センターの管理計画についてお答えいたします。

畜産センターの個別施設計画につきましては、平成29年10月に作成を行っております。また、管理運営につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、三股町畜産振興会のほうで管理運営を行っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 29年の10月に一応計画を行っているちゅうことですね。その中で、これについては敷地も広いし、建物も古いし、つなぎ場も大分老朽化しとって、頭数も少なくなっているちゅうようなところが現状であるんじゃないかと思っております。

このような中で、このこういうふうなことに對して、今後どのように進めていくというようなことの話はなかったわけでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 畜産センターの個別施設計画におきまして、建てかえの検討を

令和2年度——来年度より行う計画としておりますが、町内の畜産農家が減少していることや、畜産行事の利用頻度や規模等を考慮し、畜産業時以外の利活用を含めた、より利用価値の高い施設建てかえの検討、施設規模、建設費用、管理運営について都城農業協同組合等の関係機関と協議調整を進めていく予定でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 令和2年度に建てかえの計画は、予定はしているちゅうことですか。そして、やっぱりいろいろ農協とか、いろいろ話し合いの中で進めていくちゅう現状ちゅうような今答弁があったわけですけども、そういう、もうこういうふうに進めていくちゅうようなことの計画は固まっているんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど答弁いたしましたように、令和2年度よりその検討、施設の規模、まず規模と利活用の利用の状況という形、現在、建物のほうが232.7平米、約70.5坪程度でございます。それほどの規模が必要なのかということと、その利用頻度に応じた別な利用目的もあるのではないかとということも含めまして、いろんな関係機関と今後協議を進めていって、その方向性を見出した後に、その建てかえという方向に持っていきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今先ほども私が敷地も広いし、建物も老朽化しているし、つなぎ場も大分古くなっておって頭数的にも少なくなっているちゅうことが含まれた検討会がなされているのが現状じゃないかと思います、これは。その中で、今から先検討しながらやっていくちゅうようなことですけど、その間には、そういう今現状としてスポーツ少年団なんかの受け入れとかはやっているんでしょうか。その今から現状がわかれば、そういう。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 年間5件程度、地域の団体及びスポーツ少年団等の利用申請というのは、上がってきておる状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） いろいろと場所的にもいいところだから、いろいろ、いろんな面で利用していければいいんじゃないかと思います。

次に、宮崎県共進会のことについて伺います。

枝肉市場について資料を配付されていますけど、よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 皆様のお手元のほうに、3月議会一般質問資料という形で配付

させてもらっております。こちらのほうが第61回宮崎県畜産共進会牛枝肉部門の内容についてでございます。

出頭頭数が100頭で、平均値という形で一番上の表であらわしております。平成30年度と令和1年度の表でございます。

3つ目の項目の枝肉重量で525キロ、30年度が。令和1年度が529.9キログラム。推定歩どまりが75.3から76.1。BMSナンバーが9.5から10.5。上物率——上物率で4等、5等級の割合ですけど、99%から100%。単価のほうにおきましては、平成30年度が3,510円に対しまして、令和1年度は3,360円と、平均で約150円下がっている状況でございます。

枝肉、BMSともに前年度より上昇して、技術的には向上しておりますが、枝肉単価は若干安くなった模様でございます。

2番目の表が、町内の出品者の状況で、一番下のほうが、年度内のJA都城管内の枝肉の単価等になっております。こちらの上物率等で見ますと、技術的な部分で見ますと91.5から92.9%と技術的には向上しておりますが、枝肉単価につきましては80円下がっている状況でございます。

また、裏面のほうを見ていただきますと、こちらのほうが子牛の競り取引月別平均単価のほうになっております。平成30年度と令和元年度を載せております。

月別にそれぞれありますが、特徴が出ておりますのは、10月の月から平成30年度は年度末にかけて上がっておりますが、令和元年度は横ばいになって、1月からようやく単価が上がり始めた。下のほうが枝肉相場となっております。

こちらのほうも10月から30年度は上がっておりますが、令和元年度は横ばいから1月にかけて下がりぎみという形になっております。現在の子牛価格、枝肉相場については、このような状態となっているところを報告させていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 枝肉相場につきましては、今、畜産業界でいろいろ言われておりますけど、消費税増税に伴って肉の消費が余り進まなかった。そして、この暖冬によりまして肉の売れ行きがよくなかったちゅうことですね。またここに来まして、そして、また新型コロナウイルスによる流通が乱れることで、そういう価格が下がっているちゅう現状じゃないかと思っております。

その中で、やっぱりマルキン事業が12月でも発令されているちゅう状況じゃないかと思っております。

町内の畜産農家につきましては、非常に優秀な人が多いですから、やっぱりまだまだ頑張

っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問にいきます。

第5回目みまたん霧島パノラマまらそんが行われております。以前に、このことにつきましてもゴエンということで伺っております。三股からながめる霧島の美しさは、どこにも負けないといった誇りを持っているということ。

コース場から雄大な霧島のパノラマを見ながら、ながめながら、その雄大さはほかの例を見ないということでありました。

平成18年当時の桑畑町長が、うんのまち宣言を行ったところから「みまたん」ということで独自性のアピールについても兼ねているということでありました。

第1回大会からも早いもので第5回を数えるわけですがけれども、第1回につきましても、非常に雪の降る中寒いところであって、その中できょうまで来ているわけですがけれども、今回のこの全体の、いろんな全体的な内容について、どのようにあったということでも伺っていききたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 第5回みまたん霧島パノラマまらそん大会についてお答えいたします。

今回は、大会前の週初めからの長雨で開催が大変心配されたわけですが、1月26日の朝には雨が上がりまして、無事に開催ができたところであります。

今大会には、遠くは秋田県大館市から来られまして、過去最高の2,106人のエントリーがありまして、当日は1,865人が参加いただきました。

ハーフのコースには8カ所の給水場を設け、地域の方や学生など多くのボランティアの協力を得まして、手づくりのお菓子や温かい飲み物の振る舞いなど温かいおもてなしをしていただいたほか、沿道では多くの町民の皆さんが手づくりの小旗を振りながら熱い応援をしていただきました。

なお、会場では、大会を盛り上げるために、小中高生で構成する早馬龍雲太鼓による和太鼓の演奏、中米じゃんか馬の披露、表彰式では三股中学校吹奏楽部による生演奏など多くの演出がございました。

そのほか、中学校の美術部員の手づくりによる看板の設置、長田地区住民による横断幕の設置、梶山小学校ではDJ応援など多種多彩な独自の取り組みがなされたところでございます。

なお、第2回大会から同時開催している「よかもん朝市」には、今年度20店舗出店いただきまして、地場産品や特産品、飲食物の販売を行い、過去最高の約130万円の売り上げがあったとの報告を受けております。

今大会の開催に当たっては、自治公民館関係者及び三股中学校の生徒、都城東高校を初めとする近隣の高校生など約500人のボランティアの協力を得たところです。

また、今大会の新たな取り組みとしまして、フォトコンテストを行いました。ランナーや応援者、ボランティアの活動の様態など、臨場感のある瞬間を撮影した写真を募集したもので、データ部門、プリント部門の2部門に50点以上の応募がございました。

また、ネット上での感想コメントには、「地元の子供から大人まで、この大会を盛り上げようとする姿勢が伝わってきた」「大会の雰囲気がとてもよく、来年も必ず出たいと思っています」「沿道の応援も地域に密着されている感じがしたし、とても温かく感じました」など、喜びや感動の声が多く寄せられました。

また、会場に設置したアンケート結果では、74人中73人が99%の方が、「次回の大会もぜひ参加したい」と回答しています。

なお、今大会の様態を先月15日のMR T宮崎放送の番組、宮崎県教育情報テレビ「みらい・みやざきまなび隊」で放送されまして、特に中高生の活動の様子をクローズアップされて放送されたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ことは、最初から最後までずっと2キロ、2キロたびにハーフが最初出てからずっと、最初から最後までずっと見ていたわけですけど、会場で。いろんな方々と会って、もうそれも非常にすばらしかったんじゃないかと思っています。

去年は、外をずっと車でたまたま行く機会がありまして、ちょっと待ったんあれですけど、いろんな方々が沿道にいろいろもてなしちゅうか、いろんなお茶を並べたり、いろんなことがされちゃったわけですけども、今年の場合として、やっぱりけがとか、やっぱり緊急いろいろ気分が悪うなったり、そういう配置的な問題とかいろいろあろうかと思えますけど、別に緊急搬送されたような方は、けが人という方はいらっしやらなかったんでしょか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 緊急搬送とか、そういうのはなかったです。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 先ほど教育課長がいろいろ、雨がなくて、やっぱり当日までどうなるんだろうかなとちゅうようなことで、当日は待ったわけですけども、やっぱり26日の朝から、9時ごろからちょっと雨が余り降らなくて、午前中降らなくて、そのあくる日は、また雨がすごく降ったわけですけど、やっぱり、その当時は。皆さん、やっぱりよかったなちゅう声が多かったわけですけども、その中で。

私が気づいたところ、やっぱりずっと見ちゃって、ゴールまで、ゴールのところに歩く中で、中学生の女の方々が、10名前後だったと思うわけですが、制服を着とって、ゴールされた方々に一人一人挨拶をした、両サイドにおられて。こうして、ねぎらいちゅうか、そういう挨拶をしていって、一人一人みんなに声をかけていったわけです。いい印象じゃなかったかと思っております。

そしてまた、ある人は、70代の方でした、男性の方でしたけど、話をかけてこられたですから、中で、場内で。えびのの方でした。えびのの方で、今回、三股町のこのパノラマまらそんに初めて走ったちゅうことで来られたちゅうことでした。この中で日南の大会に出られたちゅうことだったわけですけど。

「何で知られましたか」ちゅうたら、普通こう走る前に走る靴を交換される靴の中にチラシが入った。三股町のこういうありますちゅうことのこういうチラシが入ったちゅう。それで、走ってみようかなちゅうことで来られたちゅうことを聞いたわけですよ。

やっぱりいろんなところでも広告ちいいますか、PRちいいますか、やっぱりされておるんじゃないかなというようなことをつくづく感じたわけですけども。

これから、やっぱり綾のマラソンが、照葉樹マラソンが中止しないことでもありますね。そういう中で、今度はその流れが三股町にまた来るんじゃないかということも言われているわけですよ。

その中で、今後について、また、どのようなことでやっていかれるかということで聞きたいと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今後について、お答えいたします。

本町はまちづくりの柱としまして「アスリートタウンみまた」創造を掲げております。スポーツから始まる健康づくり、人づくり、まちの活性化に取り組んでいるところでございます。

また、町の活性化は、人の交流からとも言われることから、スポーツ等のイベントを通じて、交流人口の拡大を図り、経済の活性化につながる取り組みを進めているところです。

本大会は、それを象徴するもので、町民総参加のスポーツイベントとして位置づけており、魅力のある大会として町内外から注目されるイベントになるように、今後も継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） いろいろ質問してまいりましたが、これから先、またいろいろまた質問してまいります。

これで、私の質問終わらせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） ただいまより14時05分まで休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後2時05分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、堀内義郎議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） 発言順位4番、堀内です。早速、通告していました最初の防災・減災・国土強靱化について質問いたします。

ここ数年、温暖化の影響なのか、毎年とっていいほど台風や大雨などの災害に全国各地に大規模な災害をもたらします。

施政方針でも述べられましたが、去年は関東や当方を中心に豪雨災害が発生しました。このような災害を目の当たりにしますと、防災・減災・国土強靱化は、町政の重要課題と改めて認識を深めたということでありました。

このような異常気象や地震などのたび重なる災害を受け、国は東日本大震災の教訓を機に、平成25年に国土強靱化基本法を制定、公布し、翌年には基本計画及び地域計画策定ガイドラインが策定されました。

これまでの防災・減災の範囲を超え、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土の構築に向けた取り組みを推進するもので、その中において都道府県または市町村は、国土強靱化地域計画を定めることができると明記されています。

宮崎県においては、平成28年に策定しましたが、いまだに多くの市町村が策定できていない現状であります。また、本町においては、地域防災計画を以前から策定し、避難訓練や自主防災組織を立ち上げながら、応急対応、復旧・復興などの施策に取り組んでいますが、この国土強靱化地域計画については、今後どのような災害が起こっても被災の大きさ自体を小さくできることが期待でき、策定後は国土強靱化にかかわる各種の事業がより効果的に推移することが期待できます。

また、この計画に基づき実施される取り組みに対しても、各関係省庁の支援も期待できると言われております。

今後、想定される大規模自然災害等から町民の生命・財産を守ることを最大の目的として、事前の構えを効率的かつ効果的な観点から早急に制定するべきだと思いますが、国土強靱化地域計

画の策定に向けた取り組みについて、本町としての策定は考えられているのかをお聞きいたします。

あとの質問は、質問席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 国土強靱化地域計画の本町の策定についてお答えいたします。

国土強靱化は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災施策を実施するため、強くしなやかな国民生活の実現を守るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法で定められており、頻発的、激甚化する災害への喫緊の課題とされております。

この法律第4条で、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされており、これが国土強靱化地域計画であります。

昨年は、策定までには、目標設定、リスクシナリオ、強靱化分野の設定、脆弱性の分析、評価、課題の検討、対応方策の検討をしていかなければなりません。リスクシナリオの設定で使用する起きてはならない最悪の事態を防ぐためにも、重要な地域計画であります。

策定後の整備事業に当たって、国の交付金事業の要件にもなるため、その点でも重要な計画と認識しています。

町では、都市整備課を中心に関係課と連携しながら、ことしの6月を目途に策定中であります。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、回答をいただきました。6月に策定予定ということで、もうこの国土強靱化地域計画については、たくさんの広い分やられまして、そう簡単にはできないとは思いますが、いろいろ国のホームページとか県のホームページとかいろいろ調べてみますと、県南においては、新富町が策定されたということを見ております。新富町は、いろいろ海に近くて、そういった津波とかそういう南海トラフのあれがあったのかと思いますけれども、本当は6月ということでありまして、先ほども町長が言われました本町の災害リスクとしては、風水害とか、土砂災害、地震、火山の影響を受けると思うんですけれども、これらを踏まえたことを念頭に、人命の保護を最大限に図り、災害リスクにおける各分野、そしてまた、脆弱性の評価とか、そういったことを盛り込まれていくと思いますので、先ほども言いましたように、全国的に風水害とか、そういう被害が多く、今後発生し得るかもしれません南海トラフについても、本町としては震度6弱の揺れがあるかということが危惧されていますので、町民の生命、財産を守る上で早急な策定よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次の質問になりますけれども、その中においてBCP策定についてお聞きいたします。

これは、いわゆる事業継続計画ということが言われるんですけども、BCPとは、災害など発生して事業計画が危機的状況に陥った際に、より重要な業務への影響を極力抑え、最重要業務の中断を余儀なくされても、できる限り迅速に業務を再開できるように復旧対策を事前に策定しておく計画とありますが、本町においても高齢化が進んでおります。高齢者の増加に伴う防災体制の充実として、福祉施設のBCP対策については、どのように考慮されていくのか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） BCP策定について説明いたします。

BCPとは、今、堀内議員も言われましたとおり、ビジネス・コンティニューイティイー・プランの略で事業継続計画と呼ばれています。

災害時の緊急事態に直面した場合、損害を最小限に食い止めつつ、中核となる事業を継続、もしくは早期に復旧させるため、緊急時における事業継続のための方法などを取り決めておく計画のことです。

本町におきましては、昨年3月に三股町業務継続計画、BCPを策定し、基本事項や非常時優先業務、業務継続計画のための執行体制や執務環境の整備について検討を行い、それぞれの課における通常業務、応急業務について整備したところです。

高齢者支援課におきましても、被災情報の集約、所管施設の被害調査、課内事務の連絡調整等、業務内容の抽出と目標開始時間についての設定を行ったところであります。

2018年の帝国データバンクが行った事業継続計画、BCPの意識調査では、BCPの策定をしている企業はわずか14.7%、介護を含むサービス業でも18.1%となっており、企業がBCPの策定をしなければいけないという法律や条例は現在なく、努力義務となっているため、BCPの策定が進まない要因の一つとなっております。

県長寿介護課によりますと、有料老人ホームの事業者を対象とした県によるBCPの説明会は行われたところですが、県においても現在のところ、各介護施設との業務継続計画の協議は行っていないということです。

高齢者支援課としましても、今後、地域密着型の高齢者施設や居宅介護支援事業所における事業継続計画に対する意識の向上と計画策定に向けた啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 本町においては、検討し、整備していくということですが、先ほど課長が回答ありましたとおり、全国的に見ても、福祉事業者も策定が不十分だということをお聞きしております。

ここにちょっとデータがあるんですけど、2013年の8月時点で見ますと、策定しているところが4.5%、または検討中というのが18.3%、全国的に見て。BCPを知らないということが40%もあるということですが、なかなかこれは進んでいないということが言えるかと思えますけれども、国土強靱化地域計画において、県のほうの保健、医療、福祉の分野で福祉施設BCPの策定促進ということがあるんですけども、そこについてこういうことが書かれています。

「高齢者、障害者等の要配慮者が利用する福祉施設の被害者及び機能停止は、利用者の生命にかかるところから、各施設に対して施設や整備の最新化、水や食料の備蓄等の災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するBCPの考えも含めた防災対策の計画の策定を働きかける」とありますので、ぜひ、先ほど言いましたように、高齢者、いろいろ障害者も町内にはたくさんいらっしゃいます。

なぜこういうことをちょっと私が今回述べたかということ、滋賀県の研修でもあったんですけども、全国的に進んでいないということがありましたので、できれば今後の発生し得る大規模な災害とかを想定しながら、地域計画のほうに盛り込んでいかればいいのかと思えますけれども、この社協のほうもまだ策定していないということでよろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 社会福祉協議会のBCP策定についてお答えいたします。

三股町社会福祉協議会においても、現在のところまだ策定をしていない状況です。

福祉課としましては、社会福祉協議会の機能の低下を最少にとどめ、早期に復旧させるために、どのような業務を優先的に実施するのか、いつ着手するのかを明らかにする必要があるということと重要だと考えますので、社会福祉協議会においても計画策定をしてもらえるように促していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課では、町内の介護施設に依頼しまして、事業継続計画BCPの策定状況についてアンケート調査を実施いたしております。

その結果、調査対象施設17施設のうち、「計画を策定している」施設が4施設、「計画の策定中」と回答した施設が1施設、現在「計画を検討中」と回答した施設が9施設、「計画策定を今のところ考えていない」と回答した施設が3施設という結果となり、計画策定済みが全体の23.5%と低い状況でありました。

町内の介護施設におきましては、防災計画や防災訓練については、認識は高いといいますが、業務継続計画BCPについての認識はまだ低いため、災害などの非常事態が発生した場合におい

ても介護サービスを継続的に提供し、利用者の身体・生命を守るための行動ができるよう普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 積極的に普及啓発に努めていただければいいと思いますけれども、先ほどお話ししました滋賀県の研修で、議員研修ですけれども、において、ちょっといろんな参考になることかもしれませんが、お話ちょっとだけしたいと思いますけれども、要するに障害者とか高齢者が、このときは熊本地震についての体験談だったですけれども、なかなか避難所に避難できないということがありました。

というのは、普通の避難所だったら、トイレとか、そういった障害者とか高齢者の設備は整っていないということでありまして、熊本地震においては、熊本のほうはどう対応したかというところ、熊本学園大学というのがありまして、そのホールを借りて対応したということで、もちろんその学生が直接かかわるんじゃないで、ボランティア募って、施設だけ貸すということで、インクルーシブ避難所とか、そういうインクルーシブ防災とかいうことをお話されたんですけれども、やっぱりそういった町内においても介護施設か福祉施設、策定されていないものですから、もしのときは、もし何か起きたときは、そういった連携とかが可能じゃないかということで、そういったことで、ちょっと参考になったらしてもらいたいと思います。

次の質問になりますけれども、同じく計画の策定にあって、先ほどもありましたように、幅広い分野での策定と各課の連携が必要かと思いますが、防災・減災事業として、農業水路等長寿命化の交付金支援は考慮されるかということで、特に、樺山用水路、これは前もあったんですけれども、山間部はハが通っておるということと、あと老朽化も激しいということで、どういうふうになるかということで、そういった農業水路の長寿命化は考慮されるのか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 防災・減災事業として農業水路と長寿命化の交付金支援は考慮されるかというご質問に対して答弁させていただきます。

国土強靱化地域計画の策定において、農業用水路、ため池等について記載することにより、農業施設防災・減災事業及び農業水路等長寿命化事業の実施申請を行う場合に、重点化箇所として事業を行えることとなります。

現在は、国土強靱化地区計画への記載について都市整備課を中心としたところにより協議中でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この地域計画に当たっては、こういったことも織り込まないと支

援ができない、もらえないということでありまして、先ほど課長からありましたように、農業水路等長寿命化については県のほうもこういったことを促進していますので、要するに水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機能的かつ効率的な長寿命化、そういった防災・減災対策早期に効果が発現できる実行対象にきめ細かく推進するということが書いてありますので、そういったことを含めてお願いしたいと思いますが、この樺山用水路については、以前にも災害が発生している復旧等取り組んでいただいております。

特に、福留用水路は、5年ぐらい前ですか、崩壊して通水ができるかどうかということがありまして、何となく関係機関と行政を含めて通水できるようにしていただきました。本当これは感謝しております。

この長寿命化については、先ほど言いましたように、策定しないと支援ができないということでもありますので、そういったことを含めて、水利施設含めて今パイプラインとか、いろいろなあれもあるんですけども、今回そういった特に樺山用水路は、こういった危険性があるということをよくお願いしながら、次の質問に入りたいと思います。

次の質問に入りますけれども、ハザードマップ、三股町のハザードマップの作成について配付はいつか、また、マイ・タイムラインとして活用はできないかお聞きしますけれども、ハザードマップについては先ほど配られたということでもありますので、マイ・タイムラインについては活用できないでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、ハザードマップの作成と配付についてということと、マイ・タイムラインの活用についてということでお答えしたいと思います。

その前に、議員の皆様におかれましては、お手元に今回作成いたしました三股町のハザードマップ。一つは、三股町全図の中にありますハザードマップが1枚。それとあと議員の皆様が住んでいらっしゃる区域の地区別のハザードマップということで、お手元にお配りしておりますので、参考にさせていただければと思います。

それとあと執行部のほうには、全体の三股町全図のハザードマップと、あとは参考ということで、1地区、7地区、8地区、9地区、こちらの地区のハザードマップをお配りしておりますので、参考にさせていただければと思います。

それじゃ、ハザードマップの配付時期についてお答えしたいと思います。

配付につきましては、2月の15日付回覧板と一緒に支部を通じまして既にお配り、配付をしているところでございます。

配付した内容につきましては、町内を6ブロックに区分しました居住区域ごとのハザードマップを配付しております。表面には、土砂災害警戒区域、ため池洪水浸水区域、浸水継続時間、最

大水深到達時刻を示すとともに、避難所や緊急避難所場所の位置や主要な避難経路を示しております。

また、裏面におきましては、土砂災害、水害に備えた防災情報による避難行動の判断や、災害発生時の連絡先及び非常時に備えた携帯品や日用品のチェック内容を掲載しているところでございます。

なお、支部加入者以外の周知につきましては、町のホームページ、役場案内受付、それと学校を含む公共機関、各避難所での掲示、掲載等での対応を行っております。

また、職員及び関係機関への周知につきましては、三股町地域防災計画の見直しとともに新たなハザードマップを添えまして3月中旬をめどに配付する計画でございます。

次に、マイ・タイムラインについてでございますが、マイ・タイムラインにつきましては、風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合っただけで避難に備えた行動を時系列に一人一人があらかじめ決めておくものでございます。

マイ・タイムラインシートを作成することで、適切な行動を事前に整理できるようにするものでございます。

今回のハザードマップは、風水害からの避難に必要な知識と意識づけにおいて大いに活用できる資料でございます。自助・共助の防災意識を高め、自主防災組織の育成を図る上でハザードマップを活用したマイ・タイムシート作成の推奨に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ハザードマップについてですけれども、この2種類あるんですが、これも回覧板で全家庭に配ったということによろしいですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたように、住んでいらっしゃる区域ごとに地区別のハザードマップをこれお配りしておりまして、全図のやつはお配りはしていません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今回、詳しいハザードマップをつくってもらって、勉強になるかと思っておりますけれども、せっかくこのすばらしいのをつくったものですから、先ほども言いました、課長が答弁なされたように、マイ・タイムラインですか、これを全国的に活用する自治体がふえているというところでありますので、例えば、これを使っている自治体が、奈良県の五條市というのがありまして、ここがマイ・タイムラインを活用しながら啓発に努めているんですけども、中身を見ますと、避難についての時間、避難する場所とか、徒歩で何分かかるとか、移動手段、

自動車なのか徒歩なのかと、いろんな一緒に避難する人、気にかける人か、だから、どういった人を連れていくかというのが書いてありますので、そういったものを、せっかくこういったのをつくって、これを家で皆さん張られると思うんですけども、こういったマイ・タイムラインを防災訓練とか、そういうところで使ってもらえればいいかと思っております。

要するに通常訓練というか、記入したほうが、より実感が湧くかと思っておりますので、ただ、ハザードマップを配って見てくださいますと、なかなか見ないと思っておりますので、そういった訓練をできれば、より充実的な訓練になるかと思っておりますので、対応方よろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問になりますけれども、防災・減災になりますけれども、災害時の情報収集についてお聞きしますけれども、先ほど滋賀県の研修をお話ししましたが、その中においても、21世紀は災害が複合化、広域化するというようなことを言われました。要するに、同じ地域で一方は風水害があったり、一方は土砂災害があったりすると。あと、そういったことが広域化するということ。そういったことが危惧されていくので言われましたけれども、その中におきまして、この前の新聞にもありましたけれども、日向市が試験的に行った記事が掲載されておりました。要するに、消防団のSNSへの投稿による活用や、大規模災害を想定した同時多発の情報整理を図るためにAIを使った実験的な取り決めをしたということが書いてありますけれども、町長の施政方針にもありましたとおり、人口知能を搭載したコミュニケーション能力を持つロボットとかいろいろとうたってあって、今後必要かと考えるということをお聞きしておりますけれども、そういうことで、町においても、こういったことが考えられないかどうかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害時の情報収集とその整理についてSNS——ソーシャル・ネットワーク・サービスやAI——人工知能を活用できないかとの質問に対してお答えいたします。

災害時における正確な情報収集と整理、そして情報発信は大変重要度の高い事項でございます。災害時におけるSNSやインターネットメディアによる情報伝達は重要な手段ではありますが、大規模災害となると膨大な情報の整理において、情報の収集、伝達の錯誤による関連死が問題視されたことを教訓に、正確な情報の分析と情報発信をAIの活用で、より防災・減災につなげる研究や実証実験がなされている状況でございます。

AI活用による正確でよりスピード化された情報処理と伝達は、防災・減災の効果的な手段として大いに期待するものでありますが、そのシステムが研究段階であることから、システムの確立と普及、定着の動向、または宮崎県の防災システムへの導入及び指導を仰ぎながらシステムの導入の検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） こういった情報発信で、SNSを利用している自治体というのがどれくらいありますかという、ほとんど自治体が86%ぐらいですか、災害時に活用しているということは言われております。

AIについては、今後いろいろまた普及していくんじゃないかと思いますが、要するに大規模な災害が起きたときに、首長も対策本部長になるんですけども、限られた人数で対応していくのにも限界があるかと思います。

そういった機器とか、そういったことを活用しながら、より少ない職員とか、より正確な情報を効率的に図ればいいのかと思いますけども、こういう機器関連に対しては、要するに人の命がかかっている場合がありますので、そういったことを勘案しながら、今後また検討してもらえればいいのかと思います。

前回、私がAI活用で税金滞納者について質問しましたが、このときは川崎市が始めたんですけども、100万都市ということがありまして、比べるものがないということがありましたけど、今回のAIについては、例えば、業務の効率化とか費用対効果というか、そういったことについても、町民の財産、生命や、そういったことが図れると思いますので、ぜひ検討していただいて、活用していただければいいかと思っております。

次の質問になりますが、自転車活用促進についてお聞きいたします。

宮崎県自動車活用促進計画が策定されたんですけども、サイクリング・ツーリズム推進による観光振興や健康づくりとしてシェアサイクリングの導入や、町内の景勝地、例えば、三股駅から上米公園、長田峡などをめぐるルートを開設し、散策——ポタリングと言うんですけども——取り組めないかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 宮崎県は、昨年9月に、自転車活用推進法と国が策定した自転車活用推進計画を踏まえまして、経済的で環境に優しく健康にもよい自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、宮崎県自転車活用推進計画を策定しました。その主な内容としましては、観光振興を目指したモデルルートの設定や整備、自転車通行空間の整備、交通安全教室の開催などがございます。

本町におきましては、電動アシスト付自転車の貸し出しをよかもんやで行っておりますが、利用者は少なく、月に1人程度でございます。しかし、先ほども申し上げましたとおり自転車は観光、環境に優しく、健康的で、車などとは違った視線での観光の楽しみ方もあるかと思います。

そこで、新たな観光資源の発掘も含めた実証実験の一つとしまして、先日2月24日に、企画商工課の職員と町民有志の方々数名とで、新矢立トンネルから早馬神社まで約15キロを自転車

で下ってみました。途中、椎八重公園や長田峡などの観光を楽しみまして、紫麓窯では陶芸体験もしたところです。

このようにみずからの体験も生かしながら、モデルルートの設定や体験型観光の掘り起こしなどについて模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今の課長の答弁でありましたように、県のほうが、この推進計画の概要、たくさんあって、資料があってあるんですけども、策定しました。

それを見てもみますと、これを町内においてどうか活用できないかなということで、今回上げたんですけども、先ほど、よかもんやさんでシェア電動自転車を置いてあるということで、私もちよっとお話を聞きに行ったんですけども、なかなか利用がされていないということで、月に1人ですか——利用している人も決まった人ということで、どういった利用をされているんですかと言ったら、駅からおりてちょっとした病院に行くとか、あるいはサテライトに行くとかして、どっちかという利便性というか、個人的な事情で皆さん利用されていると思ったんですけども、こういったことを、今度、県のほうが推進計画を上げていますので、先ほど答弁があったように、観光振興や健康づくりとして、何かうまいことができないかということで提案させていただいたところでございます。

健康づくりということでありまして、スポーツも含めるかと思いますが、教育長は、いろいろ自転車とか活用されていますから、もしよかったら何か所見とかありましたら。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 教育長として、そして自転車愛好家の一人としてお答えさせていただきますけれども、自転車というのは走ることなどに比べて、足とか膝への負担も軽いということで、生涯スポーツという面でも今後ますます盛んになればいいなと考えているところです。

また、観光の面におきましては、三股町内、先ほど企画商工課長が挙げましたルートを初め、町内各地、自転車で散走していくのに、回るのに本当にいいところだと思っています。

また、広域的には霧島とか志布志、鹿屋といった方面へも足を伸ばせますので、今後はそういった観光の面でも利用されるといいというふうに考えています。

ただ、そのためには、やはり安全に走れる環境といったようなものの整備も必要になってくると思います。そういったものが進む中で、例えば、長田地区であれば県道の整備等によって児童生徒の通学の環境の改善とか、交通マナーの向上等にもつながっていけばいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ありがとうございます。

やはり、こういった走りやすい環境とか、そういった安全とか、それも含めて今後——要するに、三股町も医療費が高いとか、そういうことも言われておりますので、少しでも健康づくりとか、そういう活性化へつながればいいかと思っておりますので、また検討方よろしく願いいたします。

次のは最後の質問になりますけども、小鷺巣地区の宅地分譲についてですけども、何回か、以前質問させていただきましたが、今回が最後になるかと思っておりますけども、今後の分譲戸数と販売価格の予定についてはどうなのかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 小鷺巣地区の宅地分譲につきましては、小鷺巣過疎対策委員会から、小鷺巣の過疎対策を目的とした宅地分譲に関する要望がありまして、地元の方々と協議、連携しながら場所の選定、地権者との交渉等について進めてきたところでございます。

現在の状況ですが、土地開発公社が主体となりまして造成工事を完了しており、来年度から分譲を開始する予定でございます。

なお、分譲戸数は3区画を予定しておりまして、販売価格につきましては、用地購入費、造成工事費などを経費、近隣の宅地価格などを参考にしながら土地開発公社で検討を重ねてきたところでありまして、先日の理事会で決定をしておりますので、後ほど都市整備課長のほうから答弁をさせていただきます。

今後、地元の方々とも話し合いをしながら、情報共有しながら販売促進に向けた広報活動等にも取り組んでいく予定でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいま企画商工課長のほうからありましたように、三股町土地開発公社、事務局は都市整備課にありますので、今週行いました理事会の決定事項を踏まえましてご報告いたします。

小鷺巣地区宅地分譲ですが、3区画で、単価から申し上げますと、1区画目が117坪で2万9,664円、2区画目が93坪で2万9,964円、3区画目が106.8坪で2万7,565円。この算出に当たりましては、整備事業費を地積、面積で割りまして単価を出し、そして、その単価で積み上げたときに事業費を下回らないようにという計算のもとで行いました。このことについて、理事会で承認を得たところでございます。

今後の予定でございますが、年度が明けまして、4月28日から5月27日を申し込み期間というふうに設定をしております。地元過疎対策委員会のほうからも早く宣伝をしたいというお声等もあるところでございます。ぜひ議員の皆様におかれましては、何かお問い合わせがござい

たら、そのようにお伝えいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 完了して、来年度から3区画を販売するというので、単価についても政策に見合った単価じゃないかなと思っていますけども、この地区については、今、周りにたくさんの高畑地区を中心に家が建っていますので、どっちかというと先ほどありましたように売れ残りのないような販売促進をしていって、地域の活性化につなげていければいいかと思っています。

ようやく平成26年に、この過疎対策委員会が発足して、ここまでこぎつけたということについて改めて感謝したいと思いますけれども、今後もよろしく願いしながら質問を終わりたいと思いますけど、今回は、防災、減災、国土強靱化、あるいは自転車の活用促進、小鷲巣の宅地分譲について質問させていただきました。いろいろ検討しながら活性できるように進めていただければいいかと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、あす5日に行うことといたします。

○議長（重久 邦仁君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時45分散会

令和2年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和2年3月5日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和2年3月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

高齢者支援課長	……………	川野 浩君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	福永 朋宏君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	鍋倉 祐三君	会計課長	……………	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程に入る前に、ここで新型コロナウイルスに関する事項について、町長より報告があるようですから、お願いします。

町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 昨日、宮崎市内の70代の男性が新型コロナウイルスに感染したとの発表を受けまして、本日9時20分から第2回新型コロナウイルス対策本部会議を本庁のほうで開催したところでございます。

まず、会議では平成26年度策定しました新型インフルエンザ等対策行動計画にのっとりまして、県内発生早期ということで対応をとることを確認したということでございます。

その内容としましては、まずはマスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケット等を勧奨をする。2番目も不要不急の外出の自粛を要請すると。3つ目に必要に応じ不要不急の集会や施設等不特定多数の集まる活動の自主を要請する。4つ目に学校、保育園等の管理者に必要な応じ臨時休業を行うよう要請する。5つ目に公共施設等において利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、各管理者に協力を要請すると。6つ目に事業所、福祉施設等の従業員や入所者に対してマスクの着用、うがい、手洗いを勧奨をする。また、これは新型インフルエンザでございますけれども、の症状と症状が認められる従業員等の健康管理、受診を勧奨すると。これに沿ったところの対応をとるということ、まず確認いたしました。

そこで、この内容に沿ったところで自治公民館、今から3月後半から4月にかけていろんな行事等でございます。それで自治公民館については、自治公民館等の行事等の対応につきましては、可能な限り自粛を要請するということを決めました。

要請内容としましては、1番目に不特定多数の来場で感染リスクが高いものや高齢者、妊婦などが対象の行事等は中止または延期をお願いいたしますということです。2つ目は、参加者が特定できる小規模な行事等を開催する場合は、消毒液やマスクの着用、部屋の換気など、感染症対策を行ってくださいというようなことではありますが、特に書面で対応できるような会議などを主

催者のほうで検討していただきまして、できるだけ長時間皆さんが濃厚接触できる、そういう環境はつくりたくないということをお願いしたいというふうに思っております。この期間につきましては、今月いっぱいということで、あす公民館長会議がございますので、こちらのほうで協力要請をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

その他宮崎市の感染状況、そのあたりの情報収集等もするということ。それからまた、きのうも報告いたしましたけれども、放課後児童クラブ、これは昨日、一昨日が200名弱、192名ってお話しましたけれど、昨日も大体同じような状況でございました。

それから、学校のほうも検討されまして、卒業式こちらのほうは規模を縮小しまして来賓は呼ばないということで、学校関係者3年生と保護者でしょうか。そのあたりで対応するというようなことになったようでございます。

それから、共有施設の中で学校関係の体育館等も閉館という形で取り扱っていますけれども、それ以外の公共施設等については、まだこちらのほうでの発生がありませんので、現行どおり開館と。そして、状況次第によってはまた閉館する検討いたしますけれども、現行、今のところ開館するというようなことで取り扱いをいたしたいというふうに思います。

それから、上米公園の桜祭りですけれども、こちらについては特別イベントはいたしておりませんので、夜間照明だけの取り扱いでございますので開放ということが、ただし先ほどから言いますように、事情によってはこの公園の中止というようなこともございますけれども、一応現行まま対応していくというようなことでございます。

それから、今現在の税金の申告等もやっているわけなんですけれども、これについてはやはり次の段取り等を踏まえますと、3月中にどうしても税の申告等は必要性があるというようなことで、ただしやはり消毒液、マスクそういったもの等して気をつけながら対応していくということにいたしたいというふうに思います。

というようなことで、まだまだ昨日の発生でありましたので、行動自粛というふうな情報が入っていますので、そのあたりを踏まえながら、今後の展開次第ではいろいろと変更があるかと思いますが、現状をふまえながらしっかりと情報収集して対応していきたいというふうに考えますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかに補足説明はありませんか。横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） ただいま機のほうにお配りした資料を、ちょっと説明したいと思います。

新型コロナウイルス感染症にご注意くださいということで、注意事項はそこに書いてございます。

テレビでも報道されているように、風邪の症状や37.5以上の発熱が4日以上続いている場合、それから強いだるさ等がある場合は、保健所のほうにご相談ください。あくまでも相談は保健所のほうにお願いしたいと思います。

その保健所への電話番号が、本町の場合は都城保健所です。電話番号は23の4504です。これは、平日の開庁時間に限られております。それから土日等の閉庁時間については、米印の2つ目、上記以外の時間についてということで、専用回線が098544の2603にお願いしますということで書いてございます。

以下、裏のページは新聞報道等でも報道されている内容が詳しく書いてございますので、ご確認ください。

それから、今般の報道で宮崎市という名前が報道されました。でも、宮崎市には市の保健所がございまして、市の保健所があるんで病院から市の保健所のほうへ連絡が行って、市が宮崎市という名前づけで発表した部分もございまして、本町の場合は県が町の保健所がございまして、県の保健所がございまして、都城保健所が相談窓口になつていまして、発表される時には西ブロックという形で、都城保健所とそれから小林保健所のほう2カ所の管轄部分で西ブロックという表現で報道されるそうです。けさの確認ではそういうことでした。これから先、また状況によっては、その報道の仕方も変わるかもしれませんが、そういうことをご了解いただきたいと思います。

以上です。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） おはようございます。

通告に従いまして、まず第五地区公民館と消防詰所の移転について伺います。

移転の進捗状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

続きは、質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 第五地区公民館と消防詰所の移転についてという、この進捗状況につ

いて次のとおりお答えいたします。

令和元年度、今年でございますが、今年度ですが、移転先となる用地の確保を図るため、長田小学校西側の建物を含む用地約2,700平米の取得にかかわる売買契約を債務負担行為により、令和元年11月1日に締結いたしました。今後の計画としましては、令和2年度は用地取得、施設の実施設計、地質調査、解体造成工事を計画しており、総額2,495万3,000円を予算として計上しているところであります。そして、令和3年度は工事に着手し、年度内竣工を計画しているところであります。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 令和3年に工事を着手して、年度内に完成というふうなことでよかったですね。

続きまして、2番の質問になりますけれども、公民館及び避難所としての機能を有するもの、また消防第五地区の詰所として機能も移転の対象となるわけですが、その機能以外にどのようなものを考えているか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 公民館及び避難所としての機能以外の機能についてということの考え方について、お答えしたいと思います。

移設する施設につきましては、現行の施設機能をさらに充実させ、新たな五地区の防災拠点の施設として整備するものでございますけれども、長田地区の生活環境や長田小学校に隣接していること等を鑑み、日常的なコミュニティや福祉事業等多目的利用の機能を有する施設とすることで、地域のさらなる活性化につなげたいと考えております。

また、その運用にあっては地区の方々や役場関係部署と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 以前お話があったと思いますが、放課後児童クラブというものもそちらのほうにというようなことも言われておりましたが、そのあたりはいかがでしょうか。確認です。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、池邊議員がおっしゃったとおり、放課後児童クラブの事業としても活用を考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それ以外にオンデマンド交通、デマンド型交通とも言われますけれども、そういう小回りのきく交通形態の検討もされているように聞いておりますけれども、そのあたりはどのような状況になっておるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 地域公共交通ですね、オンデマンド、デマンド交通ということの方向性については検討を進めて、検討に入っているというようなところがございますけれども、ただこの施設のあり方については、まだ具体的には話が進んでいない状況でありますけれども、やはりこういった立派な施設ができますので、そういったあたりも考えながら、オンデマンド、デマンド交通のあり方を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ぜひあの場所、結構広いスペースがございますし、これからの過疎化の高齢化社会のモデルとして、国土交通省のホームページを見るとたくさんの事例が出ております。成功事例、失敗事例等も出てきておまして、そういったものをちょっと目を通してみますと、長田地区に関していうと人口規模、また広さと全然あうのかなと、成功事例に本当に近いなというふうに思ったところがございます。

高齢者の交通弱者の生活を守るためにも、ぜひあいったところを活用していただきまして、こちら前向きに検討していただきたいというふうに期待を込めてお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

続きまして、次に三股町の教育についてお尋ねをいたします。

まず、小規模特認校の推移と今後の方向性についてお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

まず、小規模特認校制度でございますけれども、これは本来通学区域は住所により決められており、住所に基づいて指定される学校へ就学することとされておりますが、この小規模特認校制度は、小規模校として指定されている学校区域以外地域からであれば就学できる。つまり今3校、宮村、長田、梶山が小規模特認校となっておりますが、三股小、勝岡小、三股西小の校区からそれぞれ特認校に就学できるというものでございます。

本町における小規模特認校制度は、平成18年度に長田小学校を特認校と指定し、平成26年度までを試行期間としておりました。その間の特認校制度利用児童数は、延べ32名でございます。しかしながら、小規模特認校制度を利用する児童数は伸び悩みの状態であり、あわせて三股西小学校区の児童数の増加と教室不足の問題が生じてきたことから、平成25年度から26年度にかけて通学区域審議会を開催し、学校区の見直しを行ったところです。その際、これまでの長

田小学校に梶山小学校、宮村小学校を加えた3校を小規模特認校として指定し、平成27年度から本格実施したところでございます。

平成27年度の開始時には、3校で3名が特認校制度利用をしておりましたけれども、平成29年度に梶山小学校及び長田小学校の特認校利用児童の登下校の手段としてスクールバスを導入したこともあり、徐々に利用児童数は増加に転じました。今年度は、長田小学校9名、梶山小学校27名、宮村小学校12名、合計48名となりました。このため、今年度はスクールバス1台を増やしまして、2台を運行しているところでございます。

なお、令和2年度につきましては、長田小学校21名、梶山小学校30名、宮村小学校14名、合計65名が特認校利用の児童となる予定でございます。

今後の方向性についてですが、特に長田小学校及び梶山小学校におきましては、地元の児童数の増加がなかなか見込めない状況にあることから、さらに特認校制度利用を希望される児童及び保護者をふやしていく必要があると強く感じているところでございます。そのためには、各校の特色ある教育活動を充実させること、さらにそれらをPRしていくことはもちろんですが、地元住民の皆さんのご理解とご協力が何より重要であります。

町教育委員会といたしましては、長田地区では既に2月18日に開催させていただきましたけれども、地元説明会を開催するなどして小規模特認校制度へのご理解をいただきながら、地域、学校、行政が一体となった取り組みの充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ちょっと確認ですがけれども、長田小学校の来年度のスタートの全校生徒を教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 今のところ49名の予定でございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 以前、長田小学校は18名という時期もあったんですね。それからいうと49名、本当にすばらしいV字回復を今回達成できたなというふうに思っております。

それも長田小学校のPTA、それから先生方、もちろん教育課、教育委員会というのが昨年4月から危機感を持っていろんな活動をやってくくださった、そういう小規模特認校のすばらしさというものを周知できたあらわれではないかなというふうに思っております。

でも、このV字回復を維持するためには、今後何が必要なんだろうかなというふうに考えるところでありますけれども、そのあたりは担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず重要なのは、特に長田小学校の場合は通学の便をどう確保していくかというところが、一つ重要なところであると思います。今年度は、小規模特認校のオープンスクールを実施いたしましたけれども、長田小は単独で実施いたしました。やはり、長田小、梶山小と同じ、同時にオープンスクールを開催しますと、保護者の皆さんはどうしても近いほうが良いというような感じを持たれるというところでもあります。本来の学校のよさよりも、やはり利便性のほうを重視されるという点もございました。

あと重要なのは、やはりそれぞれの学校で学校の特色を生かしながら、児童生徒がしっかり学べるようにしていくということだと考えております。そのため、今年度長田小学校、梶山小学校には児童一人一人に学習用のタブレットパソコンを配備したりと、そういった工夫をしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 長田小学校の教室を見ると、ほかの小学校と比べてちょっと狭いんですね。適正なクラスの人数をどれくらいに想定されているのか、そして最大のクラスの人数というのはどれくらいが想定できるのかということをお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに、長田小学校の教室は現在の基準からすると、ちょっと狭いつくりになっています。令和2年度、来年度は1年生が特認校制度利用児童、あと地元の児童を合わせて15名となりますが、やはり15程度が上限かなというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ありがとうございます。15名として見たときに、今後、今年度と同様に周知がうまくいったと仮定したときに、募集定員をどこかで決めなければならない、定員を決めなければならない時期がくるというふうに思うんです。

というのは、バスというふうなものがあるというふうなことを考えたときに、現在2台ですので、そのあたりとどのように考えているのか、希望者がふえていけばバスをまた導入する予定ということも考えられるのかというようなことを、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに、マックスでいくと各学年15名として90名になるわけです。今スクールバスは2台でございます。ただ、昨年4月の入学者、新入学者は1年生が残念ながら地元の2名でございました。まだ当分調整する余地はあると考えています。ただ、当面の方針といたしましては、スクールバスは2台での運行ということで考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 2台ということは、どこかでやっぱり人数の制限というのが出て

くるんだということは、理解しておかなければならないというふうなことです。承知いたしました。

それで、2つ目に移ってまいります。小中学校の今後の取り組みとして、個々の特性を把握しつつエビデンスに基づいた指導をどのように進めていくのかということをお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 小中学校における指導でございますけれども、今般学習指導要領が改定されまして、令和2年度から小学校で、翌令和3年度から中学校で完全実施となります。これにあわせて、各学校が編成する教育課程も実施されることとなります。

新学習指導要領では、確かな学力など生きる力とともに、新しい時代を生きる児童生徒に必要な資質、能力の育成を目指しています。また、今回の学習指導要領の改定では、何を学ぶかに加え、どのように学ぶかも重視し、主体的、対話的で深い学びの視点からの事業改善を行うことが示されています。

この事業改善においては、児童生徒の学力の実態を正確に把握し、実態に即した手だてを適切に行うことが何よりも重要だと考えております。学力の実態とは知識量など、数値で測定しやすい側面の学力だけではなく、児童生徒の内面にかかわる学力、具体的に申しますと学習に対する意欲やコミュニケーション力、思考力、表現力、文書読解力といったいわゆる見えない学力といわれているものの側面からも捉え、授業改善の手だてを講じることが重要でございます。

これまで、学校現場においてはそれぞれの先生方が指導の改善の努力をされてきたわけですが、なかなかそれが直接的な数字であられることがないというのが、この指導力の改善の難しさを示していると思います。これまでは、ある程度の期間での児童生徒の観察、あるいは先生方が長年の経験に培ってこられたもので、その児童理解をされてきたというのが状況だと考えております。

そこで、町教育委員会といたしましては、科学的根拠、いわゆるエビデンスに基づく児童生徒理解と指導の個別化、指導の個性化を実施したいと考えております。

この具体的な取り組みとしましては、言語能力、思考力、記憶力といった5つの認知能力をはかる検査や、特殊力診断検査、あと日常的な指導の手だてとしまして、読みの力とか見る力を高める教材等を導入したいと考えております。これらの検査や教材等を用いることにより、期待できる効果としましては児童生徒のつまずきや支援、配慮を必要としている児童生徒を早期に把握できるとともに、必要な手だてを講じる一助となります。

このような科学的根拠に基づく児童生徒理解を行ったうえで、PDCAサイクルに基づく指導改善をしていくことで、小学校から中学校段階へ進学する過程で起こり得る、いわゆる中一ギャップを防ぐことができるものと期待しております。

これらの具体策につきましては、小規模小学校3校、中規模小学校1校、そして中学校で先行実施し、その効果等を検証しながら、全庁的な取り組みとして展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 非常に新しい取り組みで、期待を持てるなというふうに思いました。

一つの指標としては、私たちはやはり全国一斉学力テストが数字としてわかりやすい出るものですから、それに捉われがちなところもあるんですけども、やはり学力のつまずいたところの早期発見とか、そういったものを現場現場で行っていただきたいというふうに思います。

石崎教育長のリーダーシップのもと新しい取り組みをしっかりとやっていただけることを期待しておりますし、やっぱりこれ文教の町として優秀な人材が輩出できるようなそういう教育というものを、常に目指していると思うんですけども、これまで以上に目指していただきまして、そこは頑張ってくださいというふうに思います。

小規模特認校、それから今の教育についてお尋ねしましたけれども、町長のほうから一言よろしくをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 教育については、総合教育会議ということで、行政とやはり教育委員会が連携をとりながら、そして教育委員会が目指すところの財政的なバックアップ等も、行政として手当しながらやっていこうということで、常に連携をとっておりますので、小規模特認校の制度の継続そしてまた充実、それからまたいわゆる学力の向上、そういうのにも町としての魅力の発信の一つになりますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 学校がなくなってしまうと、やはり地域の衰退につながるということは、どこの地域も同じだというふうに思っておりますし、小規模特認校ということでスクールバスを通じて今回人数が、入学者がふえたということは地域としても本当にうれしく思っているところでございます。これを、V字回復にとどめずに、これをまたもう一歩進めるような形で伸ばしていただきたい。そして、教育の面でも新しい方向性としてやられるようですので、そういったものも期待しつつ、ますます子供たちが学力が伸びるように、そしてよい人材が輩出できるように頑張ってくださいというふうに思います。

次に移ります。昨夜私、これ最終の文書をつくっていたら第一報が入りまして、慌ててまた練り直しというか、新しいベースに入ったので、これまでの質問とはちょっと違う一般質問にしな

いというふうに思ったところでありました。私が、この質問をしようと思って考えたのが、先月の2月14日でした。この時点では、まだ中国からのチャーター便が3便到着した段階でありまして、日本国内のPCR検査で合計33名の陽性が出たころ、それはその帰国者とクルーズ船を除く数ですけれども、そして豪華客船のダイヤモンドプリンセスのニュースが、これ連日流れているという、そういった段階でありました。

そのときには、まだ九州での感染もなかったわけですけれども、私が気になっていたのは1月18日にタクシーの運転手が屋形船で新年会を行ったというだけで、たったそれだけで1名から12名に広がった、この感染力のすごさということを考えると、必ず日本全国に広がるような感じになるだろうなというふうに思いましたし、またそういった専門家の報道も出ておりました。

先日も大阪のライブハウスで、1人の患者が行っただけで14名発生している。やはり今クラスター、クラスターと言いますけれども、瞬間的には広がる感染力の強さというのはやっぱり危機感を持って対処しなければならないんだなというようなことを考えたところでした。

そして、本日の宮日新聞で発表がありましたけれども、国内事例、チャーター便、クルーズ船を除くと315名、そして死者が6名、全て合わせると1,000名を超える、1,035名というふうな数が出ております。死亡者12名、チャーター便とクルーズ船を除くとまだ300人台でおさまっているというふうな状況もあるんですけれども、潜在的な患者数がどこまでふえているのかは、これまだ本当にわからないというふうに言われています。

一方、年に3,000人も亡くなるインフルエンザがあるんですけれども、こちらは若い人も高熱になって、症状が顕著にあらわれるので、やはり皆さんが注意する。しかし、この新型コロナウイルスに関しては若い人の症状は比較的軽いということで、若い人が、スプレッダーといいますけれども、流行をする張本人になってしまうという、まき散らしてしまうというのが厄介なところだというふう言われております。

新型ということで、人にまだ抗体がない。コロナウイルスというのは流行性の風邪で、よく私たちが風邪だと思っているのがコロナウイルスだったりするわけですけれども、それが新型コロナということで人に抗体がないと、それが流行してしまうというようなことが、今回の事例でありますけれども、これを踏まえた上で質問いたします。

いよいよ宮崎県で感染者が出たわけで、三股町で感染が確認された場合、行政としてどのように対策を講じるのか、今もう起こってもおかしくない状況になっておりますので、これまでよりも一段階も二段階も引き上げた流行防止対策を考えていかなければならないというふうに思っておりますので、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 三股町で感染が確認された場合に、行政としてどのような対策

を講じるのかについてお答えしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染方法については、現時点では飛沫感染と接触感染の2つが考えられています。

つまり、感染者のくしゃみ等と一緒にウイルスが放出され、口や鼻から吸い込んだり、感染者がくしゃみ等で手を抑えた後に、その手でほかのものに触れるとウイルスが付着して、ほかのものがそのウイルスに触るとウイルスが手に付着して、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。重症化すると肺炎になる症例もあるので、注意が必要です。特に高齢の人や基礎疾患、糖尿病とか心不全とかのある人には重症化しやすいと言われています。

次に、新型コロナウイルスの検査までの過程についてを説明したいと思います。

例えば、風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続いている場合、強い倦怠感や苦しさがある場合などには、まず保健所に相談をします。保健所は、相談者からの状況を聞き取ります。聞き取った状況によって、保健所が検査を必要と判断すれば、検体を採取し、検査を行います。と同時に、今も行われていますように渡航履歴調査や入院勧告が行われていきます。

一方、検査の必要がないと判断されれば、かかりつけの病院に行くように指導されているようです。その結果、肺炎の疑いがあると診断されれば、その情報はまた保健所のほうにつなげられていくようになっております。検査の結果が陽性であった場合は、県によって先ほど申しましたように、その内容が報告されます。このような流れにおいて、仮に県が陽性患者が発生したと発表した場合にも、町は関係機関と協力しながら平成27年3月に制定されました三股町新型インフルエンザ等行動計画に基づいて、速やかに行動をしていきます。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスについては現時点では空気感染による特徴的な現象は認められていないので、テレビ等でも報道されているように、町としてはまず相談窓口が保健所になっていること、それから季節性のインフルエンザと同じようにアルコール等による消毒、飛沫感染を予防するためのマスクの着用、それから不要不急の外出の自粛などの予防対策をお願いすることになると考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 先ほど説明したように、やはり今回の新型コロナウイルスに関しては、感染力が非常に強いというふうなことを考えますと、先ほど町長の説明でありましたけれども、私は図書館も心配だなというふうに思っているところです。県のほうはもう、図書館も同じ市内というふうなことで、休館が決定されたというふうに聞いておりますが、やっぱり外から、町外から来られることも考えると、ああいう閉鎖的な空間、そして感染力のことを考えると図書館はどうかというふうに私は考えるところですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 図書館につきましては、現在、長時間での滞留を抑えるために、学習室それから閲覧席の一部、そして視聴覚コーナーなどを閉鎖しているところでございます。

報道等を見ますと、やはり図書館というのは密閉された空間でありますので、感染の危険性は比較的高いということでございますので、例えば町内あるいは近隣で感染者が出たということになると、閉鎖も含めて検討したいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） といいますのは、高齢者もやっぱり利用するんですね。若い人だけなら私は、いいというわけではないですけども、元気でそんなに症状はでないかというふうに思いますけれども、ことやっぱり高齢者にうつったときに症状が重くてというようなことを考えると、そのあたりは大変危惧をするところであります。そのあたりのことは、しっかりと対策を行って、やはり三股町内で出ても死亡者が出ないような形というのが最善かなというふうに思いますので、それは対策をしていただきたいというふうに思います。

また高齢者、それから障害者等に関しても、やはり新型コロナにかかれば重篤化するおそれが非常に高くなるというふうに言われておりますので、そのあたりは対策はどういうふうに考えられていますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課では、コロナウイルス対策としまして高齢者への窓口対応につきましては、職員に全員マスクの着用、そしてカウンターのアルコール消毒等を行っております。

また、介護支援専門員、認定調査員など、高齢者のおたくを訪問して話をする職員につきましては、手の消毒、マスクの着用を義務づけておりますが、なるべく電話や施設等の聞き取り等で事を済ませるということで指導をしております。

それから、介護施設等につきましては、厚生労働省から発令された新型コロナウイルス感染症への対応について、県から直接、各施設へ文書が送信されているところでございます。また、高齢者支援課からも地域密着型施設、そして居宅介護支援事業所に文書を発送し、注意喚起を求めています。

具体的には、職員に対しては職員同士、それから面会者、業者などさまざまな接触を考慮し、マスクの着用、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒の徹底、面会の制限、親族等による面会の制限、または37.5度以上の熱がある場合は出勤せずに自宅待機を行うなどの通知を行っております。

また、基本的な知識の共有を行うため、高齢者介護施設における感染対策マニュアルの参照を

呼びかけております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 障害者施設に関してなんですけれども、高齢者の対応と一緒にあります。職員に対してはマスクの着用、カウンターのアルコール消毒等は毎日行っております。施設に対しても、注意喚起を担当の係から施設に対して行っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 特に障害を持たれている方に、やはり外出を控えるようにとか、そういった周知というのは理解をしていただけるように伝えていかなければならないというふうに思いますので、そちらのほうを徹底していただきたいというふうに思います。

以前、そのニュースになっていたマーズとかサーズとは、致死率というのは各段に違うわけですけれども、とはいえ感染力というようなことを考えると、行政としてもしっかり対応をしていかなければいけないというふうに思います。

よく話題になるのが、パチンコ店なんかどうなんだというふうなことがあります。三股町にもあるわけで、町外からもたくさん来られている状況を考えて、ああいったところあたりも何もしないわけではなくて、やはりどういった対策をしているんですか等のお尋ねはやっぱりすべきではないかというふうに思いますけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今のおっしゃるとおり、非常に遊技場、長時間滞留・滞在する時間が多い場所だと思っています。それに関して、現時点ではこちらのほうからそういった確認はしていない状況でありますので、早速、そういった遊技場等も含めて確認、どういった対策をとられているのか、確認はさせていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それから、宮崎県で出たということで、今後経済状況においてもかなり深刻なダメージが予想されるわけですけれども、新型コロナウイルスが沈静化した後もやはりこれは続くことを考えると、経済対策あたりもやはり町としても何らか考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町独自でのそういった、の損失といいますか売上が落ち込んだところに対しての補填というのは考えておりませんが、この新型コロナウイルスの影響を受けて、売上等が著しく落ち込んだという中小企業に対しての運営資金等の有利な金利での融資

が受けられるという制度、セーフティネット保障4号という指定を県のほうが先日3月2日に受けておりますので、またこちらのほうの相談窓口というのが町のほうになっております。

ですから、そういった経営の相談であったり、この融資を受けるための申請のサポートという点につきましては、積極的にかかわっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） セーフティネット貸付の4号5号の話だと思いますけれども、それに関しては国から出て100%保障して出してくれると、貸付に協力するというなことが出ていようでございますけれども、町独自としては別に今のところは考えてない、検討する余地もないということでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在のところは、町独自のそういった補填というか、そういった金銭的な補填というのは考えてないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ぜひ大きなダメージを負うことも考えられますので、そういったところがもし出てくるようであればその都度やっぱり対応を検討していただきたいというふうに思います。

それでは最後に、町長として町民に対して安心を与えるようなメッセージを、もし町で出た場合は必ずそういうふうなことを発せられるというふうに思いますけれども、そのあたりは町長は現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在宮崎で発生したわけなんですけれども、国のほうでも非常事態宣言含めていろいろと検討されてるみたいです。また、この新型インフルエンザの特措法の改正等も視野に入れながらいろんな施策を打ち出すと。

先ほどありましたような経済対策等、そういうものを十分情報は把握しまして、本町としても積極的に情報を流しながら、そしてまた対応していきたいなど。町民の皆さんには、やはり自分の命は自分で守ると、まずはそういうところからこの不要な外出、不要なところにはそういう人の集まる場所にはできるだけ控えるという自己防衛の取り組み、そしてまたこのいつまで続くかわかりませんが、しっかりと健康管理に努めていただいて、そしてこれからいろんなイベント等もございますが、そういうものをどうするかということも一緒になって、地域の自治公民館とも検討しながら進めていきたいと、安心・安全与えるようなそういう情報提供をホームページと回覧等で流しながら、そして一緒になって行動していくというなことで取り組んでい

きたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 以上で一般質問終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより11時00分まで本会議を休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位6番、田中光子です。よろしくお願いいたします。通告に従って行わせていただきます。

質問事項1、防災対策について、質問事項2、発達障害の早期発見早期療育について。

まず質問事項1について。

近年、地球温暖化の影響により、世界各地で頻発する異常気象の被害が深刻化しています。温暖化が進めば、今世紀末日本近辺に接近する台風の移動速度は約10%遅くなり、被害の甚大化が懸念されるといわれています。気候変動に対する危機感を受け、日本でも気候非常事態宣言の決議を目指しています。国を初め、地方自治体や企業、個人レベルの対応も加速し、大きな潮流となっております。

そこで質問1、防災活動の取り組みはどのようにされているのでしょうか。

後は質問席にて行わせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 防災対策について、本町が取り組んでいる防災活動事業及び計画についてご紹介させていただきます。

ソフト面においては、防災士の育成、それから自主防災組織の育成と簡易な防災器具機材の整備、そして災害備蓄品の常備管理、続きまして消防団活動及消防器具機材の整備、そしてこの前先般ご紹介いたしました新たなハザードマップの作成と住民への周知、そして防災会議による実情に即した地域防災計画の見直し、土砂災害危険箇所を有する地区の定期的な避難訓練の実施、それから防災情報伝達手段の整備、そして最後に復旧支援に関する協定の締結などを行っているところでございます。

ハード面においては、令和元年度に第6部消防詰め所を避難所とする第6地区分館敷地内に新たに移設することで、地区防災機能がさらに発揮されるよう整備を進めており、今月の中旬ごろに完成予定でございます。

また、第5地区においては第5部消防詰所と第5地区公民館が土砂災害警戒区域内にあることから、長田小学校西側へ先進的で複合的な機能を持ち合わせた防災拠点施設としての移設整備を令和3年度竣工とする計画で進めてまいります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 平成27年8月に策定された第5次国土利用計画全国計画では、本格的な人口減少社会、超高齢化社会を迎えた今、国土を適切に管理し荒廃を防ぐこと、開発圧力が低減する機会を捉え、自然環境の再生活用や災害に対する安全な国土、土地利用の推進等を図ることによって、安全で豊かな国土を実現することが重要な課題であるという認識のもとで、一つ、適切な国土管理を実現する国土利用、一つ、自然環境と美しい景観等を保全、再生、活用する国土利用、一つ、安全安心を実現する国土利用が基本方針として上げられています。

持続可能な国土管理の実現には、国、都道府県、市町村という公的主体や土地所有者のみならず住民一人一人がさまざまな形で、地域づくり、まちづくりにかかわっていくことが不可欠ですが、とりわけ地域が抱える多様な課題に直に向き合いながら、住民等との協働による地域づくり、まちづくりを先導する町の果たす役割は極めて大きいものと考えます。

そこで質問2、大雨時増水するところの把握はされているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 大雨時増水するところの把握についてお答え申し上げます。

大雨時増水するところにつきましては、大きな地図に落としまして、いつでも広げて確認できるようにしてあります。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） きのうもハザードマップ等いただいたわけなんですけれども、ここに載ってないところというところがあると思うんですよね。三股町の第4次国土利用計画の中で、町民が不安を感じていることの項目に、台風時に道路に水が溢れて通りにくいところがあるとか、大雨時増水するところがある、排水対策をしているはずだが少々不安などと上げられました。

昨年、幾度も通学路が川のようになって危険ですと見守り隊の方から連絡をもらいました。低学年の児童は雨靴をはいていても水が入るぐらいでした。またある婦人は、大雨で側溝と道との境目がわからず側溝に落ちてしまいましたと言われていました。

幾度か排水整備の要望を提出させていただきましたが、調査していただいた結果は側溝の容量を雨量がオーバーしているののでしょうかとのことでした。近年の6月から9月の雨量を調べたところ、降水量は余り変わっていないのですが、集中豪雨となるので容量をオーバーするのではないのでしょうか。

そこで質問3、これからの排水対策はどのように考えられていますか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 排水対策はどのように考えていられるのかという質問にお答えいたします。

まず、先ほど申しました地図に落としてある冠水する場所というのがございます。台風等が近づくのが確認できたときに、施設整備係、施設管理係のほうで必ず打ち合わせを行いまして、事前に冠水注意等の看板を立てるという作業を実務としては行っております。

あと、大雨時増水するところで大きな改良ということで、町で予定してるところがございます。現在、前目工業地域及び蓼池の大原地区で実施中でございます。終了後は花見原地区、稗田地区、植木地区で排水対策を進めていく計画であります。

その他の箇所については、自治公民館要望を情報ストックしまして、必要な箇所から予算の範囲内で側溝工事等を実施しております。情報提供により、緊急性があると判断した場合には、年度当初の予定箇所より先に実施する箇所もございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。確かに要望があったのは稗田地区、植木地区、私が住んでいる近辺なんですけれども、確かに県道にはなるんですけれども、西植木地区交差点ですかね五叉路のそこ、あそこは必ずつかりますね。

それから、東高校を西に向かって押しボタン信号がありますね。あれを稗田橋のほうに入る道で通学路となってるんですけれども、あそこが川のようになるという要望がありましたので、よろしくをお願いします。

平成31年3月に発行された三股町住生活基本計画、この部分ですね。これにも基本理念にずっと住みたい町三股とあります。住み続けたい、安全で安心な快適なまちづくりの実現のため、これから10年50年、もっと先を見据えて排水の整備をしっかりと考えていただけないでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 排水対策ですね、最近のこの雨は言われるとおりに集中的に豪雨的に降りますので、冠水というのがあちこちで見受けられます。しかし、しばらくすると一定の水量は

はけますので、そういう意味合いでは全てのそういう冠水するところを完全にシャットアウトするということはちょっと難しいのじゃないのかなというふうに思います。でも、できるだけ今の側溝の改良をしたりしながら、取り組みはさせていただきたいと思います。

それと、先ほど言われました県道の部分ですけれども、これについて土木事務所のほうでも話し合わせていただいておりますし、そしてまた都城市との関連もごさいます。水は上から下のほうに流れますので、そういうイメージは三者で、土木事務所、都城市、三股、どういう対策ができるのか、どういう対応をしたらこの冠水が解消されるのか、そのあたりは継続しながら協議中のごさいます。

言われるように、排水対策は重要なことのごさいますんで、その辺でしっかりと対応はしていきたいというふうに思ってます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 19年度の補正予算として、この雨量の大雨での排水処理ができない、雨水の側溝などから溢れる、町が浸水する内水氾濫の被害を防ぐため、排水設備を全国で新たに整備するほか、既存の施設の補修や改善も支援しますという補正予算も出てますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

続きまして、質問事項2の発達障害の早期発見、早期療育についてですが、皆さんはどの程度発達障害について知っていらっしゃいますか。

聞いたことはあるけど具体的にどんな障害や特性があるかはよくわからない、そんな人が多いのではないのでしょうか。発達障害は子供にも大人にもあり、タイプや特性もさまざまです。

発達障害者支援法が平成16年12月10日に制定されました。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を持つ者に対する援助等について定めた法律です。

子供は一人一人違います。それぞれの顔や声が違うのと同じように、発達がゆっくりだったり片寄りがあったりする子供もいます。

そこで質問1、町内の年間出生率をお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 町内の年間出生者数についてお答えしたいと思います。

数字の出本は住民票のほうのごさいます。本町における年間出生者数は、平成27年1月から12月に町内在住で出生届のあった人の合計は271名、同じように平成28年は254名、平成29年は255名、平成30年は260名、平成31年は235名、5年間の平均は255名でした。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 厚生労働省によると、約10%の乳幼児が支援の対象になるということです。初めての育児では、お父さんやお母さんは不安だらけです。発達障害とわからずに、育てにくさを感じながらも一生懸命に子育てをされています。

発達障害は外見ではわからないこともあり、さまざまな誤解を受けることがあります。例えば問題行動が現れたとき、本人の努力不足や親の教育やしつけが原因と誤解される、そしてまたあるときは、知的障害を伴わない場合、そのほかの部分で重い障害があっても軽度の障害と思いつままれる、また発達障害の人も年齢とともに成長する部分もあります。何も変わらないという先入観を持って対応をすると、成長の可能性をせばめてしまいます。

次に、質問2、発達障害の実態把握はどのように行われているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 町民保健課においては、各年齢において各種事業の中で発達に何らかの課題のある子供の把握に努めております。1歳6カ月児健診や3歳児健診などの健診で、支援が必要と思われる子供の把握や相談に応じております。

1歳6か月児健診や3歳児健診などの法定健診では、保護者からの相談や保健師などによる問診から、心理士による個別な相談などを進めています。心理個別相談では、子供の様子を観察しながら保護者から話を聞き、幼児へのかかわり方の指導やより専門的な機関の紹介などを行っています。

その後も健診フォロー教室、ほのぼの教室などへの参加を進め、子供の様子を継続的に観察するとともに保護者とも話し合いを行いながら、診断を希望されるときには都城市が設置していますこども発達センターきらきらを紹介し、医師による診察や心理士による発達検査及び指導等を受けております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 続いて齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課での発達障害の実態把握についてお答えいたします。

福祉課では、福祉サービスの利用時に相談支援事業所が作成します障害児支援利用計画から把握しております。令和元年度は、18歳未満の児童で発達障害の診断がある児童は81名、発達障害の疑いで療育が必要な児童は46名となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） その場合、診断まではいかないけどグレーゾーンの児童・生徒の数は把握されているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） グレーゾーンといいますか、きらきらのほうに相談に行った数ということで把握しております。その数が、平成27年度は延べ86人であったものが、平成30年度におきましては215人に伸びております。

この費用については、都城市と本町と折半しておりますけども、その割合からいいますと平成27年度は12.62%であったものが、平成30年度には23.76%に三股の割合がふえているというのが現状として把握しております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 健診率というのは把握されていますか。1歳半健診と3歳児健診のときの健診率ですね。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 申しわけありません。具体的な数字は頭の中に入れておりませんけども、大体の方が健診しているということではあります。すいません。1歳6カ月のときの受診率が、平成30年度実績で93.4%です。それから3歳児健診のときの受診率が98.3%でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） かなり高い受診率だと思ってます。その健診後の追跡調査とか実施状況に課題はないでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 私はないと思っておりますけども、いろんな子供さんたちがいらっしゃる中で100%対応できているとは言えないんじゃないかとは思っています。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 専門家によりますと、障害の程度が重度の場合は1歳6カ月健診で見つかり、中程度の場合は3歳児健診で見つかるそうです。また健診までいかないけど何らかの支援が必要、手放しにはできないという子供たちも存在します。

厚生労働省の乳幼児を対象とする研究において、発達障害が疑われる子供の発見割合が極端に低く、発見漏れの可能性が指摘されています。法の施行後、発達障害に対する理解や支援の取り組みが推進されてきたという評価がある一方、乳幼児期から幼稚園保育園等で学校の在学時、成人期までのライフステージを通した継続的な支援に問題があると言われております。

そこで質問3なんですが、現在町内の療育拠点、児童発達支援事業はどのようになっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 町内の療育拠点、児童発達支援事業についてお答えいたします。

町内には療育の拠点はありますが、都城市が設置しています都城市こども発達センターきらきらが発達障害の診断を行っており、本町の児童も利用していることから、運営費の負担をしているところです。

また、都城市子ども療育センターひかり園が未就学児を対象に療育等援助事業を行い、小さな集団での活動や保護者同士の話をする機会が持てるように支援しており、療育の拠点となっております。平成30年度からは、三股町子育て支援センターにおいても都城子ども療育センターひかり園が療育等支援事業を行っているところでございます。

児童発達支援事業所は本町に4カ所、都城市に35カ所あり、児童発達支援放課後等児童デイサービス、保育所等訪問支援を行っています。

児童発達支援は、支援の必要な未就学児が利用できる福祉サービスです。個別や集団の活動を通して、日常生活における基本的な動作や社会スキルを獲得するための支援を行っています。

放課後等児童デイサービスは、支援が必要な児童が放課後や夏休み等の学校休業日に利用できる福祉サービスです。個別や集団の活動を通して、自立支援と日常生活の充実が図れるように支援を行っております。

保育所等訪問支援は、事業所の支援員が保育所等を訪問し、集団活動を行うに当たっての専門的な支援を行っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 町内には支援施設が4カ所に対応されて、あとは都城で言うことなんですけれども、先ほどの出生率から現在のグリーゾーンまで合わせて10%と考えると、ほとんどが都城市に頼らざるを得ないということになるのではないのでしょうか。今後の対応はできるのでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今の質問なんですけれども、確かに支援施設が十分ある状況じゃありません。ただ来年度、新たに放課後等児童デイサービスが開設される予定もありますので、今後現在ある施設、それから新しくできる施設に対してと、また支援等も考えながら利用される子供さんが十分支援が行き届くようにしたいと思っております。

ただ療育方法については親子で、母子通所施設という形で、先ほど申しました都城子ども療育センターひかり園がここは親子で通所できますので、子供さんのことに対して保護者が困っていること等に対して専門家が保護者の支援をしたり子供さんへの支援をしたり、また保護者同士が

困りごと等を話したりする場もありますので、そういうところが三股町内にもあり、また都城の施設も利用できるように、都城市と協力しながら支援に対しては行っておりますので、三股町の施設だけにかかわらず都城の広域で支援体制というのも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 自閉症を含む発達障害を早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、特に1歳6か月及び3歳児を対象とした乳幼児健診の場などでの早期発見が重要だとされ、発達障害者支援法第5条において、市町村は乳幼児健診を行うに当たり発達障害の早期発見に十分留意しなければならない旨が定められています。

発達障害対策の基本は、早期発見早期療育であると言われており、適切な対応策がおけると症状が進んでしまいます。乳幼児健診時や就学時健診で、発達障害の疑いを見逃している恐れがあると支援のおくれにつながり、不登校や引きこもり、暴力行為などの二次障害につながる可能性が危惧されます。

早期に子供の特性を理解し、その子に合った対応や療育をすればできることがふえて、親も子も生活しやすくなります。早期支援のためには早期発見の有効な手だてや取り組みが不可欠だと考えます。

そこで質問4、今後の早期発見早期支援につながるシステムの構築はどのように考えられているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 今後の早期発見早期支援につながるシステムの構築はどのように考えられているのかについてお答えしたいと思います。

今まで実施されてきた取り組みに加えて、令和2年度から心理個別相談をより充実させるために、発達検査ができる体制を整備していきたいと考えております。また、子育て包括支援センターを設置し、保健師等の専門スタッフが妊娠、出産、子育てに関するさまざまな相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療、福祉関係機関との連携調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供するシステムづくりを行い、今まで以上に早期発見、早期支援につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに相談窓口は重要だと思います。あるお母さんは、集団生活の中で子供の発達が気になると感じたんですが、どこに相談すればいいのか、またあるお母さんは、泣いてばかりで何をしても泣きやまないのが近所の人からうるさいと言われ引っ越ししまし

たと言われてました。

もう少し気軽に相談できるできる場所があれば、あれと感じたとき気軽に相談できる窓口を設置していただきたい。この設置の内容としては、どういうところに設置をすればいいか考えてらっしゃいますか。お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 先ほども申しましたとおり、子育て包括支援センターという考えでいけば健康管理センターのほうに窓口を置くことになります。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 先ほども言ったように、あれって感じたときに気軽に相談できる、そちらに行くというのはなかなかないですね。というのは、お祭りありますよね三股の祭り、そういうところにちょっと窓口を設置して、遊んでる中でちょっとした相談ができるとか、今は社協でもされてるんですかね、相談窓口は。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 社協のほうに子育て支援センターを設置しておりまして、未就学児が対象なんですけれども親子で通うことができます。そこで子育てについての相談は受け付けております。

また、なかなか相談という形になると、保護者もお祭りの会場とかいう場では相談しにくいのではないかと思います。今1歳半健診、3歳児健診、法定健診で受診率が90%以上を保っておりますので、健診の中で保護者との1対1の聞き取りの中で、保護者のそういう困り感を引き出せるように、私たち職員としてはその部分を聞き取れるような健診のあり方というのも考えております。

また、健診集まった子供さんが待ってる間、その間に子供さんの様子を見まして、ちょっと落ち着きがなかったりとかいうような状況は把握しておりますので、例えばまた、身長体重計測もしますが計測がスムーズにいかないとか、そういうあらゆる場面を通して子供の様子を観察しております。

健診の中において、やはりさらに支援が必要、相談を受けたほうが必要と思われる場合は、心理士等の専門職の場という場を、気軽に相談できるような形にしておりますのでそこで聞き取りをしながら、また健診だけに終わらず先ほど言いましたフォローの教室、またそこに来ることがなかなか困難であれば、家庭訪問や電話相談等をこちらのほうから声かけをして継続的な支援ができる。必要があれば早期な療育、診断されるような体制等はつくってるところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに健診率が高いので、そこで発見ていうのはすばらしいことだと思います。そういう専門士の方もいらっしゃるということで安心なんですけれども、宮崎市ではこういうパンフレットをつくってらっしゃいます。またことし4月には国富ですかね、国富でも同じようなパンフレットをつくってらっしゃいます。

そういう啓発、皆さん一番最初に言ったように発達障害ていうことを知ってますかていうことで、知ってはいてもなかなか内情まではわからないていう方がいらっしゃるので、こういうパンフレットを通して気軽にみんなで支援していければいいかなとは思っています。

それから、さっき言ったグレーゾーンの方まで合わせると、現在の事業所だけでは都城の力を借りながら支援していくということだったんですけれども、施設の運営体制がちょっと問題があるのかなていうことを感じているのは、幼稚園や保育園の体制とは違って療育施設の運営の体制は、実績での収入となります。

ということは、児童が休んだら事業所には収入が入らないこととなります。そして、定員オーバーすると減算となります。児童が休んでもその日のスタッフは確保しないといけないので、収入はないのに経費は係るという状態になっているようです。

そういう施設運営体制は国が定めるので、国にも体制の緩和をお願いしていきますが、本町独自のシステムの構築はできないのでしょうか。三股町独自の事業所支援で、例えば定員の120%まで認めるなど考えていただけないでしょうか。

また、受給者証の交付がないと事業所の通所ができないため、現在新型コロナウイルス対策でほのぼのの教室が閉鎖になっているということで、受給者証の交付がおくれて困っている人も出ています。

受給者証の交付も、困り感のある親や保育園、幼稚園の先生の意見で交付を行えるような体制はできないのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 放課後児童デイと児童の通所施設に対して、各事業所のほうから定員については福祉課としても聞いてるところです。この件について、国が定めた基準に基づいて本町も行っておりますので、今のところは町独自の仕組みは考えてはいないところです。

また、受給者証の交付がないと福祉サービスは受けられないんですけれども、受給者証の交付には、子供さんが福祉サービス受けるためには相談支援事業所のプランが必要になってまいります。相談支援事業所の職員が聞き取り等行いまして、療育、福祉サービスを使う必要があるかどうかを判断し、そして福祉課のほうに申請をしてもらった仕組みになっております。

福祉課のほうでも、診断がある子供さん、ない子供さんありますので、聞き取りをした上でまた課のほうで協議を持ちまして支給決定を行っております。早い支給決定がサービスの提供につ

ながりますので、福祉課としてはできるだけ早く支給決定ができるように対応しております。

今回の新型コロナウイルスに対してのいろいろな、ほのぼのの教室等が休みで支給決定が出来るということはないように対応してまいりますので、そういう方がいらっしゃれば福祉課のほうにご相談いただきたいと思います。

支給決定には専門職のやはり意見が必要になりますので、そこ辺はおのこの教室で心理士等の相談が必要であれば、そこは個別な相談ができるとまた町民保健課のほうとちょっと協議してまいりたいと思いますので、個別事例についてはご相談をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。大変困っていらっしゃったので、また相談させていただきます。

宮崎県教育委員会の宮崎特別支援教育推進プランに、保護者や県民を対象とした共生社会へ向けた理解啓発の一層の推進や学校における障害理解学習の推進を通して、障害のあるなしにかかわらず全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会づくりを目指しますとあります。

あるおばあちゃんの話で、孫が発達障害とわかったときにはこの子はどうなるんだろうと心配でした。今は中学3年生ですが、好きなサッカーで秋にはリアルマドリッドにサッカー留学します。そのためにスペイン語も勉強しています。好きなことは一生懸命に打ち込むんですと言われていました。子供はいろんな可能性を持った宝です。一人も置き去りにしない三股町であっていただきたい、よろしく願い申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 発言順位7番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 質問順位7番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

現在、町主催のさまざまな催しの中で、町民憲章の朗読が行われています。これが三股だというものを確認するためにも必要なことであると思っています。この町民憲章が絵にかいた餅にならないために、そして多くの町民の皆さんがこれが三股だというものを少しでも実感できるようになるための施策をお願いしたいという思いから、今回も町民憲章を取り上げます。

確認のために資料の1に、町民憲章前文を載せています。

わたしたち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもつて、明るく豊かなまちをつくるために、この憲章を守ります。

この前文では、明るく豊かなまちをつくるための条件として、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神を持つという前提があるということになります。町長は、施政方針の中で自立と協働でつくる元気なまち三股実現のために、さらに元気で誇れるまちづくりを目指したいと言われました。

周辺自治体との合併を選択せずに現在があるわけですが、人口減少社会となった今、後期合併の動きは今後も全国的に続いていくと思われまます。そのような中で、現状を維持していく、自立していくとするならば、周辺自治体とはここが違う、これが違っている、これが三股だというもの多くの町民が共有するということも必要なことではないでしょうか。

温故知新という言葉があります。これは、歴史を振り返ることが未来を創造するということであらうと思ひます。本町にとってこれを考えてみますと、町民憲章にある先人の偉業に学びということが歴史を振り返ることであり、明るく豊かなまちをつくるということが未来を創造するということにつながるのではないのでしょうか。

これが三股だというものを共有するためには、三股特有の歴史を振り返ることです。おりしも新しい町史が発刊されました。まさに今、三股特有の歴史を振り返るべきときであり、振り返ることを通してこれが三股だを確認できるときではないのでしょうか。

そこで、先人の偉業に学ぶための環境整備としてこれまでどのようなことが行われてきたのかということについて、そのハード面ソフト面について伺ひます。

後は質問席から行ひます。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 先人の偉業に学ぶための環境整備につきまして、平成30年12月議会で一般質問においてお答えした以降の状況についてお答えさせていただきます。

まず、学校教育におきましては、今年4月から小学校において新学習指導要領が全面実施されることに伴ひ、小学生3、4年生の社会科副読本の改訂行っておりますが、その中に「きょう土の発展に尽くした人々」という項目を新たに設けることにしております。

また、町民憲章の精神を基調とした児童生徒憲章による伝統教育や、教職員に対する地域の史跡等を見学する研修も引き続き実施しており、地域素材を活用した学習を進められるよう支援しているところでございます。

また、昨年度に新しい町史を刊行いたしました但、本年度は重久文書等を掲載した資料集の作成を進めておりまして、来年度に発行する予定でございます。来年度は町史の概要版の作成に着手したいと考えているところでございます。

さらに、梶山城跡調査整備検討委員会の第1回会合を去る2月21日に開催し、国の史跡指定に向けて一歩踏み出したところであります。そのほか、老朽化した文化財の標柱を昨年3月に5カ所更新し、今年度は大昌寺跡の標柱を更新するとともに、梶山城跡の標柱を新たに設置する

こととしております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） これから先の質問の答えも大分入ったようではございますけれども、めげずに頑張っていきます。12月議会、去年ですけれども、のときに、現在作成中の三股の景観まちづくり計画の説明を受けました。その中に、三股らしさを感じる部分が非常に少ないと思いましたが、今もそう思っています。

施政方針の中で、令和2年度に策定する第6次三股町総合計画前期計画の実現に向けて事業を進めていくと言われました。まだ間に合うのであれば、せめて現在の第5次総合計画の中にある三股町の概況、最初のほうにありますけれどもその中の沿革に当たる部分、これ資料の、前後しますけど5に上げてます。抜粋で上げてますけれども、ついでに「イ」にも上げてますが、後でまた取り扱いますので詳しくはですね、この部分は少なくとも景観まちづくりとともにぜひとも再考していただきたいと切にお願いいたします。

三股の沿革の中にも、この今言います三股の景観まちづくり計画の中にも、三股らしさである町民憲章の精神が具体的に生かされるべきではないかと思えます。町内を歩いたときに、これが町民憲章であらわされている一つなのかなと感じることのできる具体例があることが必要ではないかと思えます。

現在の段階でのこの三股の景観まちづくり計画の中に、町民憲章の精神がどのように生かされているのかということと、今後の見通しについて伺います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ことし三股の景観づくりのまちづくり計画を策定しているところです。この中に、町民憲章の精神がどのように生かされているかというご質問にお答えいたします。

三股町景観まちづくり計画については、平成30年度から2カ年で策定に取り組みました。初年度長田地区、梶山地区、前目地区でのワークショップに始まり、今年度小鷲巣地区でも実施をいたしました。また全4回の景観計画策定委員会、そしてパブリックコメントまで終えたところでございます。

ワークショップでは参加者から、それぞれが暮らす中で感じる自然、文化、歴史、街並み、眺めなど、地域の宝、魅力を発掘することができたところでございます。さらに、その宝を地域の中でどう磨いていくのか、逆に心配なことやどうしたら守ってけるのかということについて話し合いが行われたところでございます。まさに町民憲章の前文にある先人の偉業を学ぶ場、そして郷土愛と開拓精神を育む場というふうになり、これが策定に生かされているというふうに考えております。

このようなワークショップの結果をもとに策定委員会は進み、景観まちづくりのテーマ、めぐみとくらしで織りなすみまたんハートにも、町民や地域に愛される本町の景観を未来へ結びたいとの意を込め、基本方針へ盛り込んだところでございます。

パブリックコメントを終えまして、3月末の完成に向けて作業を進めておりますが、計画策定は終わりではなくて始まりであるとの認識をいただきまして、動きだすきっかけとして町民、事業者、行政、それぞれが景観に対する意識が高まり、今後も地域と一体となり実効性のあるものとなるよう運用するため、次年度では令和2年度では条例制定に合わせ啓発事業や支援に取り組む計画としております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 次の質問ですけれども、同じく町民憲章の中にあります郷土愛に関して質問してまいります。

「盆地は一つ」の掛け声の中で、広域合併が行われてきました。そのような中で、自立と協働でつくる元気なまちの自立の部分について、もう少し考えることが必要ではないかなと思っています。

本町の歴史を振り返ってみると、かなりの部分が都城市史と重なります。また、経済活動で見ても都城圏域という言葉でくくられます。新しい町史の中にあるさまざまな資料を見ても、その多くが都城島津邸所蔵のものや都城市教育委員会提供のものです。

そのような中で、自立の道を目指していこうとすると、ふるさと三股としての意識を高めていくことが必要ではないかと思えます。三股のピーアール動画に、どきどきみまたがあります。どきどきみまたとは、なかなかのいいネーミングだと感じておりますけれども、この動画は三股らしさの1つとして三股の町の形に着目して編集されており、活気ある町を感じることができます。

私としては、このハート型がいつ、どのようにしてできたのか、解説する何かがあるのかの形であっていいのではないかと思います。決して自然発生的にできたものではありません。

三股誕生の起点をどこに置くか、このハートの形をした町がいつ誕生したかということ、こういうものも三股らしさを考えるときのもとなるのではないかと思えます。総合計画などで三股らしさをあらわす際に、三股誕生の起点をどのように位置づけられているのでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 郷土愛の観点から、三股誕生の起点をどこに置くかのご質問に対しましてお答えいたします。

郷土愛の観点からとなりますと、人によっていろいろ感じ方、捉え方がかわってくるかと思わ

れます。ある人は、明確な資料は見つかっていないものの、樺山家初代の樺山資久が本町樺山の地名を取りまして苗字を島津から樺山に改称し、樺山を統治するために樺山城を構えたころを三股誕生の起点と考える人もいるかもしれません。またある人は、明治22年の村政施行や昭和23年の町政施行をもって三股誕生の起点と捉えるかもしれません。

三股町史下巻によりますと、明治3年9月に梶山郷と勝岡郷が合併され下三俣郷と称し、現在につながる本町域が徐々に形成されていくのである。本町域に符合した地域呼称はこの下三俣郷が出発点と言ってよいであろうと書かれております。

このように、三股の誕生の起点に対する捉え方、意見はさまざまでございます。町及び教育委員会として、三股の誕生の起源を正式に議論したことはないところでございます。また、今後の課題とも捉えております。このようなことから、三股誕生の記念行事ということは、現在のところ検討していないところでございます。

○議員（4番 楠原 更三君） これより13時30分まで休憩します。

午前11時55分休憩

午後1時28分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ちょっと中断しましたけれども、企画商工課長の説明ありましたけれども、私は昨年9月議会で150周年事業について質問しました。そのときにも同じやり取りをした記憶ありますけれども、資料の2をごらんください。

これは町史の改訂版から抜粋したのですが、赤で書いてますように「三股の基が築かれたのである」という表現があります。これが私は、先ほど言いましたけども三股の出発点の1つではないなと思っているところではあります。

次に、資料の3を見ていきますと、新しい町史からの抜粋ですが、ここに先ほど課長が言われましたように、最後の下から2行の本町域に符合した地域呼称はこの下三俣郷が出発点とってよいであろうと、ここにもその出発点の記述があります。したがって、町史におきましてはこのように出発点を考える記述というのがあるわけですね。けど、先ほど課長のほうではそれは別に定める必要がないような意味合いの答弁がありましたので、まず最初に言っておきます。

その後、私は都城市の沿革を読む機会がありました。資料の4に書いております。同じく抜粋ですけれども、まず黒四角のところを読みますと、明治2年11月には都城郷（旧島津家領）が上荘内郷、下荘内郷、梶山郷に分割され、これいわゆる3郷分割でいわれます。同3年4月に高城を三俣と郷名を改称した。同3年9月には梶山・勝岡を合併して下三俣（三股）郷、表記は両

方書いてあります、とし、三侯は上三侯、いわゆる高城ですね、高城は上三侯と改称した、後略です。

その後、明治4年7月廃藩置県が断行され、都城市域は鹿児島県の管轄となった。（略）

その次、赤四角ですけれども、明治4年12月に下荘内が都城、上荘内が荘内と改称され、同5年2月には下三侯の旧田部村、これこう書いてありましたのでそのまま表記しておきます。旧田部村、後久村、安久村が都城へ管轄がえになった。

明治5年5月、上三侯が高城、安久村などが管轄外になった下三侯、この三侯と改称されたと。これが新たな三股のスタートではないかなと、都城市の沿革でそう感じたところであります。

去年の9月議会では、オリンピックがあつたり国文祭があつたりどうのこうのやるということがいっぱいあって、150周年の記念行事をやる余裕はないと言われたわけですけども、この都城市の沿革の部分から考えてこれを三股の出発点ともしするならば、明治5年5月ですね、これがハート形の町ができたといふところなんです。

きのうもハザードマップのあの地図が出ましたけれども、あの輪郭ができたのがこの明治5年5月のことになります。それをスタートとするならば、明治5年というのが1872年になりますから、150年となると2022年になります。あと2年余裕は出てきますけれども、こういうことをいろんな人に考えて、いろんな説が出て、先ほど言われましたようにあっていいわけですけども、こういうなことを考えてもらうこともふるさと三股に対する郷土愛というものを育むことにつながるんじゃないかなという気がします。

とりあえず、きょうのところはこの明治5年5月現在の形の三股が誕生したというのを三股誕生のときと捉えて、150周年記念行事を計画してはどうかと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 捉え方という点で人それぞれということで、先ほど答弁いたしましたけれども、こちらの明治5年5月というのも一つの起点と考える捉え方とは思いますが、この150周年の記念行事につきましては現在のところは考えてないところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今言ったことを一つの捉え方というので済ましていただきたくないんですね。なぜならば町史の改訂版では三股の基が築かれたという表記がある。新町史でも下三侯郷が町域の出発点となつていいだろうという説が町史にある、これを一つの捉え方と見るといふことですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね、明記されてるものではありませんけれども、人それ

ぞれ思いというのは違ってきているのかなと思いますので、これを、明治5年5月を起点と考えられる方もいらっしゃると思いますけれども、記念の行事としては考えていないところです。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 現在のところでは考えてない。であれば、これから考えてもいいのではないかなと思うんですよね。

なぜならば、さっきも言いましたけども町史が発刊されたというのを機会に、一番見直すチャンスではないかなと思うんです。西山課長個人の考え方としてそうなのか、その考え方が全体に波及するのか、それともこの新しい町史発刊に伴って三股の150周年記念行事に発展していく可能性あるのか、お尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 150周年記念ということでございますけれども、9月の一般質問のときに答弁させていただきましたとおり、そのときは開拓150周年記念だったと思うんですが、そういった150周年をいろんな、今まであった行事の中で打ち出すというかピーアールしていくことは可能かなということでそのときお答えしておりますので、今後も記念行事という形ではなく、そういった各種行事の中で、今行ってる行事の中でピーアールをしていくということは可能かと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 9月のときの私の資料では、この都城市史の中はなかったんですね。その後、市史の沿革を見てこういう記述があった。三股のこの新しい町史にしても、先ほど言いましたが市の教育委員会、それから島津邸のものすごい協力を得てでき上っているわけですから、それも市の沿革も無視するわけにはいかないとは思いますが。

新たなそういうものが、私にとって新たな事実が出てきたものですから、改めて今回いいわけですね。だから、9月の答弁とまた違う答弁と違う答弁をほしいと思うんですけど、町長どう考えられますか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 一昨年ですね、町政施行70周年でやりました。村から始まって、そして市町村の町になったわけなんですけども、それははっきりいつからなったというのが明確に出ております。先ほどから企画商工課長回答してますように、いろんな起源ていうか出発点、思いというのは違うと思います。

そういう意味合いで、楠原議員の言われることもわからないわけではないんですけれども、町として一大イベントとしてやろうというところまだ議論してませんので、全く未定でございます。

ただ、先ほどから言いますように、そういうところを明確にしようと思えばまだ専門家のいろ

んなご意見等伺わないと、これが出発点だというのがいいのか悪いのか、そのあたりも非常に議論があるところというふうに思います。

そういう意味合いでは、今のところ150年云々ということについては全く議論もしてませんので、内部のほうでどう取り扱うか検討させていただきたいというに思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） じゃあ言い方を変えまして、三股誕生からどうのこうのじゃなくてハート形の町になってからという取らえ方でも、あのどきどきみまたの動画とリンクしてまたおもしろい見方になるのではないかなと思います。

また内容については先のほうでありますので、次に進みます。

次もですけれども、これまで何回となく取り上げております広報みまたの中にあります町の生い立ちについて伺ってまいります。資料の次ですけれども、3枚目の資料の5ですね。

これ見ますと、アのところに、第五次総合計画の中にある三股の沿革の初めの部分です。本町の歴史は古く、新石器時代より各所に人が住んでいたことが伺えます。町名の起源は現在明確になっていませんが、古書等には水俣、三俣と記されており、古くから川三条、股になりて流れたりというところがあるため、その名が用いられたと言われております。

イ、広報三股にある町の生い立ちの初めの部分、いろいろと発掘される土器などから、新石器時代より三股各所に人が住んでいたことが伺われます。またその起源は古くから川三条、股になりて流れたりと古書にあって、その名三股をとどめていたと言われておりますとこうありますが、これ先ほど紹介しました高城全体も三俣と言われた時代があったということなんですね。

この本町含め、山之口、高城全部が三俣であった時期もあります。そのときだったら川三条というのがわからないでもないんです。けど、今の三股の中において川三条、これはどの川なんだろうと。いろいろ歴史家の人たちと話しますと、この川三条を何に書いてあるのかこれ古書とかあるんですね、古書自体もはっきりしてないんです。だから古書と書いてある。

だから起源が、原点がはっきりしてないものを書いているのもちょっとどうかなとも思いますし、三股につきましては今さっきありましたように、都城市の沿革にもあるような内容を加味したものにしてもいいのではないかなと思っておりますが、この三股の総合計画の中にあります三股の沿革、そして町広報にある三股の町の生い立ちについては考え直していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、広報紙にある町の生い立ちの再考はというご質問に対してお答えしたいと思います。

平成30年12月定例会一般質問の中におきまして触れられた内容でございます。内容は、町

の生い立ちの記載内容が毎回同じであることから、一例として町民憲章の前文にある三股の開拓精神がわかるよう、先人の偉業の内容を連載することにより三股町の歴史に触れることのご提案に対しまして、教育委員会そして関係課との検討を進めると回答をしてるところでございます。

三股町の歴史に触れるの観点から、当時の検討内容としましては、町の生い立ちの記載内容と第5次三股町総合計画、ここでは後期基本計画ですね、こちらのほうの三股町の概況を示す沿革の内容と整合性が保たれていない事実、それとこの町の生い立ちの掲載の必要性について、また新たな掲載テーマに置きかえる等の検討を進めてまいりましたが、具体的な再考には至っていないのが現状でありまして広報紙には反映されていない状況でございます。

今までの現状でございます。

また、教育委員会との話し合いにおきまして、今後の考え方につきましては、町政70周年記念に発行されました新たな三股町史を生かし、三股町の歴史に触れる機会を設ける、ふやすことを趣旨として、令和2年度は広報紙による年数回の連載形式において、広く町民に伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

今私の質問は郷土愛という視点からしているわけですがけれども、次に町民歌について伺います。

三股町の町史最初の部分では、最初の欄に、最初のページに町民歌が掲載されています。改訂版見ますと、最初に町民憲章があり、次のページに町民歌がありました。新しい町史には、町民歌が載っていません。

町主催の催しの際に、町民憲章の朗読が行われていても、町民歌を歌うこと、聞くことはまずありません。盆踊りや運動会などでは三股音頭というものが踊られたりはしますけれども、町民歌は久しく耳にしたことがありません。町民歌の生かし方についてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町民歌の活用はどのようになっているのかとのご質問に対しましてお答えいたします。

三股町町民歌は、数字見る三股町というのがございますが、そちらの表紙を開けていただいて3枚目のところで、三股町音頭や三股ばやしの歌詞と一緒に紹介をしているところがございます。

この町民歌の活用についてでございますけれども、現在のところ活用はできておりません。また、過去においても、活用したような事例は見受けられないところございました。三股町町民歌、非常に現在認知度が低く、ほとんどの方が知らないというのが現状であるかと思えます。

現在、歌詞と楽譜は見つかっているのですが、音源が見つからない状況でございますので、文化協会の方々をお願いするなどしてまずはその音源をつくって町のイベント等で曲を流すなど、まずは広く町民の方々に知っていただくというところから取り組むべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしくお願いいいたします。楽譜は町史にも出てますし、楽譜と歌詞はですねいつでも誰でも、私もギターで弾いて改めて歌ってみたところですけど、簡単にできると思います。あと音をどするかだけですね。よろしくお願いいいたします。

次にまいります。このたび中村修一氏に名誉町民の称号が送られました。7人目の名誉町民とされましたが、先日の祝賀会で改めてそのご功績にすごさを感じたところであります。と同時に、これまでの名誉町民6名の方のご功績をどれだけの方がご存じなかなとも思いました。

祝賀会の席で町長が祝辞を述べられまして、その中に三股村時代までさかのぼってふるさと三股建設に多大な貢献をされた方々の紹介をされました。まず初代村長の野崎重則翁、そして三股駅設置に尽くされた宮田盛儀翁の紹介をされました。

このように、現在の礎建設のためにいろいろと貢献された多数の方々がいらっしゃいます。このようなことなどなどが先人の偉業であると思っておりますが、野崎翁の像はその役場の正面に建立され、また宮田翁につきましては、その功績をたたえたものが三股駅前に石碑として残っておりますが、その石に刻まれたそれぞれの功績は、その文体を初め苔むした上に風化した状態もあってよく読めません。そこに説明文があると、町として大切に扱っているという雰囲気を感じとることができるのではないかなと思います。

現在、町内にさまざまな形で憲章されている方々を一堂に紹介する場所があってもいいのではないのでしょうか。そのような方々とともに名誉町民の功績をたたえるコーナーが常設され、顕彰されるようになってはいかがかなと思いますが伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 名誉町民を顕彰したコーナーを常設できないかというご質問にお答えいたします。

昨年11月3日に中村修一氏が、第7代名誉町民の称号を受賞されましたが、本町発展のために偉大な功績をされた方々の町の誇りとして、深く尊敬し感謝するために顕彰活動を行うことは非常に大事なことだと思っております。

現在、文化会館に常設展示しているのは、平成25年1月に文化会館が受賞した地域創造大賞、総務大臣賞など文化活動に関するものに限定させていただいているところでございます。

文化会館では、来場者へ広く周知を図るため、期間を設けて各種の展示を行ってありまして、その一環として名誉町民を顕彰する展示コーナーを設けることは可能だというふうに考えております。今後、関係課と時期とか内容について協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 常設予定でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 文化会館の場合には、文化活動に関するものを今、限定させていただいておりますので、いろんな各種の催し、展示を期間を設けてやっておりますので、そういう期間を設けて顕彰すると。例えば、文化の日11月3日ですね、その前後に顕彰するとかそういうのは可能だというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 名誉町民ですので、時代が過ぎれば古くなってしまいうわけですね。第1回目の名誉町民がどなただったのか、ぽっと答えられる方が何人いらっしゃいますでしょうか。2人目は3人目とは、多くなければなるほど薄らいでいくもので、価値がですね、功績は当然ですけれど。

だから、常設というところに意味があると思うんです。時期が来たらほかのと一緒にやるというのは、名誉でもないのではないかなと思うんです。名誉町民の名誉がどれだけのものなのかというのを示すことにもなると思いますがいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今のところ文化会館においての常設は考えておりません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 文化会館でのことはほかにもあるんですか考えが。ほかにあるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 文化会館での常設は考えていないと言われました。

けれども、ほかでの常設というのは考えられる余地があるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今のところそういう計画はございません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今私が質問してるわけですから、この質問を受けてそういう予定ができるのかできないのか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず教育課長は、議員の質問の通告に文化会館の一角に常設できないかという通告内容でございましたので、それに基づいて答弁をいたしました。また、さらにその発展形としてそれ以外ということをお問われたんですけれども、現在それ以外の施設についてというところは検討はしてございません。

ただ、名誉町民あるいは先人の偉業を顕彰していくということの意味、そこは大変重要でございますので、今後検討はしていきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 新たな施設をつくるというのは時勢もありまして大変でしょうか、既存の施設の中で常設できるように前向きに考えていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま教育長が回答いたしましたように、この先人を顕彰するということは大事なことでございますので、今中央公民館のあり方含めていろいろ検討をさせていただいております。

そのところをどんなふうにも、五本松団地のほうに一部移転した場合にその後をどう活用するかと、それとの関連もございまして、いろいろな角度から検討させていただきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。これも三股らしさの一つになると思っております。

また、それ以外にも町内にはいろんな石碑とか胸像とか何カ所にもありますけれども、そこについてもこの説明文というものがなければいけないのではないかなと思います。文字が読めないというのが一番なんです、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今楠原議員がおっしゃったように、見えなくなってるものとか結構あります。

先ほど答弁しましたが、標柱とかそういうものについては昨年度5つですね、今年度が4つということで、それ以外の説明文についても今後予算とかその内容とか、検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 予算獲得よろしく願いいたします。皆様のご協力もお願いいたします。

次にまいりますけれども、施政方針の中で町民との協働の理念に基づき情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進めるとありました。重要なことであると思っています。

これまで私も、特に情報の周知については何かにつけてお願いしてきております。それについての質問になりますけれども、12月議会で梶山城跡調査整備検討委員会を2月に開く予定であるとの答弁をいただいております。

この件につきましては、先ほどから2月の21日に委員会を開いたとありましたけれども、まずは行われた委員会のその内容について伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 12月議会で委員の紹介行ったところですが、今回初めての会合ということでまず顔合わせという形で開きました。そして、現地に行って梶山城を午前中歩いていただきまして、午後至今までの経緯というところを報告したところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） この委員会開催についての町民あるいは地元の人たちへの周知というのはあったんでしょうか、伺います。

また、委員会開催後、この間委員会が行われた後の報告というのは町民、または地元の人への報告というものは予定されているのでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 委員会実施の周知と報告の方法についての御質問でございますが、まず梶山城跡調査整備検討委員会の設置目的について説明させていただきます。

委員会の設置目的であります。梶山城跡を学術的に調査をいたしまして、史跡の本質的な価値ですね、これを明らかにすることにあります。その調査成果を3年ほどで報告書にまとめ、国指定の申請まで行いたいというふうに考えているところですが、昨年10月31日に来庁された文化庁調査官から、専任の担当職員を1人配置して、3年で作成するのは難しいだろうという指摘もされました。この点につきましては、調査整備検討委員会で具体的な提案があれば体制の強化を検討していきたいというふうに考えております。

また、その作成する報告書なんです。梶山城跡を国指定史跡に申請する際に大変重要なものであり、完成には数年かかりますので、現段階で委員会を行った周知ということをする予定はございません。

ただし、その史跡の価値を明らかにしていく中で、検討委員会指導のもとに発掘調査を行った場合、現地説明会等を実施しますので、段階的にその活動の周知はする必要はあるというふうには考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） なぜこのようなことを伺っていくかという、もう何回も言っておりますが、三股には戦国時代からの歴史的地域資源というものがあちこちにあります。そのランドマーク的な存在として、梶山城の国指定、この動きを加速させる必要があると思います。もちろん、三股各地にあるこの歴史的資源、地域資源活用については、当然のことながら地元の理解と協力が必要となります。そこで聞いているわけなんです。地元の方々の理解をいち早く求める必要があるということですね。密室の中でいろんなことが進められていくように感じられていると、地元の理解というのは得にくくなるのではないかと感じているんですが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） この整理計画を進める中で地元の理解というのは非常に大事であると思います。これまでも数回地元説明会を行ってきたところではありますが、今後本格的な調査が入る意味について、再度進捗状況とかその辺の報告、説明は行っていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 梶山城がなぜ価値があるのかというのを地元の人で知らない方はたくさんいらっしゃいます。もう知っている方がほんの一部と言ったほうがいいのではないかなと。今回も開発公社のほうで令和2年度の予定が出ましたけれども、もうかなりの部分を買収という形で進むわけですけれども、なぜ町がそれほど力を入れているのかということをお教える必要というのが十分あると思います。私もあちこちでこういう話をさせていただく機会があるんですけれども、知らない人がこんなにもまだいらっしゃるのかとつくづく思います。ぜひお願いしたいと思っております。

この梶山城が国指定に近づく、一番町内では近づいている史跡だという判断のもとに言っているわけですけれども、梶山城絡みで長田峡のところにあります千本仏・首塚ですか。それから遠くなりますけれども、植木のところにあります大鷲巢首塚ですね。これも、あそこには、大鷲巢首塚にはちゃんと教育委員会と明記して、730人と書いてあります。この戦国時代に730、具体的な数字が上がるという——出どころが眉唾なのかもしれませんけれども、ちゃんと日向平治記とか何とか一応書いてあったと思いますが、それを裏づけとして書いてあるわけですけれども、この三股全域でもって戦場になったというのを1,000人、730人というので感じとることができます。一つ大きなストーリーが描けるのではないかな。それから梶山城と勝岡城の絡みで、戦国時代のこの地域の存在価値を示すストーリーもできるんじゃないかな。それが三股とは何かに対する答えの一つになるのではないかなと思っております。

今月の広報みまたには、先人の歴史を学び地域づくりに生かすとして、前目温故知新の会の会長さんのインタビューとともに、会の活動が掲載されていました。このような地元の歴史を地域づくりに生かそうとする団体も幾つか町内に誕生しています。繰り返しますけれども、町史発刊を契機に、三股らしさづくりのために一気呵成に取り組んでいただきたいと思います。このようなことを第6次総合計画の中にも、景観づくりの中にも生かしていただきたいと思います。

資料の6をごらんください。

先日、志布志市の埋蔵文化財センターを訪ねてまいりました。なぜ志布志かと言いますと鹿児島県には梶山城とほぼ同時期の国指定の山城が2つあります。志布志城と知覧城なんです。その両方行ってきましたけれども、この志布志城の場合は資料をいただきましたのでここに書いておりましたけれども、志布志城史跡公園保存整備事業基本計画書というのいただきました。平成17年2月につくられたものです。志布志町のときにですね。その中の初めに書いてあったのがこれです。

志布志城跡は、先人が私たちに残してくれた貴重な歴史資料であると共に、私たちが未来へと伝えていかなければならない大切な文化遺産でもあります。町では志布志城史跡公園保存整備事業を計画し、単に城跡を保存するだけでなく、史跡公園として整備し広く活用を図ることを目指しております。この事業が今後のまちづくり活動にも連動しまちをより輝かせる力となっていくことを祈念してやみません。

という記述です。ちなみに、志布志城は現在では日本100名城に続く、続100名城の一つに志布志城が選ばれています。私はここにもう何回となく、志布志城跡に登ってきましたけれども、梶山城は全く遜色ないものだと思っております。

次の資料をごらんください。

ここには、志布志城史跡公園整備事業経過という資料もいただきましたけれども、その中から抜粋したのですが、ここに赤で書いてあるのが、平成3年歴史のまちづくり基本構想を策定した。平成4年、内城跡、県指定史跡に指定していただいている。次が平成15年なんです。このブランク。11年ブランクありますけれども、これは何かということこの間の町長さんがこういうことに興味のなかった方だと聞いております。したがって、その後この活動をするときに、この間のブランクを取り戻すのが大変だったと聞いております。

先ほど、体制強化を図っていきたいということを鍋倉課長言っていただきましたけれども、こういうことをやるには1人の職員の方では無理があると。やっぱり何人かのプロジェクトチームでもって取り組まないことには難しいのではないかなと思っておりますが、まず保存整備事業の基本計画の策定予定というのはあるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 保存整備事業の基本計画の策定予定についてお答えいたします。

保存整備事業につきましては、現在の調査整備検討委員会でこの史跡の価値づけやその価値を守るために必要な保存整備の方向づけが示された後に、別の委員会組織を立ち上げて検討する予定でございます。その中で保存整備の基本計画についても協議することとなると思いますが、現在のところはまだ具体的な策定予定はございません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 同じく今言いましたけれども、1人では大変だと思いますが、一刻も早く、今梶山に住んでいらっしゃる方、高齢の方がものすごく多いんですけど、土地用地買収についてもなんですけれども、一刻も早く進めていただきたいと思いますけれども、このプロジェクトチームを立ち上げてというような考え方ですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） プロジェクトチームの立ち上げについてお答えいたします。

保存整備事業の基本計画を策定する過程では、このプロジェクトチームの立ち上げも必要になると思うんですが、まず専門家による保存整備の方向づけが示された後になりますので、現在のところ具体的な立ち上げ予定はございません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） よくわかりました。

最後の質問になります。平成30年12月議会で早馬公園内にあります西南の役の招魂塚の前にあります石灯籠が倒れているということを取り上げました。現在もそのままの状態です。戦国時代だけでなく、国内最後の内戦となった西南の役でも本町は戦場となり、戦死者も出たということのを未来に伝えていこうとして先人が建立したものであろうと思います。

改正されました教育基本法には、教育の目標として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とあります。文化財は、未来を担う子供たちにとって、三股をふるさとして記憶させる価値のあるものだと思います。学校教育の場でも社会教育の場でも活用できるようにしておくことは、行政としても大切なことではないでしょうか。

資料の8を、最後ですけど写真ごらんください。

梶山城跡整備にも関係すると思っておりますが、本町の指定文化財である北郷久秀・忠通公の墓周辺の写真3枚になります。1枚目、上がこれ五輪塔ですけども、左右に開いているんですね。てっぺんのほう見ていただくと少しおわかりかと思えます。

2枚目が、正面から見て左側の部分ですけども、この囲んでいる凝灰岩性の囲いですけど

も、崩れてきています。

一番下ですが、これ、この墓の形からいまして南北朝地代の墓の特徴を持っているといわれるものですが、右側のほうに傾いてきているように見える、意識して撮ったわけじゃないんですけども、きれいに右に傾いているなど思ったところでした。

写っていませんけども、この3枚目の写真の向こう側には、これ今度変えられるのかもしれませんが、地頭並びに城主の墓と書いた白い標柱が倒れて、辛うじて読めるかなというぐらいに朽ちてしまったものがあります。先ほども言いましたけども、文化財というものは先人が私たちに残してくれた貴重な歴史資料であり、現在では歴史的な地域資源であります。比較的容易に手当てできるうちに手当てしなければならぬのではないかと思います、どのように思われますか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 北郷久秀・忠通兄弟のお墓やその周辺の整備について、こないだの整備調査委員会のほうも最初にここを見ていただいたところでございます。

教育課としましては、北郷久秀・忠通兄弟のお墓や周辺の文化財につきましても、梶山城跡の保存整備検討する中で一緒にできないかなというところで、委員会のほうには提言したところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

ちなみに、この写真撮ったところに説明板が、大きいのがありますが、あそこに間違いがちょっとありますので、五輪のそれぞれの意味のところ間違いがありますので、手直し方お願いしたいと思います。

先ほど言いましたけれども、前目のほうでもごらんになったと思いますけれども、これなんですね。これが三股では3枚目になります。1地区、4地区、5地区が最初のやつ、2地区、3地区が2枚目のやつ、そして今度前目のやつが3枚目となって、非常にこの三股の地元の人が語る地域の歴史、これが本当に子供たちが気軽に手にとって学校教育の場においても、またはそれぞれの自治公民館の社会教育の場においても使えるように、ここに載っているようなのが行ったらわかるというような整備を一緒にしていただきますと、それぞれが無駄にならないのではないかと思います、町長いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまごらんになった前目のマップ、これは景観まちづくり計画の中で策定したんですが、先ほどからお話聞いていますと、ぜひ梶山のほうもそういう形で取り組んでいただくと、そしてまたその梶山城含めたところでそういう皆さん方が地域を盛り上げる、梶山城を宝というような形でそういう宝探しをしていただくと、またこういうふうなマップもで

きますので、ぜひそちらのほうを、楠原議員がリーダーシップを発揮してやっていただければありがたいなというふうに思います。

今、前回この景観まちづくり計画では、その前目と、それと梶山、長田、小鷺巣というような形で4カ所やったわけなんですけれども、今回の成果品というのはそちらなんですね。また、小鷺巣のほうも一生懸命、平山公園ですかね、そちらのほうの植栽等、地域が盛り上がり地域をまた活性化しようという今度取り組みをされて、そういうふうなところも令和2年度にそういうマップ等をつくれるような形でバックアップしたいというふうに思っていますので、今後ともよろしくをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） これで終わりますけれども、すいませんが、最初に梶山をつくりました。（笑声）1枚目で、山王原と梶山をつくっておりますので、またごらんください。
終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより14時25分まで休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位8番、福田議員。

〔5番 福田 新一君 登壇〕

○議員（5番 福田 新一君） 発言順位8番、福田新一です。いつものとおり、今の心境を一首歌います。燃え出る、三股のあすに待ったなし、生きた議会が地域を興す。燃え出る、三股のあすに待ったなし、生きた議会が地域を興す。もう一回。燃え出る、三股のあすに待ったなし、生きた議会が地域を興す。

資料1をごらんください。

三股町交流拠点施設整備事業基本構想のまえがきです。

これまでの公共事業は、行政が考えるニーズを前提に、行政主導で立てられた計画に基づき整備されることがほとんどでした。このようにして作られた施設は、実際のニーズと食い違うこともあり、あまり利用されないままになることもあります。このような食い違いが起これないようにするために、計画の段階から施設を利用する町民のみなさんと一緒に考えることが大事だと考えました。

とあります。この事業に限らず、さまざまな分野で協働のまちづくりに取り組むとき、決して

忘れてはいけない一つの教訓だと思います。これを今回の原点として、一般質問をしてみたいと思います。

三股町公式ホームページに町長の部屋があります。2020年新年の挨拶の中に、「くいまーるの利便性を高めるため、交通体系の再編について検討したい」とあります。町民に関心ある五本松団地跡地の交流拠点施設の構想においても、理想の施設となるかならないか、人の流れが大きなウェートを占めています。高齢化が進むこれからの三股町に、くいまーるの利便性が大事だと思います。その拠点を中心に、動脈・静脈として人の流れが町の活性化につながります。

2020年新年の挨拶にある、「利便性を高めるため、交通体系の再編」の内容説明を含め、くいまーるの今後の方向性をお聞かせください。

あとは質問席から質問したいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） くいまーるについて、これから現状についてお話をさせていただきたいと思います。

本町のコミュニティーバスくいまーるは、平成19年4月に運行開始し、生活便と通学便の2系統、7コースを設定し運行しているところであります。年間利用者数は約2万人、これまで住民の要望等踏まえ、路線の見直し、充実に努めてきたところであります。

令和元年度は、町の地域公共交通会議で、寺柱地区の路線の拡張を協議したところでございます。

今後のくいまーるのあり方については、現在進めている中心市街地の立地適正化計画と関連がありますが、まだ議論が十分でないことから、私案として、私の案として回答いたします。

くいまーるの通学便については現行体制を維持しながら、生活便の利便性向上を図りたいというように考えています。具体的には、くいまーるの発着場を三股駅または五本松団地跡地とし、生活便の運行コースを川北と川南の2コースとし、巡回便といたしまして、もっときめ細かくコースを設定するとともに待ち時間の短縮を図り、利用しやすい環境整備に取り組みたいというふうに考えています。長田地区については、オンデマンド交通が導入できないか、検討を進めているところであります。

いずれにせよ、令和2年度に策定する立地適正化計画の中で議論し、本当の公共交通網の方向性を示す計画でございます。ですから、今後の方向性については、その中でしっかりと議論し、またご提案申し上げたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今まで何回か上米公園への出入りの交通安全を訴えてきました。

見晴らしのよい遊具場、充実しつつあるパークゴルフ場、いよいよシーズン到来になる桜花見と、そして新しく生まれ変わったアシステッドリビングみまたなど、現在上米公園に多種多様な施設がそろっています。景観アップを訴えた12月議会に加え、今回この各施設への交通手段にぜひ交通安全の意味からもくいまーを活用すべきだと強く確信します。高齢者の方や、幼児、児童、生徒などの移動したいときに交通機関に、くいまーは有効な交通機関です。

次に、くいまーの活用について、通告にあります①から④までの例を一緒に上げてみます。よって、①から④までのまとめた回答になるかと思えます。

まず、①くいまーをパークゴルフ場への交通手段に利用できないかの内容で、昨年9月議会で提出してもらった資料からここ7年間の生活支援便だけに限るくいまー利用者数の推移を総務課にグラフにして作成してもらいました。資料2に入れてあります。ご覧ください。

バス利用者生活支援便の推移ということで、4つのコースがありますけども、これは生徒たちの利用する通学利用者は省いております。生活支援便の推移です。それをわかりやすく、下のほうにグラフしてもらいました。縦軸が人数で横軸が年度で、色分けしてあるのが地区の色分けです。これ見ますと、長田、梶山地区は、利用者数が非常に、ほかの3地区に比べると高いです。ほかの3地区も少ないことは少ないですけども、右上がり、ふえつつある状況はこのグラフから伺えます。

利用者数の推移を見ても、いずれもふえつつあるわけですが、町長の回答にもありましたように利便性を高めるための交通体系を考えると、まだまだ利用価値を高めることができるのではないかと思います。

前後しますが、資料1をごらんください。

自転車でパークゴルフ場に向かわれる高齢者の写真を入れました。前のかごに積んであるのが、スティックというんですか、を前のかごに積んで登っていらっしゃる姿です。週に二、三回プレーに来られるようです。一つの事例ですが、決して平たんな道路ではありません。行きはやつとかつとペダルを踏み、帰りはブレーキのかけっ放しのようでした。ほかにも同乗者として参加されない方もおられます。要するに、誰かが連れて行ってくれるなら参加するという方もおられます。大きな大会になると遠方からみえる人も多く、「このパークゴルフ場への車運転はおっくうだ」、「三股駅からくいまーを利用できないか」という声もあります。駐車場も70台収容と限界があります。

そこで、くいまーをパークゴルフ場への交通手段に利用できるように考えられませんかというのが①です。

②、遊具場利用者の交通手段に利用できないかという内容です。

同じく資料1に、右のほうに梅の咲き誇る遊具場の写真を入れました。数本でしたけれども、

2月は遊具の間に赤白の梅が咲き、三股町が一望に見渡せるとても心地よいスポットです。写真撮影に来られている方も見受けられます。この遊具場の休日は想像を絶するほどのにぎわいです。一度行ってみてください。これほどの人が集まるのかというぐらい今にぎわっております。くいまーるを遊具場利用者の交通手段にできないかという②です。

次に、③アシステッドリビングみまた入居者の交通手段に利用できないかという問題です。

老人ホーム清流園が民間のアシステッドリビングみまたになって1年経過します。園の性格上、生活困窮の方が入所されております。入所者の中には、外食をしてみたい、図書館に行ってみたい、買い物をしてみたい。たまにはたばこを買いに行きたいなどの要望があるようです。そのときの手段としては、タクシーを利用せざるを得ないということでした。くいまーるをアシステッドリビングみまた入居者の交通手段に利用できないかという問題です。

次に、④中野地区の足として利用できないかという内容です。

中野地区のくいまーるの利用も必要ではないかと思えます。上米公園経由で考えてみてはどうでしょうか。地区の代表の方に伺ってみると、この中野地区でくいまーるを利用できることに大賛成と言われました。今まさにくいまーるの利用は、計画されつつあるコンパクトシティが魅力あるまちづくりの実現につながるかどうかの大きな鍵になるものと思えます。高齢化の進む中、交通の利便性を考えます。

そこで、今述べた①から④の内容に対して、上米公園経由の新路線の提案についてどう思われますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それではご提案のありました①から④のくいまーるの活用の考え方についてお答えしたいと思います。

①から④につきましての路線につきましては、三股町地域公共交通会議において取り決めがなされるものでございます。現在上米公園周辺及び中野地区を結ぶ公共交通路線はない状況でございます。上米公園周辺と中野地区のアクセスを実際、地図を広げて確認をしたところでございます。今後の路線の見直しや方向性について、地図上で確認をさせていただきました。その中で、公共交通を運行することによりまして、期待できる効果として考えたところです。

まず、上米公園有する公園機能、観光機能をさらに高めることで、交流人口の促進に寄与できるのではないかと。また、老人養護施設アシステッドみまたの入居者の生活環境の改善・拡充が図られるのではないかと。また、中野地区住民の中心部へのアクセスにより、生活環境が向上されるのではないかとという視点、それぞれ利用者のニーズという視点から考えたところです。

新たな運行路線の見直しによりまして、そういった総合的な福祉の向上に運行することにより資することができるのではないかとというふう考えたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ニーズありということで、非常に前向きな回答だったと私捉ええました。今言葉に出ました、見直しとなった場合に、どういった周期といたしますか、どれぐらいの周期で見直しがされるのか、またその検討におけるメンバーというのはどういうメンバーで行われるのか、それと方法、そこら辺を、言葉出たんですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この地域公共交通を運用するに当たりましては、路線、新たなバス停の設置等、そういったものにつきましては、先ほど述べました三股町地域公共交通会議というのがございまして、その中で事務局のほうで素案を出しまして、その中で決定してくというようなこととなります。メンバーにつきましては特に総務課、そして町長初め、あとは各事業所、交通事業所の代表の方々を含めたところ、あとは警察署、あとは国の出先機関ですね、がメンバーとして入っているところでございます。

現在、そういったこちらのこの路線の改正、もしくは停留所の新設等の提案が、事項がない限り適時的には行っていないというところでございますので、そういう案件があったときにはこちらのほうから開催を呼びかけて、その中で話をしていくという流れになっております。

今回のこういった新たな取り組みといたしますか、こういった内容等につきましては、こちらのほうからそういった意見を聞いた中での集約、どういった方向性ができるのか、そういった素案づくりを行った上で、それが十分可能なのかなどなのか、その辺まで詰めたところでその案をこの交通会議のほうに提案させていただくという流れになるかと思えます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ぜひこの提案どおり、新路線を開拓してほしいと思います。

ほかにネックとなるようなところは今聞いた中じゃなさそうですので、地域のほうもぜひ協力するところは協力して路線通せるように、交通安全の意味でも、なかなかあそこ下の広域農道があって、前からありますように信号がつけられないかとかいろいろあるんですけれども、その意味でもプラスになると思いますので、素案づくりの中にはそういう意味もぜひ意味は含んでほしいと思います。

そして次ですけれども、先ほど町長の言葉からも出ましたけど——課長だったですかね、デマンド交通とありますね、ああいうオンデマンド交通とかデマンド交通とかいう言葉よく耳にするんですけど、あれについて説明が欲しいんですけど。長田方向は、地区は何かそういうのができた

らというのもよく耳にするんですけど。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） デマンド、オンデマンドという言い方しますけども、これは要望に応じるという意味です。例えば、その地域の実情に応じた、地域でそういった独自の要望があった場合にそれに応じる形での交通のあり方、その考え方というところがオンデマンド、もしくはデマンドという言い方をしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） はい、わかりました。去年の9月議会でしたか、車両の内容に対して、大型だけでなくて小型だったらという、小型にしたらぜひまたいい——道路交通法の問題もあると思いますけども、小型になった場合にもっと本当に来てほしいところにもいけるんじゃないかという案もありましたので、そういう要望もありますので、先ほどの町長の言葉にもありましたように、さらにそういうくいまーるを町のいろんな動脈・静脈として走らせて活性化につながるのには、そういう工夫も必要かと思っておりますので、ぜひ一考お願いしたいと思っております。

⑤番の花見時期の上米公園に利用できないか、これはあくまでも臨時便としての意味合いです。

母智丘、石原観音に並ぶ上米公園の桜です。私たちの先輩が七、八十年前に植樹したと聞きます。現在、上米壮年でもみじを、毎年10本程度ずつですが植樹続けています。花見時期だけでなく、一年を通して集客できる公園を目指して植樹続けています。また、宮田池の景観アップも含め、住民一同管理整備をやっています。いよいよ始まる夜のライトアップも好評で、花見時期には町内外から訪れます。くいまーるを花見時期の上米公園利用に、臨時便として活用は考えられませんか。あわせて、椎八重公園のツツジ、そして長田峡のもみじ、紅葉、旭ヶ丘運動公園の桜についても同じくこういった臨時便というのは検討する気持ちはないですか。公園の活性化につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 上米公園、もしくはまた椎八重公園等も、時期に限定された中での地域交通、公共交通の運行という点につきましては、現在のところ図っていないところでございますけれども、そういった観光事業という、町の中の事業としてそういったところの必要性等についてはまた企画商工課とも十分話ししながら、まずその対応ができるのかどうかというところですね、臨時的で、今所有しているバスの運行でできるのかどうか、もしくは運転手の問題等も含め、それができないのであれば、今度はそういった时期的なものでありますので、オンデマンドといいますかそういったものでもできないのか、そういったところも地域でそういうことができないのかとか、そういった考え方もあると思っております。

また、そのほかにも交通事業所、そういったところの活用の仕方もあるかと思っておりますので、そ

ういったところも含めたところで、先ほど申しました地域公共交通会議、こちらのほうでやはり諮っていくべき内容だと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 要はそういった行きたいところに行けるといいう手段としては今課長あったようにいろんな方法があると思いますので、そこら辺でやはり一番効率のいい、利用しやすいようなもんがあったらいいと思います。ぜひ前向きに考えてほしいと思います。本気になるか、挑戦してみようかと思うかどうかの違いじゃないでしょうか。

6番目、⑥です。未使用の貯水タンク1の有効利用はないのかというテーマですけども、実は町長みずから12月の議会で上米公園をテーマにしたときに検討事項として上げられましたが、未使用の貯水タンクですが、遊具場のにぎわいに加え、霧島連山を背景に本町を見おろせる絶好の展望場所です。県内において、まだ人口のふえている本町、三股には民間においてもさまざまな魅力を感じ、新しい集客の夢を追っての計画を持っている人もいるに違いありません。未使用の貯水タンク1の有効利用の計画はないのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 未使用の貯水タンクの有効利用の計画はないのかのご質問について、まず現状について回答いたします。

ご質問にあります貯水タンクは、水道事業で管理している第1配水池であります。昭和35年に1池目が、RC造円筒形で250立方メートルを貯水できる配水池として建設されました。その後、昭和40年、昭和46年にそれぞれ建設され、3池合わせて1,130立方メートルの貯水能力のある配水池として供用してきましたが、老朽化により配水池本体からの漏水も見られたため、平成26年に中央浄水場に建設された第4配水池の供用開始により、配水池として役目を終え、現在は水が入っていない状況です。土地については、昭和35年に水道用地として取得しており、環境水道課で管理しております。公園敷地として活用する場合には町の行政財産への移管が必要になると考えられます。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいま環境水道課長から説明がありましてとおり、水道施設の配水池としての役割は不要であることから、今後公園用地としての活用を検討したいと考えております。検討整備に当たっては、敷地の場所が景観にすぐれていることを考慮するとともに、構造物についても生かせないかを含め多角的に検討してまいりますつもりでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今ご質問の未使用の貯水タンクの有効活用についてでございますけれども、低未利用公共資産の有効活用という観点から、五本松交流拠点施設推進室においても検討を行っているところでございます。配水池の内部空間を生かして何らかの施設に改築し活用するという想定で検討を行っておりまして、これまでの検討状況についてご説明をいたします。

想定している活用法について実現可能かどうか、技術者や建築士等の専門家に相談しましたところ、目視ではございますが確認できる範囲への老朽ぐあい等から判断すると、構造物としての強度的には活用できる可能性はあるということですが、構造物としてつくられたものを建築物に用途がえする上で、建築基準法上のさまざまな基準に適合することを証明するのが極めて難しいとの見解を得られたところでございます。この配水池は、上米公園の中でも特に見晴らしのよい小高い丘の上にあるため、配水池の上から都城盆地を一望できます。すばらしい視点場——展望台ですね——としての価値があるかと思えます。

またこの配水池は、昭和30年代から整備が始まった三股町の上水道の最初の浄水施設でございまして、町民の快適な暮らしを支えてきた歴史的価値をもつ水道遺産でもございます。建築物に用途を変えて活用する法的な難しさはありますが、視点場としての価値と水道遺産としての価値を残しながら、上米公園の魅力を高めることにつながるような活用法をこれからも引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 各課から意見いただきまして、総合的に検討されているということがよくわかりました。やはりあの環境を見たときに、本町にとって本当に見晴らしがいい、そして今言われた、やたらお金をかけてやる内容とか、総合的に判断したときに何がいいか、でしたら今のままほっとくのはもったいなと思いますので、それも前向きに開拓して行ってほしいと願うところです。

次に、防災意識の向上をというところで入っていきます。

ハザードマップをいただいたんですが、先日各家庭に5年ぶりに新しいハザードマップが配布されました。

改めて伺います。このハザードマップは何を目的とするのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ハザードマップの目的についてお答えしたいと思います。

今回本町の新たなハザードマップを作成し、住民への配布を進めているところでございます。

ハザードマップでは、災害区域、浸水区域、浸水到着時間、避難所、避難場所、主要な避難経路等や防災情報による避難判断、非常時の備え等が掲載されております。

目的としましては、ハザードマップを確認することによって、災害時に周囲にどのような危険因子があるのか、どこに避難することが安全なのか、事前の備えは何なのか、災害に対する備えを個々に意識づけさせることを大きな目的とするものでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） なるほど、自分の住んでいるところが、どんな地形の中にあるのか、また、山、川、池などと自分の住居と避難場所の位置関係をあらかじめ確認、認識するためマップが配布されたら、そう思います。

そこでせっかく配布し放しではなくて、このマップについてコロナの件でいろいろ総会とかの話も延期されたり、中止になったりされていますけども、できれば、年度末の各地区の総会などにおいて、住民への説明を行うなど、そういった周知が必要ではなかったでしょうか、については何か周知の方法を考えていらっしゃいますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ハザードマップを活用したところでのそういった避難場所、避難経路の周知という点についてでございますけれども、まず、このハザードマップにつきましては、災害に備えた図面上、平面的な視野での確認もしくは指標であるということになります。

特に、避難所、避難場所の位置及び主要な誘導路が示されていますが、例えば、ため池決壊、河川決壊等の浸水区域、浸水到達時間、水深等の状況から、場合によっては避難経路の遮断や時間の経過に伴う周辺環境の変化に伴い、避難できない場合も想定されます。

次に重要なことは、このハザードマップを活用し、立体的視野で本当に大丈夫なのか確認をし、危険、不安であればほかの避難所、避難所場所の選定及び確かな避難経路を確保することです。

個々の確認、判断には、非常に難しいと思いますので、地域住民の話し合いによるルールづくりが大変重要であるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 後半のほうで、自治公民館で取り上げた内容について質問したいんですけども、私は気のきかない人間でありまして、このハザードマップをもらって、大雨のときなど避難の際に必要なになりますので、家族全員わかる場所に張りましょうってこと記入があるんです。これ張りますと、正面のほうには宮田池が決壊したときに、どういうふうな、何分にどこが水が来ますよと、どういうふうな避難所ですよとあるんですけども、こう張ってしまったら、今度裏見えないし、裏張ったら表が見えないということで、これやったら2枚ないと片

手落ちじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 確におっしゃるとおりで、両面それぞれ内容が書いてありますので、それを張ってしまうと裏面が見えないということもあります。本当に配慮が足りなかったと思うんですが、予算的などころも含めて、そういった両面の印刷が一番妥当だろうというところ、そのようにさせていただきました。

また、張り方の工夫をぜひしていただきたいというふうに思います。

以上です。（笑声）

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） それができたら案を出してもらえるとやりやすいですけど。（笑声）

ハザードマップについて、私質問なんですけど、こちらのほうには水色のゾーンと真っ白のゾーンがあって、例えば私2地区にいますから、2地区を見ますと、1次が第2地区交流プラザ、2次、第2地区分館、3次、三股中体育館とあるんですけど、そして下のほうは真っ白なんですけど、この水色と白というのは、水色のほうが早く水がかかるという、そんな意味ですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この色は、それぞれ地区ごとにハザードマップの住んでいらっしゃる方々に地区別に6ブロックに分けた、を渡しております。

今、お持ちのは2地区のだと思うんですが、そちらは、色は水色でつけてあるのは2地区の方々、2地区、3地区です、の方々が第一避難所として使えるところを示しております。ほかの1、7、8、9というブロックになりますと、そこの一番近いところ、第一避難所、そちらの色がつけてあると、黄色い部分につきましては、緊急の避難場所というところでの色づけでございます。白のところは、いけばその地域の方については参考にしていただくというか、そういった色分けにしてあるところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。私質問して、そこに書いてありますよと言われなように、いろいろ隅々見て、グリーンになっているところが上の識別のところ、0.2メートル、0.5メートル、そういうので分けてあるのかなと思ったんじゃないかと、あなたの地区はここですよということで、色分けしてあるんですね。

それと、このハザードマップを見ながら感じたんですけども、私、2地区にいるわけですけど、上米なんですけど、宮田池が決壊したときに、決壊後3分、5分とずっと水がこうやって流れ

出ますということがありまして、そして避難場所が第1次、2地区交流プラザ、2次、第2地区分館、第3次、三股中体育館となっているんですけど、さっき言いました宮田池から水が流れたときに、ここを通り越していく地域に避難所があるというのは、やはり疑問に思うんですけど、これについては。

この1次、2次、3次というのは、どういう順番ですか。まずは1次、そして2次という意味ですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、その1次、2次、3次の考え方なんですけども、一番最初に第1次、こちらのほうに避難してくださいというところ。そこがいっぱいだったりということになったときには第2次、そちらのほうに移動してください、移動といいますか、そちらのほうに避難してくださいというような捉え方で書いております。

それと、今のため池の決壊です。実際、上米の自治公民館のほうで、昨年から自主防災組織の立ち上げというところで、いろいろご相談を受けております。その中で、ため池の決壊した場合のハザードマップというのが、昨年別途あったわけなんですけど、それをお示ししたときに、自治公民館のほうから、このため池が決壊したら、ここの避難所は使えんよなというご指摘も受けました。確かにそうだと。

先ほど、私の答弁させていただきましたが、あくまでこれ目安といいますか、指標というような形で見ていただいたときに、現実このため池の決壊、もしくは河川の洪水等になったときに、本来ここに示してある避難所というのは、本当に大丈夫なのかどうかということなんです。

そうなったときに、重要なのが、自主防災組織によってもう一回ハザードマップを見ていただいて、別な避難所への誘導、そこを自主防災組織の中でちゃんと示していくということが大事になるのではないかなというふうに思っています。

上米地区公民館でいいますと、結果的には自主防災組織の中に、ため池が決壊した場合については、やはり第1避難所で交流プラザになっているかと思うんですけども、そちらではなく、自治公民館のほうでは、三股中学校、こちらの体育館に避難すべきであるということ、防災組織の中にはうたってあるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。ハザードマップの目的を知り、絵に描いた餅にならないように、現実にも有効なものにするために、やはり地域での徹底した確認が行われて、初めて本当の防災意識の向上につながるものだと思います。

先ほどから、課長もおっしゃってますように、あくまでもこのマップを中心に地域でいろいろ

検討して、本当の自主防災というものをつきとめてほしいという、それが本音じゃないかなと思います。

確認の役割を納得して、災害時に迷いのない行動ができる自信がつくまで意識の向上が必要だと思います。

なぜ、ここまでしつこく言うかといいますと、先日の先議員も言っていましたけれども、滋賀県のJ I AMの議員研修で、防災と議員の役割というタイトルで研修がありました。

その中で、災害に遭われたほとんどの方がまさか自分が災害に巻き込まれるとは思ってなかった。自分は大丈夫だと思っていたと言われていたという事実です。避難行為については、空振り結構だが、見逃しはアウトとも言われました。

特に、三股町は津波のおそれはありませんが、山津波のおそれがあります。熊本、えびの等は身近な地域での地震災害です。本町は防災意識が少し薄いのだと思いました。

順序が前後しますが、自治公民館における自主防災組織のあり方という内容で質問したいと思います。

私は上米自治公民館にいます。資料3をごらんください。

資料3に自主防災組織の使命と必要性、上米自治公民館ということで、そこに付されていますけれども、こういった資料配布のもとに組織の立ち上げの検討を行われました。

セルフディフェンスの精神、自分や自分の家族は自分で守る。自分のまち、地域は自分の隣人は、自分たちで守る。自発的な組織でなく、自分、家族、隣人で、自分たちの町を守る自主防災組織。

そしてこの研修でもよく出てきましたが、よく耳にするのは、自助、自分で自分を助ける、共助、ともに助ける、そして公助と出てくるんですけども、そこで最も大事なものは近助、近くのを助けるのと、近所、隣という意味でしょうけど、この近助の精神、自分の安全と同時に近隣の安全にも心を配る、そして向こう三軒両隣でつくる防災組織、防災隣組というんですか。

いざというときだけではだめ、日ごろの見守りなど、常に安否確認チームとして、人と人との結び合いを深めることが大切。自主防災組織の使命ということで、そこにあります。

そして、その下にあるのは、滋賀の研修のときにもらった資料の中の一部をそこに添付しました。

超高齢化社会の備えの基本理念、支援者が減少し、要支援者が多くなる、そうなったとき、超高齢化社会にいたからこそ、輕易に自助、共助の仕組みを高年齢者こそ自助をすべきとか、自助が共助を可能にする、すると共助が公助を有効にするとありますけど、次のページに④のところですけれども、実はこれが上米自治公民館自主防災隊編成表でございます。

その内容を見ますと、対策本部が、四角で点線で囲ってありますけども、隊長が公民館長、本

部班に、副隊長が副館長、班長が壮年会長、そういった地域の防災とは抜きの役員の方がそこにずらっと名前が入ります。ですから、消火班については壮年会長、副会長が班長になり、避難誘導班には班長といった、そういった感じで通常の地区の組織の人間がそこには充て職みたいに入った状況になっております。

これについて、上米地区では、毎年役員が変わるわけで、年々防災機能を充実させていくものであれば、果たしこうやって組織が変わっていくということは、メンバーが変わっていくということは、この状態というのは自主防災組織を充実、拡充させていくにはいいのかどうかというのを質問しようと思うんですが、実はこれに取り組んだ自治公民館の役員の方とも話をしてみました。

そうしますと、なるほどと思うところがありました。こういった組織において、どう思うかというのを先にお聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 上米自治公民館の組織編成表でありますけれども、マニュアルといえますか、大体こういった自治公民館を単位とした組織の編成という形においては、こういった参考といえますか、そういった中で、各自治公民館が話し合いをして、組織表をつくっていただきたいということで上げているものでございます。

ただ、今言われましたとおり、自治公民館内においては、館長が1年でかわるとか、ほとんど全役員が1年でかわってしまうところもあれば、長年かわらないところもある。自治公民館はそれぞれまた体制のもち方についてとか、役員の任期等について、非常にそういうところあるかと思いますが、ただ、組織、命令系統を一本化するということに当たっては、これとまた別組織で編成をした場合に、非常に伝達事項が混乱するんじゃないかなというふうに思います。

こういった地区の代表者ということによって、うまいぐあいに命令、伝達、こういうのが伝わっていくのではないかなというふうに思う点からすると、こういった組織の編成の仕方というのが一番妥当ではないのかなという気がします。

ただ、自治公民館によって、そういった形で人がかわって、単年でかわっていく、するとその組織の内容自体がわからなくなってしまうという欠点はあるかと思いますが、さらなる工夫としましては、その組織の中にある程度役職以外の方々をちゃんと配置していく、内容をわかっている方々を配置していくという考えが重要なかなと、特に、この前も出ました、防災士です、この方々を地区でも育成した上で、そういった方をちゃんと役員とかそれじゃなくて、その組織の中の重要な位置づけ、ポストということで、取り入れていくということが大事じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 限られた人間が継続するよりも、年々新たな役員が任につくということが防災に関する意識向上が拡大していくと思います。

地域活性化につながります。そのほうが現実的で、機能的で効果的に発揮できると思います。

実は、連絡網にしてもそうですけども、ある連絡網はこういう役員の連絡網、ある連絡網はこの役員の連絡網、例でいうと、例えば、農協関係、農業関係の連絡網にしても一つの役員のルートができると、やはりそれを当て職ないけども、同じ役員でやったほうが、ある連絡はこっちから来て、ある連絡はこっちから来てという、行く人は同じだけれども、用途によって違うというのは、非常に非合理でわけのわからんようになる可能性がありますので、その考えは、私もそっちのほうがいいと思います。

かえって参加者もふえてくるし、経験者もふえてくるし、意識も高まってくるんじゃないかと思います。今、ちょっとアドバイスがありましたけど、そういったものでぐるぐるんかわったところで、何もよくわからんわと帰ってきませんので、恐らく上米の組織の中にある、左側にあるアドバイザーとか、消防署OB等とか、この方々がそのリード役じゃないかなと思いますけど、違いますか、そうですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、おっしゃったとおり、中では十分把握はしてないんですけど、確か上米自治公民館には消防署におられたOBの方がいらっしゃる、2名でしたか、その方がここにアドバイザーとして消防署OBということで入ってらっしゃるんじゃないか、こういう方たちを中心にずっと組織の中にいていただいて、組織の運営と、また組織のあり方とか、そういったものを引き継いでいていただきたいと。

それと、先ほど言いましたように、防災士です、そちらのほうの育成というところを、各地域でしていただきたいなというふうに思っております。

平成30年度現在、今、該当となる上米地区の防災士の数を確認してみますと、3名しかいらっしゃらないということですので、ぜひ自主防災組織の立ち上げとともに、防災士の育成というところにも力を入れていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。それもアドバイスしていきたいと思います。

自主防災隊編成表をつくるに当たって、5ページの資料なんですけども、⑤上米自治公民館自主防災に関するアンケート結果というのを、そこに資料に入れました。実は、これ上米でやった、実施は去年の10月26日から11月10日の範囲でやって、配布戸数が346戸、回収戸数

294戸で、回収率85%というアンケートの結果です。

この結果を読みますと、例えば、あなたが現在危険だと感じる災害は何ですか。44%が地震、そして42%が台風、洪水、浸水というのが10%となっています。

その考察のところを見ますと、上米地区の地形、特性として、河川や急傾斜地土石流区域でないため、地震44%、台風42%、2つの災害が突出している。次に、洪水、浸水、土砂災害の順となっているが、これは宮田ため池の決壊による危険性が影響しているものと推察されるということがあります。

問いの2番、避難勧告などにより、避難所に避難したことがありますか。避難したことはない99%、避難したことがある1%です。町が指定している避難場所はどこか知っていますか。知っているが75%、知らない25%。

右のほうに行きまして、町が作成しているため池ハザードマップを見たことがありますか。見たことがある49%、見たことがない51%。避難しなかった理由は何ですか、自宅が安全だから80%、他人の手助けが必要だから4%、避難情報がわからない9%。

最後に、万一に備えた防災対策を何か行っていますか。これは家具類の固定とか、食料品の備蓄、家族間の安全確認、避難場所の確認ということであります。その下のコメントに上記では示してないが、少しでも何らかの防災対策を行っているとの回答が全体で73%と自助防災の意識は高いことがわるとありますけども、今後とも、自助防災対策の拡大と継続性が求められるということで、コメントでそう言っていますけども、このアンケートそのものについては、これはたまたま上米のアンケートですけども、恐らくどの地区でも似たような認識じゃないかなと思いますけど、このアンケートについて何かコメントありますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 上米自治公民館が独自にとられました防災に対する意識調査というところでありまして、当然それぞれの地域、地域で違うと思うんですが、上米につきましては、やはりため池というところ、非常に災害の可能性としては危惧されているのかなというのを感じたところです。

あと、避難しなかった理由というのは何ですかということであるんですけども、自宅が安全だからと、これもひとつは自助の考え方で、私はその考え方も一つは大事だなというふうに思っています。

災害が来たから必ず避難所に行かなければいけないという考え方ではなくて、その状況判断というのも大事であって、自宅での安全性を確保する、そういった中にちゃんとした食料の確保も行う、衣服も行う、確保を行うという現状においては、こういった自宅が安全というところの考え方としては、いいのかなというふうにも思っております。

あと防災対策は何か行っていますかという質問なんですけども、これについても、ここでは自主防災組織の意識は高いことはわかるというふうに書いてあるんですけども、特に地震です。そしてため池の決壊という、この2点で考えていった場合に、さらにまたどういうものが準備しておく必要があるのか、その辺は十分考えていただければなと思います。

特に、今回のハザードマップも含めてなんですけれども、裏面に事前の備えということで、災害に対するいろんな事前に備えておかなければいけない品物、チェックリスト等も載っておりますので、そういったものを十分チェックしていただければ、ありがたいなというふうに思ってますし、全てが事前の備えというものをちゃんとやっておくというところが一番大事なのかなというふうに感じたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 私も、アンケートの中で、課長が自宅安全だからというところを捉えられた内容について非常に興味を持ったんですけど、ここが自助の始まりだという内容をおっしゃられましたけど、ならばこそ、本当に地域での自助、共助という、近助、あわせてこういう真剣に自分の身となって、検討会というのが必要だなとつくづく思います。

以前、2地区で防災訓練があったときの状況を浮かべるんですけども、真剣度がないというか、緊迫感がないなというのを物すごく感じました。

私、先ほど言いました、滋賀県のJ I AMでやった、空振りはいいいけども、見逃しはだめというのは、避難することが丸と、そう捉えたんですけども、今、課長おっしゃった自宅安全だからという、安全だからという備えをしているという、この訓練というのは、やはり地域での訓練が必要じゃないかと思えますし、自助の自信じゃないかと思えますので、ぜひ近いうちに、こういった内容の検討会を各地区やるような連絡を徹底して流してほしいなと思います。

次の質問にいきたいと思います。

福祉課、高齢者支援課の防災計画はどうなっていますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 福祉課、高齢者支援課の防災計画はいかにかということでお答えします。

高齢者支援課では、台風や大雨等で災害が発生するおそれのある場合、避難支援が必要な高齢者が支援を受けられるよう、三股町地域防災計画に基づき平成23年3月に策定した、三股町災害要援護者避難支援プランをもとに、民生委員の方々にお願いし、避難行動要支援者名簿の作成を行っております。

対象者は、避難支援が必要な65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしの方や、75歳以上の高齢

者のみの世帯の方々、要介護3以上の方となっております。

また、警戒レベル3が発令された場合、要支援者に対し、誰が支援を行うかについても、家族や地域の方々、高齢者支援課の職員、消防団など、さまざまな方々に協力をお願いし、避難誘導を行っております。

昨年6月、2地区において実施された防災訓練では、地域の方々にご協力をお願いし、要支援者として高齢者支援課の職員が2地区交流プラザまで避難誘導する訓練を実施したところであります。

また、台風においては、災害対策本部設置のもと、要支援者名簿に基づき電話連絡を行い、避難の有無について確認をし、避難誘導を行ったところであります。

ケアマネジャーやサービス事業者につきましては、研修会を実施し災害時の対応について協議を行っております。今後の課題としましては、要介護3以上の介助の必要な方々については、対応できる介護施設と協定を結び、避難時の協力体制を確保したいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課の防災計画についてのご質問にお答えいたします。

本町では、地域防災計画に要配慮者等安全確保体制の整備として、社会福祉施設等の防災体制の充実や避難行動要支援者の救護体制の整備について記載しております。

また、援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うために、地域において支援が必要な人を特定し、その一人一人についての避難行動計画等を定める災害時要援護者避難支援プランを策定しております。これ高齢者と同様です。

避難支援プランに基づき、障害のある方の調査を障害者基幹相談支援センターが行い、避難に支援を要する人を福祉課職員が再度調査し、避難計画と避難行動要援護者名簿の作成をしています。事前に自治公民館や民生委員、近所の方々等の地域協力者に情報提供し、地域で支え合い、災害に備えております。

今年度の実施状況としましては、7月、8月の豪雨や台風襲来時に、避難支援プランに基づき、基幹相談支援センター職員が福祉避難所となっております、総合福祉センター元気の杜に避難支援を行っております。

災害時の円滑かつ迅速な対応のためには、各種対応を平時のうちに具体的に考えておくことが重要だと考えております。

そのためには、現在行っています行動避難計画等を定める災害時要援護者避難プランと、避難行動要支援者名簿の作成を継続し、また、社会福祉協議会に設置しています障害者自立支援協議会においても、事業者、関係者等とともに防災について考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 名簿の整理とか、両課ともですけど、実際にそれに基づいての防災訓練の実施というのは十分されているんですか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 先ほども申し上げましたとおり、昨年6月に防災訓練の折に、地域の方々に協力いただいて実施しております。そして、要援護者名簿には、現在23名の方が名簿登録されておりまして、年齢や住所、連絡先、要介護度、担当ケアマネジャー、体調や現在の状況などさまざまな個人情報が確認できるようになっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課においては、高齢者のように障害者の訓練は今のところ実施していない状況です。訓練も必要と思われることから、訓練について今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 来年度の計画にぜひ充実した内容に入れてほしいと思います。

つい防災となると、総務課ということになってしまうんですけども、いろいろ考えると、高齢者支援のところ、福祉課のところ、ここが一番目を向けないといかんとところじゃないかなと思いますので、来年度にこういった訓練の実施を計画の中に入れて、充実させてほしいと思います。

続きまして、建国大学野球部の来町を町の活性化へということで、質問していきたいと思えます。

ことしも3年連続で、本町へ韓国から建国大学野球部が、選手28名、コーチ2名、監督、父兄、総勢35名、合宿に来ました。1月17日から、2月14日まで、約1カ月の滞在でした。宿泊は都城のロイヤルで、中1日は高城のキャンプ場を利用したみたいですが、ホテルと空港往復や旭ヶ丘運動公園往復の移動、そして昼食、供給も全てロイヤル担当でした。

本町に対しては、旭ヶ丘運動公園野球場の貸し出しと日常必要な日用品の購入は、三股町の店を利用するようにと協力してもらいました。

そして、2月7日の町長初めとする町内各種団体との商工観光行政の交流を目的とした交流会においては、監督及び選手、コーチ陣と、昨年よりさらに親睦を深めることができたのではないのでしょうか。

合宿申請が昨年の11月と遅かったせいもあると思いますが、資料6に写真を入れました。グラウンドの整備をしているのが右で、そして左は本部席の後ろですけども、屋根が壊れて雨漏りがする状態。そして、左図面においてあるのは、置き去りの一輪車ですけども、全く使えない一輪車が最初から最後まで置いてありました。

右のほうは下のほうに子供たちが遊ぶ公園があるんですけども、そこへの飛球が平気で飛んでいってまして、鋼球ボールを防止するバックネットも必要だなと感じたところです。

ことしの合宿誘致の状況をどう捉えておられますか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） ことしの合宿誘致の活動状況につきましてお答えいたします。

ことしも韓国ソウルから建国大学野球部、チャ・ドンチュル監督以下26人が、本町への合宿を1月17日から2月14日までの約1カ月間行ったところでございます。

昨年からの日韓関係の冷え込みによりまして、多くの韓国プロ野球団や大学野球部等が日本での合宿を見送ったり、縮小したりする中において建国大学野球部が例年どおりのスケジュールで、本町に来ていただいたことは非常にありがたく、また誇らしくも感じているところでございます。

これは、本町での合宿を定着化してもらうために、ピッチングマシンやバッティングケージなどの必要な整備を行ってきたことと、昨年度はおもてなしとしまして、歓迎セレモニーや子供たちとの野球教室、社会人野球チームとの親善試合、そして親睦会などを開催しまして、信頼関係と親交を深めてきたことが、このたびの合宿に結びついたものと考えております。

ことしも、先ほど議員がおっしゃったとおり、2月7日に親睦会を開催しておりまして、さらに親交を深めたところでございます。

今後も、建国大学野球部との友好関係を育てていきまして、町の特産品であったり、観光地等を紹介するなど、町の活性化につながるような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 先日、交流拠点検討の進捗状況説明会が行われました。私はその中で質問したのですが、横断的組織体制の構築が必要という文言が出てきました。具体的に横断的組織体制の構築が必要とはどういう意味ですかと聞きましたところ、回答は各課から必要と思われるメンバーが選出されて構成される組織のことで、垣根を越えて目標達成の組織づくりのことだと答えられました。

垣根を越えて目標達成の組織づくりのことだと答えられました。大なり小なり、また長期や短期においても、今回のこのような柔軟なフレキシブルな体制が必要ではなかったかなと思いました。

今、企画課長のほうからもお話がありましたけれども、年々積み重ねていって、受けるほうも、来るほうも、非常に親睦を図られてきているという状況にあります。

今後の誘致に対する改善内容を具体的にお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 野球場の環境改善という点から、都市整備課のほうからお答えいたします。

グラウンドの整備については、現在、建国大学の合宿にあわせ、スポーツトラクターによるエアレーションとレイキかけを実施しております。

実施時期は合宿の1カ月前と直前の2回です。

ただ、今回のことを踏まえまして、改善ということで、先日現場に赴いております。操作員である委託職員とスポーツトラクターに取りつけるアタッチメントの機能確認を行いました。

現在までエアレーションという機能を純粹に使用しておったのですが、その中で別機能で表面を、深くはないんですが浅く掘り起こす機能があることがわかりました。今度からそれを使ってちょっと何回か試しにやってみて、梅雨の時期等を含め、現場の確認をし、前に進めたいというふうに思っております。

あと、本部席の補修については、本部席上の雨漏りにより天井板が腐食し、電気配線にも影響がある状態となっているため、令和2年度に修繕料の予算計上をし、この議会に上程しております。

遊具場への飛球防止のバックネット設置については、旭ヶ丘運動公園の新たな整備計画の中で検討案件とさせていただきます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） はい、わかりました。ぜひその改善をお願いしたいと思います。

単なる誘致に関してだけでなく、この合宿の継続は本町の活性化につながる要素を多く含んでいると思います。来年は本町の合宿所を数日間は利用すると、町長と監督は約束されてきました。

昼食もよかもんやが担当したり、本町商工会の出番です。空き家を民泊に実施をすることも考えられると思います。韓国語の通訳にたけた人も町内に多くおられます。建国大学のチームレベルといえば、去年のメンバーから1人韓国のプロへ行ったようです。ことしのメンバーからは2人行くのではとっていました。

子供との野球教室、また県内野球チームとの練習試合、地域との交流、そしてまた宮崎県産業経営大学の野球部や、熊本の東海大学の野球部との試合を計画していけば、本町での合宿がさら

に充実したものになると思います。

あくまでも、この合宿は一つのきっかけです。このように建国大学との合宿の縁をきっかけに本町の活性化を願うものです。行く行くはソウル市と三股町との友好都市関係に発展させていけるとと思います。確実に友好の一途をたどっていると思います。

町長、都城がモンゴルとの友好関係じゃありませんが、三股町とソウル市との友好関係、これへの意気込みをぜひお聞かせください。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 合宿誘致をさらに推進するということでお答えさせていただきます。

昨年6月に本町に合宿所ができて、既存の民泊も2軒ありますので、そちらのほうの利用促進とさらに合宿誘致をするということで、推進するということで、関係人口等を増加させ、地域の活性化を図るということを目的に合宿をした、実施した方々へ対しての補助金制度を策定し、その予算として令和2年度の一般会計予算に計上しまして、本議会に上程させていただいたところでございます。

先ほど、議員がおっしゃいました、ソウル市と三股町の関係ということで、韓国の建国大学を足がけにして、そういった良好な関係というのが結べていければ、大変うれしいことだと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 我が町は、ご案内のとおりアスリートタウン三股というスローガン掲げながらまちづくりやしているところなんです、この合宿誘致、建国大学野球部が本町を訪れるということは大変、スローガンの一翼になるんじゃないかなというふうに考えています。

そして、また本町のほうの経済の活性化にいかにつなげていくかというのが課題でありますけれども、ただいまありましたように、合宿所もできます、そして民間のほうも2件ほど手を挙げておりますので、そのあたりのところと連携を図り、そしてまたいろんな食料品と、この昼のお弁当と何らかの形で、本町のほうに依頼があれば、応えていって、そして町の活性化につなげていくという意味で、大変重要な取り組みかなというふうに考えています。

そして、また、大きくいえば、言われるようにソウルという大きなまち、大変大都会でございますけれども、そういうところと縁が深くなれば、またいろんなつながりができて、本町の活性化につながっていくんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いでは、建国大学の縁を大事にしたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 本当、町長、やろう、やろうという人間がいっぱいおります。町内に。

そういった展望を、そうしたソウル市と三股町が友好関係になったんだよとなると、行き来も盛んになってきて、今のコロナはちょっと別ですけども、そういった意味では発展の要素をいっぱい含んでいるな、三股町が活性化する要因はいっぱい含んでいるなと思っていますので、また協力していただきたいと思います。

それで、最後なんですけども、一般質問の中の一番最後にこそっと書いていますけど、4番目旧町立病院の取り扱いということで出したんですが、これ三股町の持ち物でもありませんので、ここに話題に出すのはどうかと思うんですけど、ただ、現在三股町の持ち物ではないんでわかっているんですけども、旧町立病院の現状を話題にすることを、町の中央部に位置して、廃墟状態が続く姿に打つ手が無いものかと思うもんですから上げました。

特に、中学校の運動会時には話題となりますし、町としては、今のところ見て見ぬふりというのは非常に汚い言い方かも知れませんが、突破口を開くような何か作戦といいますか、そういうものはあったらと思うんですけど、今、大体どういう方向性にあるかだけをお聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） それでは、私がかつて町立病院担当だったもんですから、私のほうから回答させていただきたいと思います。

旧町立病院は昭和29年に開院しております。当時は非常に三股町が結核がはやっておりまして、結核病床を備えた100床の病院ということで、当時は民間の病院も少なく、当然この圏域で公立病院としては1つでした。

それから約50年にわたり、町民の健康保持ということで貢献してきたところなんですけど、その間も、いろんな診療科の変更もあり、医者への入れかわりもあり、当然お医者さんは宮大から先生が派遣されていますから、常に先生はかわるような状況でした。

そうこうしているうちに、新研修医制度というのがありまして、医者への引き上げというのがありました。当時、町立病院は4人の常勤のお医者さんがいたんですが、3人引き上げになりまして、結局お医者さんが1人になったということで、経営難になりまして、平成18年3月をもって町が直営の病院経営というのは終わったということです。

その後、いろんな病院経営について協議されたんですが、譲渡を前提としました指定管理者を立てまして、運営を行って来ました。まず医師会病院で、医師会が指定管理者で、病院経営となりました。医師会病院が続かず、その後小牧病院が指定管理者として運営を行ったところなんですけど、最終的には譲渡に至らず、平成21年4月に都城にあります戸嶋病院というところに有償

譲渡になったところでございます。

戸嶋病院に有償譲渡になるときは、病院経営を継続するというのが譲渡の条件ということで、21年4月から診療が継続されたところなんですけど、平成22年10月に経営難を理由に突然の休診というふうになっております。

議会等でも当時契約違反ではないかという指摘もありまして、町村会の顧問弁護士等にもいろいろ相談したところなんですけれども、契約違反には至らないということでございます。

しかしながら、病院経営というのが条件でしたので、町長含め、町としても診療の継続ということでお願いに行ったところなんですけど、診療の再開はなされず、ご存じのとおり、今のままということで建物も老朽化が進み、敷地も荒れたままというような状況になっております。

また、休診になった以降、先ほどありましたように、敷地の利用です、中学校からとか、いろんな周りの保育園、幼稚園から、駐車場として借りられないかという相談もありまして、町としても戸嶋病院のほうに要請をしたところなんですけれども、管理上の問題から、貸し出しはしないということになっております。

また、何も使わないなら買い戻したらどうだという話もあって、そういう相談もしたところなんですけど、向こう側としては病院開設に伴いましてかなりの資金を投入したということで、その買い戻しというのも実現に至ってないところでございます。

当然、病院が休診した後に、これどうするんですかという話を聞いたところ、当時は老人福祉の施設をつくりたいという話でございました。

今回のこの一般質問が出て、また向こうの理事長のほうに連絡とりまして、お話したところ、当時は老人福祉施設ということでやっていたんですが、今のところ白紙状態ということでした。

今後について、もし今後何か利用があるときには、ぜひ町のほうにも一報いただきたいということをお願いをしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。

ほったらかしじゃないという状況もよくわかりましたし、隣町でありながら、ともにこの盆地地域では、お互いに持ちつ持たれつという意味合いもありますので、そこら辺はまた情報が入ったときに、今度町をつくる、中央に値しますし、大事な位置じゃないかなと思いますので、前向きに検討して行ってほしいと思います。

以上で、一般質問の質問終わります。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして一般質問は終了します。

○議長（重久 邦仁君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時44分散会

令和2年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和2年3月6日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和2年3月6日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	……………	西山 雄治君	税務財政課長	……………	黒木 孝幸君
町民保健課長	……………	横田 耕二君	福祉課長	……………	齊藤 美和君
高齢者支援課長	……………	川野 浩君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	福永 朋宏君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	鍋倉 祐三君	会計課長	……………	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、質疑はありますか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議案第16号で、一般会計予算書のところですが、こういうふうには話をしたんですけど、この予算説明の中の、先導的官民連携支援事業というのが出てきます。予算内訳を見ると、国庫支出金が1,400万、一般財源が98万2,000円、物すごくすばらしい補助金なんだけれども、これに対する説明をお願いしますというふうに言ったんですが、この資料も何もついていないんですけれども、きょう配っていただくということにはならないんですか。それとも、これについて、私の悪い頭でも理解できるようにきょう説明してもらえますか。よろしくをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 先導的官民連携支援事業について、ちょっとご説明をさせていただきます。

これは、国土交通省の所管の事業でありまして、地方公共団体が先導的な官民連携事業の導入

の実施に向けた検討、つまり、T P P、P F Iなどの官民連携の手法を用いるかどうかの判断をするための調査をコンサル等の事業者等に調査依頼をする委託費を全額国費による定額補助として助成されて事業として行うものでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） かく言うんですけど、導入するかどうかを検討するというふうに言われましたけれども、私のちょっと調べた中では、導入するためのというふうにしてあるんですけども、そこが一番、あとは審議するとして、そのところが少し足りなかったなというふうに思っています。

次に、同じく議案なんですけど、スポーツ文化合宿補助金というのが同じ説明資料のそのすぐ下の段に書いてあります。これについては、補助交付金と書いてあります。補助交付金であれば、補助金の交付条例、交付規則、交付要綱なんかあるはずですけども、この点にはついていないんですけども、要するに新規ですよ。新規。要するにこれを補正するというのであればそれは当該の委員会でもいいと思いますが、新規であれば、何か説明資料が、ただここに書いてあるこの3行ぐらいではなかなかわかりづらいし、もし要綱であれば要綱を先に配るべきだと思うし、というふうにも考えて質問をしました。

例えば、都城市も同じようなのがあるということでしたんですけども、こういうことだというのがわからないと、例えばスポーツ合宿の考え方、この例を見たら、三股町の人でも利用できるのかなというふうに見えたわけです。だから、もう少し詳しく。町民がここで合宿しても大丈夫なんですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） これは町外の団体等ということで制限を設けさせていただいてつくっております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（重久 邦仁君） 再度課長が答えるそうですが、いいですか。西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 補助金交付要綱ということで策定はしているところでございます。

規定を申し上げますと、町外の団体とアマチュアの団体になりますが、そちらのほうが文化的もしくはスポーツ的な合宿を町内の施設を使って町内に宿泊した場合に、その食費を除いた部分の宿泊費に対しまして2分の1、ただし2,000円を上限。またさらに、1団体30万円を上限にしまして補助としという形で交付するものでございます。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 昨年の秋から消費税が10%になったわけですが、この消費税

のことについてお尋ね……。

○議長（重久 邦仁君） ちょっと済みません。議案番号を提示して質問、質疑をお願いします。

○議員（10番 上西 祐子君） 済みません。議案番号16号、一般会計予算です。消費税のことについてお尋ねいたします。

この10%になったことによる影響なんです、町民の負担する8%から10%になった比較と、それから、町がいろいろな物件費とかそういうふうなことで支払う消費税、8%と10%の比較、それをお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。

令和元年度が年度途中で、適用がそれぞれずれておりますので、前年度との比較というのはなかなか難しい関係で、令和2年度の当初予算に対しまして、8%の場合と10%の場合ということで試算をいたしました。

まず、歳入です。町が受け入れ組合歳入につきましては、8%と10%の差ということで、87万3,000円の収入増ということになります。歳出におきましては、町が支払う金額になりますけれども、4,195万8,000円の消費税アップの影響額があるということになります。

また、それ以外に、地方消費税交付金を10%に上がった部分もありますので、歳入といたしまして約5,900万ほどの増収を当初予算で見込んでいるところであります。

また、参考までにですけれども、地方交付税ですけれども、地方交付税の原資といたしまして、消費税が19.5%充てられるということに法定で決まっております、消費税の総額に対する割合としましては25.5%を占めているということで、本町の今年度当初予算で今計上しております27億程度の地方交付税の中でその率で考えますと、6億9,000万ほどが含まれているというような計算になるようでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この最初の金額8%のときの入りと873万、その金額というのは、町の収入、それとも我々町民が負担する金額を知りたいんです。我々が負担する金額と、それから町が今度は物件費とかいろいろなことで負担する金額、その差額を聞いているんですが。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 最初にお答えいたしました歳入の87万3,000円というものが使用料なりそういうものに町が消費税10%転嫁して収入する。ですから、町民の方とかからいただく部分の増になります。

と、後段の4,195万8,000円というのが歳出側になりまして、町が消費税の2%アップに対して支払う分の増額分ということになります。

○議長（重久 邦仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第2. 常任委員会付託

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議を上、本日中に事務局に提出くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時13分休憩

〔全員協議会〕

午前10時18分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時18分散会

議事日程(第5号)

令和2年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 意見書案第1号の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第1号から議案第28号までの28議案)
日程第4 討論・採決(議案第1号から議案第28号までの28議案)
追加日程第1 意見書案第1号上程
追加日程第2 意見書案第1号質疑・討論・採択

本日の会議に付した事件

- 日程第1 意見書案第1号の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第1号から議案第28号までの28議案)
日程第4 討論・採決(議案第1号から議案第28号までの28議案)
追加日程第1 意見書案第1号上程
追加日程第2 意見書案第1号質疑・討論・採択

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 意見書案第1号の取扱いについて

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、意見書案第1号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

先日3月17日、議会運営委員会を開催し、追加提案されます意見書案第1号について協議をいたしました。

この提出案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、意見書案1件につきましては、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本日追加提案されます意見書案第1号については、議会

運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます意見書案第1号については、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

それでは、これより意見書案及び日程を追加した議事日程表を配付しますので、しばらくの間、本会議を休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時26分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 総務産業常任委員会の審査結果を、会議規則第76条の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第1号、2号、7号、8号、13号、14号、15号、21号、22号、23号、24号、25号、26号、28号の計14件でございます。

以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第1号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、植木原団地、五本松団地の全部、餅原団地、蓼池第3団地、勝岡団地、宮下団地の一部を用途廃止し、条例から削除するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第2号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」。

本案は、町営住宅入居時の連帯保証人の債務負担限度額を定め、連帯保証人の住所要件を緩和するものであります。また、家賃の決定について改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第7号「三股町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町使用料及び手数料徴収条例から一般廃棄物最終処分場の研修室の使用料を削除

したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第8号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」。

本案は、指定給水装置工事事業者の更新及び指定更新の手数料を追加するための所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第13号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、予算の総額4,434万6,000円から歳入歳出17万5,000円を減額し、予算の総額を4,417万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額し、歳出につきましては、公課費を減額し、事業費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第14号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、予算の総額4,013万5,000円から歳入歳出20万8,000円を減額し、予算の総額を3,992万7,000円とするものであります。

歳入につきましては一般会計繰入金を減額し、歳出につきましては公課費を減額し、需用費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第15号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、予算の総額9億5,277万9,000円から歳入歳出426万5,000円を減額し、予算の総額を9億4,851万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、負担金及び手数料を増額し、一般会計繰入金及び町債を減額するものであります。

歳出につきましては、総務管理費の負担金を増額し、事業費の委託料を減額するものであります。

次に、継続費につきましては、中央浄化センター増築事業の年割額を変更し、事業費の総額を9億900万円とするものであります。

次に、地方債につきましては、公共下水道事業費を実績見込みにより限度額を変更するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第21号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、予算の総額4,271万6,000円とするもので、対前年度比3.1%、135万5,000円の減となっております。

歳入の主なものは、施設使用料、一般会計繰入金で、歳出の主なものは、職員給与費、施設管理委託料、公債費であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第22号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、予算の総額を3,783万9,000円とするもので、対前年度比0.7%、25万1,000円の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料、一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設管理委託料、公債費であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第23号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計予算」。

本案は、予算の総額を9億5,946万7,000円とするもので、対前年度比1.5%、1,422万7,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料が1億207万2,000円、国庫補助金が3億2,500万円、一般会計繰入金が1億8,590万9,000円で、歳出の主なものとしましては、事業費の委託料が4億4,157万4,000円、工事請負費が2億7,115万8,000円、公債費が1億5,551万6,000円であります。

次に、地方債につきましては、公共下水道事業債として3億4,998万7,000円の借入れを予定しているものであります。

審査の経過といたしまして、公共下水道を進めるか合併浄化槽を進めるか、費用対効果を考えてほしいという意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第24号「令和2年度三股町水道事業会計予算」。

本案は、まず業務の予定量として、給水戸数を1万1,417戸、年間総給水量を271万5,000立方メートル、1日平均給水量を7,400立方メートルとするものであります。

次に、収益的収入及び支出として、収益は4億2,949万9,000円、支出を3億8,164万2,000円とするものであります。

収益の主なものとしましては、給水収益が3億7,698万1,000円で、費用の主なものとしましては、職員給与費が5,983万8,000円、委託料が3,507万3,000円、動力費が3,104万7,000円、減価償却費が1億4,552万7,000円であります。

次に、資本的収入及び支出としては、収入を1,331万1,000円予定し、このうち収入の

主なものとしましては、負担金1,330万9,000円であります。一方、支出の総額は2億2,903万1,000円を予定し、支出の主なものは、施設費7,260万4,000円、固定資産購入額5,200万2,000円、企業債償還金1億112万8,000円であります。

なお、予算の収支不足額2億1,572万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号「町道路線の廃止について」。

本案は、宅地分譲の開発行為による道路つけかえに伴う1路線について、路線廃止を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第26号「町道路線の認定について」。

本案は、宅地分譲の開発行為に伴う路線土地改良費の完了に伴う1路線について、新規路線認定を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第28号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について」。

本案は、定住自立圏共生ビジョンの改正に伴い、改めて協定の締結をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第3号、4号、5号、6号、10号、11号、12号、17号、18号、19号、20号、27号の計12件です。

以下、案件ごとに説明します。

議案第3号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町敬老祝金支給事業を見直し、支給対象年齢を88歳、100歳、最高齢にするものであります。

改正案は、高齢者福祉介護保険運営協議会、事務事業評価幹事会、町長協議及び査定庁議で検討された結果、高齢者福祉事業を充実させるための見直しとなっております。楽しみにされている方が多くいらっしゃる案件なので、さまざまな方向から調査検討を重ね、3回にわたる長時間の審査の結果、苦渋の決断となりました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、令和元年10月の消費税アップに伴い、低所得者の方に対して新たに介護保険料の軽減策を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」。

子供の医療費の一部を助成することにより、疾病等の治療を容易にし、子供の保健福祉の増進と健全な発育の促進を図ることを目的とする制度で、令和2年11月診療から子ども医療費助成事業を拡充することにより、改正するものであります。

以下のような意見がありました。

重複するような受診を行わないように点検を行ってほしい。町民の税金による助成であるということの意識づけを行ってほしい。子育て世代に対して手厚い等を町民に周知徹底してほしい。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」。

母子及び父子家庭の医療費の一部を助成することにより、疾病等の治療を容易にし、母子及び父子の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする制度で、令和2年11月診療から母子及び父子家庭の小中学生の医療費の自己負担額を無料とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」。

1,339万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億6,889万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、システム開発費等補助金の資格管理のさらなる効率化にかかわるシステム改修補助金であり、歳出の主なものは国民健康保険事業納付金のうち国・県支出金については特別交付金の減額による財政補正、その他については保険基盤安定繰入金の減額による財源補正をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第11号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」。

250万を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,029万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、特別徴収保険料、後期高齢者医療広域連合受託事業収入によるものであり、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者健康診査受託料によるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第12号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」。

2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,156万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、平成29年度寝たきり老人等介護手当の再確定に伴う追加交付金や介護用品支給助成事業における補助金の返還によるものであり、歳出の主なものは平成28年度高額介護サービス費について、算定誤りについての補助金を返還するもの及び平成29年度総合事業調整交付金の委託料の誤りによる返還であります。

平成29年度総合事業調整交付金の請求ミスについては、再発しないように改善策の提示を要望しました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額を30億4,685万5,000円とするものです。対前年度比3.4%、1億17万1,000円の増となっています。

歳入の主なものは、一般被保険者国民健康保険税、保険給付費等交付金によるものであり、歳出の主なものは、一般管理費のオンライン資格確認対応に伴うシステムの解消の委託料、保険給付費の療養諸費の一般被保険者療養給付費によるものであります。

国民健康保険が高過ぎるという声を聞きます。保険給付費を下げるには意識改革が重要です。特に、生活習慣病予防のために日々の生活改善に努めることが大事と再認識されました。町民の周知の徹底を要望します。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額は2億9,336万9,000円とするもので、対前年度比5%の増となっております。

歳入においては、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療広域連合受託事業収入によるものであり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金によるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「令和2年度三股町介護保険特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額を23億3,695万2,000円とするもので、対前年度比1.9%、4,307万4,000円の増となっております。

歳入の主なものは、介護保険料及び支払基金交付金の介護給付金交付金などによるものであり、歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費や特定入所者介護サービス等の特定入所者

介護サービス費などによるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額を1,321万7,000円とするものです。対前年度比28.8%、534万1,000円の減となっております。

歳入の主なものは、介護予防サービス計画費収入によるものであり、歳出の主なものは、一般管理費の地域包括支援システム保守委託料や居宅介護支援事業費の委託料によるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について」。

平成27年3月に策定した三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期次世代育成支援行動計画（前期計画）の改定計画となるもので、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）であり、放課後子供総合プランを包含し、令和2年度から令和5年度までの5年間の計画期間として策定するものです。

提供区域を三股町へ訂正を要望しました。表紙計画の説明を入れたらどうかという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の診査の結果報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第9号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第5号）」と議案第16号「令和2年度三股町一般会計予算」の計2件でございます。

以下、ご説明いたします。

議案第9号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明いたします。

本案は、補正予算額760万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億7,725万3,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものは、地方消費税交付金は、交付額の確定により減額補正し、国庫支出金は、保育所の施設型給付費負担金などを増額補正、児童手当負担金などを減額補正するものです。

県支出金は、障害児施設給付費当負担金などを増額補正し、保育所の施設型給付費負担金などを減額補正するものです。

町債は、前目工業地域雨水対策事業などを増減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものは、民生費は、障害児施設給付費などを増額補正し、保育所の児童手当費などを減額補正するものです。

農林水産業費は県単かんがい排水事業などを減額補正、土木費は町営住宅簡易平屋団地解体工事費などを減額補正し、公債費は償還利子及び割引料を減額補正するものです。

諸支出金は、森林環境譲与税、基金積立基金などへの積立金を増額補正するものです。

繰越明許費は、プレミアム付商品券換金業務委託料ほか2事業を繰り越すもので、地方債補正は、前目工業地域雨水対策事業を追加し、畑地債総合整備事業ほか1事業は需用費の補正により限度額を変更するものです。

これらの議案審査の中において、いろいろな質問に対して適切な説明や資料提供を受けました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号「令和2年度三股町一般会計予算」についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出108億円と定めるものです。対前年度比6.9%、7億円の増となっております。

以下、特筆すべきことについてご説明いたします。

歳入について、歳入財源別調べにおける自主財源については、約1億2,609万円、3.6%の増、構成割合では、前年度比1.1ポイントの減となり、また、依存財源については昨年度と比較して5億7,391万円、8.7%の増となり、構成割合として1.1ポイントの増となっております。

次に、歳出について、歳出経費別調べにおける義務的経費は、昨年度比3億3,252万円、6.0%の増、構成割合について、0.5ポイントの減となっております。

主な要因として、社会保障費関連費のうち扶助費が歳出予算全体の約32.2%を占め、昨年から1,840万円、0.5%の増となり、過去最高額となったことによります。

経常的経費は、昨年度比858万円、0.2%の減となり、構成割合についても2.7ポイントの減となっております。

主な要因として、会計年度任用職員制度の導入により、物件費から人件費への組み替えが行われ、物件費総額が1億1,784万円、6.9%の減になったことが主な要因となっております。

投資的経費は、昨年度比3億7,606万円、68.4%の増となり、構成割合についても3.2ポイントの増となっております。

主な要因として、小中学校トイレ改修事業9,450万円の増や、エーデルワイス幼保園保育

所等整備事業1億9,749万円の増などといった児童福祉施設整備事業によるものとなっております。

次に、債務負担行為については、新たに情報システムリプレイズほか5事業を設定するもので、地方債については、小・中学校トイレ改修事業、臨時財政対策債ほか総額で5億586万6,000円の借り入れを予定しているものです。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取り組み実施事業についてご説明いたします。

総体的な三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取り組みを各支所に予算化しているということで、主な新規事業として、交流拠点施設の基本的な方向性を示すための交流拠点施設整備基本計画策定業務委託料1,148万4,000円、交流拠点施設の官民連携の可能性などを調査する先導的官民連携支援事業業務委託料1,498万2,000円、生活困窮者の就労に向けた支援などを行う生活困窮者自立相談支援事業697万1,000円、森林所有者の意向や森林状況を調査する森林経営管理制度意向調査委託料403万2,000円などに取り組むための予算が計上されております。

また、重点取り組み事業として、引き続き立地適正化計画策定事業、子ども医療費助成事業、施設型給付事業、塵芥収集運搬事業、学校ICT教育環境整備事業などに取り組んでいくための予算が計上されております。

これらの議案審査の中において、いろいろな質問に対して、適切な説明や資料提供を受けました。

特に、新規事業で主要投資事業の保育所等整備交付金事業において、福祉課より認定こども園の施設整備について、事業前、後の定員や地図での場所、敷地や整備面積、事業概算見込み、財源内訳などの説明をいただきました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

日程第3. 質疑（議案第1号から議案第28号までの28議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結しま

す。

日程第4. 討論・採決（議案第1号から議案第28号までの28議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第1号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第1号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第3号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり

決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は、文教常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和2年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 「令和2年度三股町一般会計予算」に対しての反対討論を行います。

令和2年の本町の予算は、子ども医療費助成制度の拡充、生活困窮者自立相談支援事業、小・中学校のトイレ改修事業など、福祉、子育て、教育のまち三股として評価できる予算とは認めません。

ただ、昨年10月から、消費税が8%から10%に税率アップしたことによって、零細商工業者など売り上げが落ち込んで店を閉鎖したいぐらいだと話されている方もおられます。そしてまた、今回のコロナの発生によっていろいろな自粛で経済活動がもっと落ち込んでいます。そのような情勢なのに国からの押しつけである番号制度構築事業補助金、中間サイバープラットフォーム交付金などが計上されています。カード取得者に25%のポイントを付与する制度など、空前の巨費を投じることなどは、国民が望んでいるとは思いません。こういう事業が盛り込まれている予算には反対いたします。

以上、討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案第16号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第17号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（重久 邦仁君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第18号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和2年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。マイクを立ててください。

○議員（10番 上西 祐子君） 「令和2年度三股町介護保険特別会計予算」に反対します。

介護保険制度は、施行20年を迎えます。国は制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護の危機は現在深刻化しております。今年度、低所得者の保険料負担の軽減が実施されることはよいことですが、一般の人はやはり介護保険料は高いと言わざるを得ません。

それと、施設入所者の食費、住居費が住民税非課税世帯で年金収入が120万円を超えると自己負担を月2万2,000円ふやし、食費、住居費、サービス利用料、保険料など合わせて月8万2,000円の負担になります。低所得者の施設利用をますます困難にさせることになりま

す。

以上をもって反対討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案第19号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第23号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されま

した。

議案第24号「令和2年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。
これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「町道路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定書の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1. 意見書案第1号上程

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第1、意見書案第1号を議題とします。

ここで、意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 「新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書案につ

いて」説明いたします。

中国で発生した新型コロナウイルスによる感染症は、世界各地に拡大し、多くの感染者・死者を出しております。

三股町では、新型コロナ対策本部を設置し、自治公民館等を通じて住民に対し、不要不急な会合における自粛の協力要請を行いました。しかしながら、マスコミ等の連日の報道による影響で、希望者がマスクを購入できないなど、住民に不安が広がっております。

国においては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、住民の生活と健康を守るため、お手元にあります資料の4つの事項に取り組みられるよう強く要望するところでございます。

1、ワクチンの開発、製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。また、マスク、防護具、検査キット等の医療物資が不足することのないよう、国の責任において必要量の確保に努めること。

2、キャンセルが相次ぐ観光、飲食関連産業、各種イベント中止などによる地域経済への影響を最小限にとどめ、農畜産業、中小企業、小規模事業者などへの支援策、雇用対策の実施など、適切な支援策を講じること。

3、学校現場における休業等の影響を最小限にとどめるため、教育機関に対して適切な支援策を講じること。

4、地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、説明でございます。

追加日程第2．意見書案第1号質疑・討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第2、意見書案第1号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は、会議規則全体審議では同一議題につき1人5回以内となっておりますので、ご協力方、よろしく申し上げます。

それでは、意見書案第1号「新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書案について」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、12月定例会以降の議長の報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。済みません。25分まで休憩といたします。

午前11時26分休憩

〔全員協議会〕

午前11時41分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和2年第1回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 福田 新一

署名議員 山中 則夫